

午前十時 零分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第三号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○四番（平野文活君） 四年間で最後の質問がトップバッターで、初めてのことでございますが、元気いっぱいやっていきたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

質問の通告順序に従って水道行政から質問したいと思います。いいでしょうか。

平成九年度からの四割の値上げについての問題点を、これまで四年間にわたって私なりに追跡をしまいいりました。その結果、三つの改革を進めれば値下げは可能ではないかという提案を繰り返し申し上げてまいりました。その一つは事業計画の見直し、二つ目は経営の効率化などの企業努力、三つ目は財源政策の見直しであります。この方向性については、基本的に当局も賛同していただけているというふうに思います。また、こうした議論の中で、市長も一たんは値下げの検討を管理者に要請をしたという経過がございましたし、また水道局長も昨年の九月の議会で、今のままなら将来再値上げの心配があると言いながら、一方で、改革が進めば、その進んだ時点で値下げについてもあり得るという趣旨の答弁がございました。そういう経過を踏まえて、総括的に質問をしたいというふうに思います。

第一点目の事業計画の見直しについては、いわゆる八大事業で四年間にわたって毎年十四億から十五億の事業をしまいいりました。値上げ前に比べると相当大きな事業量を一挙にやったということになりますが、その後、八大事業が終わって十三年度以降、今後は七億程度でやれるのではないかというふうな見直しがされてきております。これは一步前進というふうに評価をしたいというふうに思いますが、どの程度が必要最小限なのかということについては、私自身も専門家ではございませんし、本当に最低毎年七億要るのか、あるいは五億程度で抑えられるのか。そこら辺の必要最小限の事業ということについては、今後も検討の余地があるというふうに考えております。

二つ目の、経営の効率化などの企業努力ということについては、これについても経営審議会が立ち上げられ、また答申が出されました。その答申の内容は、よく検討させていただきたいというふうに思いますが、一つのたたき台が出たという点では、努力されているというふうに思います。中身については、また検討させていただきます。

きょうは、三つ目の財源政策の見直しのことについて重点的に質問をさせていただきたい。といいますのは、事業計画の見直しが経営の効率化などの取り組みと比べてみても、

この三つ目の財源政策の見直しについては、余り進んでいないのではないかとこのように考えているからであります。

そこで、幾つか申し上げたい点がありますが、その前段に経営審議会の資料として、四十五の類似団体の資料が添付をされております。この四十五の類似団体についての他会計からの繰入金というものについて調べていただきました。他会計からのというのは、主に一般会計からということがどこも多いようでございますが、別府は年間五百万円ということであります。この四十五の類似団体の中で別府より少ないのは十団体のみでありまして、あとの三十五は全部数千万円からあるいは一億以上というところもございます。そういうことを念頭に置いて二、三お伺いします。

第一点は、消火栓の工事費の公費負担の問題であります。

これも水道当局から、平成元年から十三年までの消火栓の新設費及び維持管理費、それに対する公費負担の資料をいただきました。新設及び維持管理にこの十三年間に要した費用は約一億七千万円、それに対して公費負担は八千万円、半分以下であります。これは、なぜかというふうに思うわけであります。したがって、半分以上は消火栓の費用も料金に転嫁しているということになるわけでありまして、以前の議会でも紹介しましたが、総務省が出した通知で、消火栓については後で交付税措置ができると、一般会計から繰り入れた分については、その趣旨を徹底すべしということを書いてあります。その指摘をして以降も、今度の十五年度の予算を見ても、それは改善されておられません。その結果、ということが起こっているかといいますと、古い消火栓がついた本管を新しいものにかえるというときに、大きな口径を、古い管が入っているところも小さい管にかえている。消火栓の口径が小さくなっている。そのときに、火事の際に一つの消火栓にポンプ車が張りついたら、次の近くの消火栓が使えない、こういう事態が生まれておることなのですね。この辺についてはちょっと消防本部の方から、どうしてそういうことになっておるかという実態についてもお伺いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○水道局工務課長（金澤 晋君） お答えいたします。

議員さんの、消火栓の口径が小さくなっているのではないかとこの御質問でございますが、水道の施設設計指針では、消火栓の設置に当たっては、沿道の建物の状況などに配慮し、百メートルから二百メートル間隔で設置すること、それから二点目といたしまして、原則として単口消火栓は、管径百五十ミリ以上の配水管に取りつけること、それから三点目といたしまして、通常使用されている消防ポンプ車は、口径が六十五ミリでありますので、消火栓の口径は原則として六十五ミリに統一をして設置しているという形でございます。これに基づきまして消火栓設置をしておりますので、給水区域内におきまして、口径が六十五ミリ以下の消火栓はありません。

○四番（平野文活君） 消防署に聞いたのですけれども、一つの消火栓にポンプが張りついたときに、近くの同じ管の消火栓が使えないという実態があるのかどうか、お答え願いたいと思います。

○消防本部予防課長（工藤邦男君） お答えいたします。

管網が小さいものにつきましては、そういう事例もありますけれども、基準的には消防水につきましては、毎分一トン以上のものが使えるようにというふうな規定になっております。実際、消火栓についた場合、四口程度は普通火災でも必要でございます。そうした場合に若干給水ができないというようなことも過去にはあると承知いたしております。

○四番（平野文活君） 過去ではなく、現時点であるわけですよ。それは古い管が、大きい管が入っている。新しくする際に、さっき水道局も答弁されましたように、今の基準で、あるいはいろんな技術の発達によって基準が変わったのか知りませんが、今の基準ですると大きい管を、古い管にかえたときに小さい管にしていくという現実があります。これは、総務省の繰り出し基準の中に三つ書いていますね。どういうことについて公費負担が可能なかということについて、第一点として、消火栓の設置及び管理に要する経費、これが一つね。二つ目は、消火栓の設置に伴う水道管の増設に要する経費、三つ目は、口径の拡張等に要する経費、この三つの基準で繰り出し基準があるわけですね。私がいただいた、先ほど述べました十三年間に約一億七千万使ったという工事の費用は、第一点の消火栓の設置及び管理に要する経費だけです。第二点、第三点の経費は、その数字の中に入れておりません。ですから、その第一点の経費だけでも半分以下しか公費が負担されてないわけで、二点、三点目も含めてすると公費の負担率は相当下がる。なぜこういう消火栓の関連費用を公費負担にしてよいとした場合には交付税から見ますよと、こういうことをしているかということ、火災対策というのはそれこそ人命にかかる問題、そういう工事費まで水道料金に転嫁するということがないように、また、そういう工事をふやせばふやすほど料金に転嫁するということになると、なるべくその費用を抑えようという、やっぱり企業管理者としてはそういう意識が働くというふうに思うのですが、そういう心配をしないきちんと火災に対する対策を日常からとっておくというために、私はこういう繰り出し基準があるのだというふうに思うのです。

どうでしょうかね、そういう繰り出し基準に基づいたすべての消火栓費用を公費で負担するという、そういう方向に踏み出すべきではないかというふうに思うのですが、これは財政当局にお聞きしなければなりません。これについて、どう考えますか。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

地方公営企業法の十七条の二及び地方公営企業法の施行令の第八条の五に基づきまして、市が負担すべき経費というのが載っております。そういう中におきまして、私どもといた

しましては交付税の基準財政需要額の中に消防費の常備消防費に算入をされております。その意味では交付税に算入されている部分につきましては市が受け取り、水道局の方へ繰り出すというような形になるかと思えます。広域圏の方も公債費が同じようなこととございます。そういう中で交付税の計算上の理論数値に基づきまして処理しているわけとございますが、今のところ消火栓の関係ではおおむね七百万程度が基準財政需要額の中で算入をされているということとございます。現在のところ消防の関係につきましては、十五年度の予算におきましては、消火栓の新設工事につきましては五百万、それから消火栓の維持管理負担金につきましては二百万、合計七百万程度が現在予算に計上されているということとございます。

今、議員御指摘のことにつきましては、消防本部ともいろいろ議論しているところとございます。一般会計からの負担金等の算入についても、申し入れがあったということも承知をいたしております。そういう中で今後におきましては、地方公営企業法の十七条の二の中に、一般会計等の負担の方法の中で「その他」という項目がございます。そういう中で業務用の土地・建物について無償貸付けということもございます。そういうことも考えながら、市といたしましては、今後消防と十分考えていきたいというふうに考えております。

○四番（平野文活君） 繰り出し基準どおりの公費負担をすべし。これは人命にかかわることでもある。しかも、そういう費用まで料金に転嫁することは許されんというふうに思っています。

もう一点。公共給水の単価、これは条例では一立法メートルにつき百十七円を超えない範囲で管理者が定める、こういうふうになっておりますが、その単価は幾らですか、幾らに定めておりますか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

今の表現になっておりますけれども、百十七円で給水をいたしております。

○四番（平野文活君） そうすると、一立法メートルの水をつくるのに百三十七円の原価がかかるといふふうに資料ではありますね、十三年度の資料ですが。それを市民には百六十五円で売っているわけですね。いわゆる公共給水というものについては原価割れでいいかということについては、どういうお考えでそういう単価を決めているのですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

現在、公共給水と申しますのは、別府市立の小学校・中学校、また別府市立商業高校等に給水をしております。これは当然子供の健全な育成、それから学校のプールにつきましては、防火水槽の役目をしておりますので、そういう意味合いから公共の福祉の増進という形で、今までの料金体系の中で今は百十七円が位置づけられておりますので、私の方と

しましては、単純に原価の金額と比較するのはいかがなものでしょうかと。そういう形で小・中学校及び高等学校等に給水をしているのが公共給水ということになっております。

○四番（平野文活君）　そういう公共施設の水道料というのは、市の予算の中で支払いをするわけですね。別に子供が払うわけではありません。したがって、やはり原価割れで供給する、福祉とか関係ないというふうに思いますよ。一般の市民からはかなりの利益を上げて、そして市役所が払う水道料金は原価割れしている。それはちょっと市民の理解が得られないのではないかというふうに思うのです。

もう一点。公共施設における無償給水というものはないのでしょうか。

○水道局管理課長（村田忠徳君）　お答えいたします。

現在のところはございません。

○四番（平野文活君）　繰り出し基準でこう書いていますね。公園、その他の公共施設において、水道を無償で公共の用に供するために要する経費については、一般会計が負担するための、そういう経費について一般会計が負担している場合、これは交付税措置になりますよというのがあるのですが、公園、その他の水というのは無償ではないのですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君）　お答えいたします。

毎月請求書を送って、お金はちゃんといただいております。

○四番（平野文活君）　それでは、この点はないということで、先ほど挙げた公共給水が原価割れでよいかということについては、さらに検討をお願いしたいというふうに思います。

もう一点、鉛管解消のプロジェクトというのが、十年間で十七億八千万円の事業が組まれる、年間一億八千万円近くですね。これについて鹿児島市議会の経済委員会、別府市でいうと建設水道委員会ということになるのでしょうか、必要な事業だということで、しかし、水道料金にはね返らないように国や一般会計からの財政支援が必要だということをして全会一致で当局に要望しました。当局は、こういうふうに答弁していますね。補助制度の創設や起債対象事業になるように国に要望していく、というふうに答弁をしているわけですが、私は、別府市でもこういう事業は必要だ、ああいう事業が必要だと、すべての事業費を料金に転嫁するというやり方をやって四割の値上げをやったわけですが、やはりすべてを料金に転嫁するということではない措置を検討すべきではないか、この鉛の管のプロジェクトについても考えますが、いかがでしょうか。

○水道局次長（藤林力良君）　お答えいたします。

鉛給水管取りかえに要する経費についての国への財政支援対策ということにつきましては、昨年、私どもの管理者が関係各省庁に赴きまして、補助制度や起債対象に組み込んでいただくよう、全国の水道企業管理者とともに陳情いたしております。さらに今年度も引

き続き、国の財政支援が実現されるよう陳情を重ねてまいる予定でございます。したがって、鉛給水管取りかえに関する経費を別府市の一般会計から繰り入れをするということにつきましては、水道事業の経営が独立採算制であるということからかんがみまして、私どもといたしましては、そういうことは考えておりません。

○四番（平野文活君） 幾つか具体的な点を申し上げましたが、いずれにしても水道の平成九年からの四割値上げということについては、十分な事業計画の検討もなくといいますが、安易にすべての事業費を転嫁した結果、あるいは十分な企業努力をした上で市民にそういうお願いをしたという経過でもない。ちょっと、やはり安易さがあったというふうに私は思います。したがって、この四年間いろいろな議論をしてまいりましたが、検討すればするほどこの改革、三つの方向での改革、これは市長もそういう方向での改革が必要だという答弁をいただいていると思いますが、そういう方向での改革を本当に進めれば市民に還元できる。今でも純利益と減価償却費という事業費に回せる資金は毎年十億円生まれているわけで、しかもいろんな資料を見ますと、別府市の水道事業の収益率というのですか、非常に経営状態がいいわけですね、全国に比べたら。別府市当局は、水道当局は、なかなか厳しいという見方をされていると思いますが、全国と比べれば二倍、三倍というような指標が出ていますね。やはりそうした全国の水道事業がどういう観点でやられているかということを実によく検討して、別府市民、値上げ以降、観光業に携わる方の水道使用は六五％に落ち込んだという状況もありますね。これはぜひそういう方向での改革を一層進めていただきたい。

最後に管理者にお聞きしますが、改革を進めた時点で、値下げについても考えなければいかんことがあるかもしれんという答弁をしましたが、そこら辺の今後についての考え方といえますか、再度お聞きしておきたいと思います。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

ただいま、四番議員さんの三つの提案の中で、きょう、最後の財政計画の見直しの件についての公費負担ということが主体になっているようでございますが、その辺を今お聞きをしております、公費負担というのは、実際に私の方でやっているのが一千五百万ぐらいで、そのうち七百万は公費負担を受けているというような状況でありますので、そう財政には直接水道財政には、特に今のままで影響はないのかなというようなことを今聞きながら考えておりますが、それより、財政計画を見直す中でやはり私の方は、これはごく素人ではございますが、水道の原水は今のところ余裕があります。その原水を温泉にどのような形で利用できないのかなと。例えば鉄輪の地獄地帯とか、そういうようなところで原水を回して温泉を造成するというようなことで、そういうような方向での財政の見直しはできないのかなというようなことも、今考えているようなところでございますが、その

ようなことを含めまして、財政計画は見直しできまして、それから審議会の答申も出ました。その答申が完全に実施できるというような状況になりました折には、当然、水道料金見直し、値下げについての検討は十分できるのではなからうか、このように思っておりますが、今の状態では、何度も申しますように、財政は決して順調ではありませんので、数年後には値上げするような形になるうか、このように思っております。

○四番（平野文活君） 数年後には値上げというようなことがないように、改革を進めていただきたい。

先ほど、消火栓を全部やっても大したことはないというお話でしたが、消火栓だけではそうでしょう。しかし、現実問題として、私が皆さん方からいただいた類似団体の資料を見ますと、数千万円あるいは一億数千万円の公費負担をしているところもあるではないですか。それは大規模なところはもっといろんな形でやっていると思うのですが、やはりそこら辺は全国の水道事業体が、平均すれば原価割れで市民に供給しているという数字もあるわけでしょう。ですから、どういうふうにして経営を守るといことと市民の料金を安く抑えていくことと、相矛盾することをどういう工夫でやっているのか。それはやっぱり私もこうやって質問する以上はいろいろな調査もしたいと思えますけれども、やはり水道事業体自身はよくよく検討すべきではないかというふうに思うのですよ。その辺どうですか。

○水道局長（宮崎眞行君） ただいまの公費負担の件でございますが、公費負担は、現在消火栓についての公費負担で、先ほど四番議員さんが申しました消火栓の設置に伴う水道管の増設に要する経費とか口径拡張等に要する経費については、これはどういうことかと申しますと、消火栓をつくるためにわざわざ水道管を増設するというような経費でございますが、現在のところ別府市では、市民のニーズに合わせての水道管増設というのはやっておりますけれども、消火栓に合わせての水道管の増設というような形はとっておりませんので、そのための公費負担というのは現在のところ考えておりません。

○四番（平野文活君） ですから、その消火栓だけでは今千何百万実際工事費用がかかっている、半分ぐらいしかいただいてないと。全額いただいたって大したことないと、こういうお話ね。そして二点目、三点目については、そういう要求するようなことはやってないということで、消火栓については大したことないかもしれませんが、実際に私もそれは一億何千万円も出しているところが、どういう名目で出しているのか見ておりませんので、具体的には言えませんが、よくよくそこら辺の長期の資金計画というのは当然つくと思うのですが、この公費負担ということについてもやはり研究をすべきではないかということを行っているわけです。いかがですか。

○水道局長（宮崎眞行君） 四番議員さんのおっしゃる件につきましては、他市の状況等

を私も把握しておりませんので、十分調査して今後の参考にしたい、このように思っています。

○四番（平野文活君） それでは、次に移りたいと思います。国民健康保険税の点についてであります。

十五年度の予算書を見ておりましたら、市民税の減収ということが起こっておりますね。その予算書をよくよく見ると、例えば市民税も個人市民税と法人市民税がある。その個人市民税の均等割と所得割がある、こういうことになっていますね。その個人市民税の均等割を算定する資料として、別府市民の所得、総所得はどれくらいなのかということをお算定しておりますね。十五年度予算では、千三百六十四億円となっております。これは、私議員になって四年、ですから四年前の十一年度の予算書から持っているのですが、ここに立ち返って見てみましたら、十一年度予算のその部分については千四百九十四億円という数字でありました。つまりこれを見ると、五年間に別府市民の総所得の金額は百三十億円減りました。約八・七%の収入が減っているということを見ました。改めて大きな落ち込みなのだなということを実感いたしました。そういう中で、国保会計は黒字ですね。十二年度、十三年度、あるいは十四年度の決算見込みが出ておれば、どの程度の黒字、剰余金がそれぞれあったのか、ちょっと御紹介を願いたいと思います。あわせて、その黒字は基金に積んでいると思うのですが、今度も十四年度分として補正予算で一億四千五百万ぐらいの基金積み立ての提案がなされておりますが、それがされた場合、基金残高はどの程度になるのか、御紹介を願いたいと思います。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

毎年どれくらいの剰余金が出ているかということですが、平成十一年度の決算で初めて二億七千五百五十三万八千円の剰余金が出ました。十二年度では四億八千八百五万二千元、それから十三年度では二億九千二十万九千円の剰余金が生じております。それに伴いまして基金の保有額は現在では三億八千二百一十八万八千円ですが、今回補正をお願いしております一億四千五百十萬五千元、これを加えますと五億二千七百万円以上ということになっております。

○四番（平野文活君） 先ほど紹介しましたように、市民の生活実態というのは相当厳しい。そういう中で幸いにして国保の徴収の努力などの結果、あるいは特別大きな医療費の支出がなかったということかもしれませんが、二億、四億、そういう規模の剰余金が毎年生まれ、三年連続黒字になっている、四年連続ということになるのでしょうか。そういう中でこれほどの剰余金を、もう基金も五億を超えたわけでしょう。ですから、単年度の収支としてこれほどの剰余金はもう要らないのではないかというふうに私は思うのです。例えば一億の剰余金を減らす、これを値下げの財源とすると計算した場合、一世帯当たりどれ

くらの値下げができるか、教えてください。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

保険税の税率につきましては、まず保険税として賦課すべき総額を決めます。それで、これを所得割それから均等割、世帯別平等割に案分をするわけですが、その課税総額に対して均等・平等割の応益部分ですが、これが四五%から五五%の範囲の中になければなりませんので、税率の中ではどれくらい減税というのですか、下げたらいいかとかいうことはちょっと数字ではあわせませんけれども、一世帯当たりで今十三年度でいえば十二万六千八百八十一円です。これが一億ということで計算しますと十一万六千円、約四千円負担が軽減されるということになります。

○ 四番（平野文活君） 十一年度、十二年度、十三年度の数字が先ほど言われましたが、いずれも二億以上の剰余金が出ている。基金を取り崩さなくても、十四年度の決算がどの程度の剰余金なのかわかりませんが、もし二億以上の剰余金が出るということになった場合は、一億では一世帯当たり四千円、二億使えば八千円ということになりますですね。ですから私は、今後の国保会計の見通しをどういうふうに見るかということとも関係がありますが、少なくとも一億ないし二億を財源にして値下げということをもうそろそろ考える時期に来ているのではないかというふうに思いますが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

剰余金を使って税率を引き下げることにはできないかということですが、確かに十三年度におきましては二億九千万円の剰余金が出ております。しかし、その十三年度は前年度の繰り越しが四億八千八百万円ほどありましたので、これを除いた単年度収支でいいますと、十三年度は必ずしも余裕があるというふうには我々は考えておりません。それに、昨年十月から老人医療の対象年齢が七十五歳までに引き上げられました。それに患者負担も変わってきました。こういったことから、もう少し医療費の動向といいますか、そういったものを見きわめる必要があるのではないかというふうに思っております。いずれにいたしましても、今、医療費の財源、これは国の負担金を除いて保険税で賄うのが建前でございます。そういったことから税率改正、こういったものにつきましては制度の影響等を考え、また国保運営協議会、そういう協議会の意見もお聞きしながら慎重に対応していく必要があるのではないかというふうに考えております。

○ 四番（平野文活君） ただいま言われました単年度収支でも、連続一億以上の黒字になっているわけですね。その結果、五億以上の基金ができていますから、いざというときにはこの基金を取り崩すということ、そういう意味でのいざというときの財源はもうあるわけです。ですから、このまま毎年一億以上の、単年度の収支でいってもこのまま一

億以上の剰余金を出す必要はないのではないかということを行っているわけで、そうすれば一億使えば一世帯当たり四千万という値下げが可能だということでもありますので、ぜひこのことについては検討していただきたいということを強く要望して、次に移ります。

行政改革の問題についてであります。

この問題を考えるときに、小泉内閣になってからの構造改革、これと連動しているというふうに思いますので指摘をしておきますが、小泉さんは、改革には痛みが伴うということを盛んに言いました。その先には希望があるということを行ったわけですが、なかなかその希望が見えてこない。残ったのは痛みだけということで、そういうことが悪循環になって大変な不況になっている。「小泉不況」と言われる、いわば人災と言われるほどになっております。先ほどの別府市民の総所得の数字を御紹介しましたが、家計所得が落ち込んで購買力が低下して、さらにそれが消費不況を進めるという悪循環に陥っていると思うわけです。小泉さんの構造改革によっていろんな出費がふえています。負担増政策が悪循環を促進しているというふうに思います。例えば、介護保険が導入されました。この介護保険の導入によって、これまで措置制度で税金で賄っていたものが保険制度になったわけです。その保険料だけでも、別府市民だけでも年間十億円の出費ということになっております。大変な出費ですね。医療費も値上げする、またその三割負担というようなことが出ております。政府が次から次へと国民の生活に対するそういう厳しいことをやっている中で非常に困難に直面している、市民が。その市民を守るとというのが、地方自治体の役目ではないかというふうに私は思います。

そういう点で、井上市長がこれまで行ってきた行革ということが、一つは受益者負担ということでもって、いろんな形の公共料金を値上げしてきました。もう一つは、現業職場の民間委託あるいは民営化、大きな柱としてそういう行革がやられてきたと思うのですが、私は、今回受益者負担でやられてきた行革がどういう結果をもたらしているのかということの問題にしたいわけですが、行政改革の進行状況など、こういう資料が出ておりますですね。こういうようなのを見てみると、情報公開だとか各種審議会の見直しとか、これはなかなかいいことだなということも中にはいろいろあるわけです。しかし、先ほど言いましたように、国の負担増政策に上乘せするといいますが、二重の打撃になるようなことがやられてきたというふうに思います。例えばごみ袋の……その前に、井上行革は八年度から十二年度までの五カ年計画でやられたわけですが、一応年度的には終了しているわけですね。この行革の目的は何だったのか、どういう成果が上がったと考えているのか、そこら辺についてちょっと担当の課長にお聞きしたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

まず、行政改革の基本的な考え方ということだろうと思います。行政改革の基本的な考

え方といたしましては、市民の多岐にわたるニーズにこたえていくために、従来の行政システムの見直し、さらに経費の節減を図りまして、まちづくりのための新たな財源を生み出していくということが、基本的な考え方になると思います。

別府市の行政改革でございますけれども、その手段といたしまして、一、市民ニーズに対応する行政運営の推進、二番目に事務事業の見直し、三番目に組織機構の見直し、四番目に定員管理及び給与の適正化、五番目に健全な財政運営、六番目に職員の意識改革と能力開発の推進というような六項目を重点課題として挙げまして、行政改革に取り組んでおります。

行革の目的でございますけれども、簡単な言い方かもしれませんが、納税者から預かりました税金を一円でもむだなく効率的に使う、それによって生み出された財源でまちづくりを行う、市民サービスの向上を積極的に行うということが目的になるかと思えます。

○四番（平野文活君） いろいろ言われましたですけれども、経費を節減してまちづくりのための財源をつくるのだと、これが大きな目的ではないかという答弁でございましたが、別の資料を見ると、「投資的経費の財源づくり」というようなことを書いている資料もございましたが、そういう意味では四十五億もかけて体育館ができた。借金ももちろんしているわけですが、そういう点で言えば、まちづくりの財源が生まれた結果そういう大きな事業もできたのだらうというふうに思うのですが、私は、財政が厳しいその原因と、その財政を立て直す手法、これについて少し違うのではないかというふうに考えていますが、脇屋さんの時代あるいは中村さんの時代に至る教訓として、財政難の真の原因について過大な建設投資にあるという報告書が出ていますね。聞くところによると、三浦助役がこれを起草したというふうに聞いておりますが、この過大な建設投資にあると原因がされた、ですから、ここにメスを入れるということが、行革のやっぱり第一の柱ではないかなと、私は本来そうでなければならんと思うのですが、受益者負担とかいろんな手法で建設投資の財源を生み出すのが行革だと、これはちょっと三浦助役が分析をされたものと処方せんが違うのではないかなというふうな考えを持っているのですが、そこら辺いかがでしょうか。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

ただいま、私の名前が出たわけでございます。当時、私は行政改革の担当職員として、そのスタッフの一員として作業を進めてきたわけでございます。当然あの時点では財政状況が非常に厳しい状況の中であったということでございまして、特に大きな箱物をつくることよっての財源が逼迫していたということは事実でございます。そこで、私どもが財政分析をし、さらに行革を行う基本的な目的は何だらうかということをやっぱり考える必要があるわけでございますが、特にその時代時代で変わってくるのではなからうかという

ような思いがいたしているわけでございます。そこで現在、財政分析をし、さらにそれを行財政改革を行うという基本的な考え方は、やはり社会構造が大きく変化をしてきたという点にあるかと思えます。先ほど、担当課長の方から何点か申し上げたわけですが、特に少子・高齢化、この現状の少子・高齢化をあの時点ではここまでは予測ができなかったという思いがいたしているわけでございまして、そこで、その少子・高齢化の原因で経済成長がストップし、経済成長が低下をして、その結果として税収が落ち込んできたということが考えられるわけではないかというふうに思っているわけでございます。そうしますと、非常に行政サービスに対する需要が増大化をしてきたわけですから、当然その財源をいかに捻出するかということが、現在の行革を行う大きな柱ではないかということで、私どもが財政計画に取り組んだときと時代の背景がかなり変化してきたということを考えていただきたいというように思っておりますし、私どももそういう考え方に立ったわけでございます。

そこで、現在私どもが行政改革を行うためには、やはりこの社会構造の変化に伴う財政改革、行財政改革を行うべきであろうというように考えております。そのためには、やはりその一番最初にメスを入れなければいけないのが、財政当局として、国が公共負担をしている部分からメスを入れていくことが一つの手法ではないかなというふうに考えているわけでございまして、そういう面におきますと、先ほど申しましたように事務事業の見直し、組織機構の見直し、さらには定員管理及び給与の適正化等々を主体とした健全な財政運営に持っていくという必要があるということでございますので、その点を理解をしていただきたい。特に再度申し上げますけれども、やはり時代の背景が変わってきたということで、行革の考え方も変化をしているということを申し上げたいというように思っております。

○四番（平野文活君） 時代はもちろん変わっておりますが、行革の目的、手法、それは私は脇屋時代から余り変わっていないというふうに見ているのですよね。つまり先ほど答弁がありましたように、現在行っている行革の目的は、まちづくりのための経費、投資的経費を生み出すということが目的だとおっしゃったでしょう。これにも書いていますよ、そういうことを。脇屋さんの時代にそれをやり過ぎて財政難になったということ、あなた自身が起草したわけでしょう。ですから、そこら辺は確かに時代は変わっているけれども、時代は変わっているのに行革の手法が変わっていないのは市の方ではないかなという、これは認識の違いかもしれません、そう考えています。

時間がありませんから行きますけれども、受益者負担と称してやったこと、指定ごみ袋の導入、温泉入浴料の値上げ、幼稚園の保育料の値上げ等々やっています。水道料金の値上げ、年間約七億出費が市民にふえました。これは行革でやったということではないかと

思いますけれども、いずれにしても随分な負担増になっております。これが二重の打撃になっていると私は見ているのですが、指定ごみ袋の導入は何のためにやったかという、行革……減量のためにやったのです、ごみ減量のためにやるのだという、ですから、これだけの負担をしてくださいと、こういうことを言っているわけですが、導入されてもう五、六年たちました。時間がありませんから、いただいた資料を言いますけれども、ごみ袋の大が、年間約六百四十万枚消化されております。小が二百三十万枚消化されております。二十円と十円ですから、年間一億五千万円の市民の負担がふえております。その結果、減量できたかといいますと、可燃ごみについて、導入前の八年度、三万七千七百五十三トン、これを一〇〇としますと、次の年九年度は九〇%にごみの量が落ち込んだのですね。ところが、昨年度十三年度はまた三万六千六百二十トン、九五%まで回復をしております。私は、十四年度から事業系ごみのあれがあるから、市のとる分は減るのかもしれないけれども、総量としては減らない、今後ふえていくのではないか、もとに戻るのではないかということに危惧しております。

一方、不燃ごみについて言いますと、八年度、導入前は六千三百トンの回収があった。それが十三年度は三千四百トンに半減しているのですよ。これは、十年度から瓶・缶・ペットボトルの分別回収が始まった。十三年度からは家電四品目の資源化のための回収が始まったというので、私ども、指定ごみ袋の提案があった際に、有料化によってごみ減量を抑えるという手法は間違っておると、分別回収とリサイクルによってごみを抑える、これが基本ではないかということであれには反対しました。ですから、可燃ごみは一たん減ったけれども、またもとに戻っておる。しかし、不燃ごみは分別回収の徹底によって半分になっている。これは非常に象徴的ではないかなと思います。

ですから、指定ごみ袋で一億五千万円も出費をふやししながら、その導入の口実にされた減量化ということは実現されてないというふうに私は思います。

もう一つ、温泉入浴料のことも言いたいと思うのですが、二年間にわたって、十二年度から十三年度に六十円から百円に連続値上げされました。これは六〇%の値上げですね。その結果どうなったかという、これは、ですから増収が目的だったと思いますよ。増収が目的だったのだけれども、収入は一億四千六百万円から一億五千三百万円で、七百万円しか増収されてないのですよ、市営温泉の入浴料収入は。何が変わったかといいますと、入浴者の数が激減したのです。値上げ前の十一年度は百七万人が入浴していました。十三年度は七十一万人になりました。三十六万人の激減であります。値上げ前に入浴券を何と申しますか、買い占めたというのか、特に余計買ったというふうなことがあるようですが、それにしてもその前の年は九十万人の人が入っていますから、二十万人実質減っているということになります。ですから、こうした受益者負担でやられた措置が、その目的が達せ

られてない。市民にとって負担だけがふえた、こういう結果になって、この二つの事例を言うとなっているのではないか、こういうふうに思います。そういう意味で市民の生活を守るべき市政が、行政改革ということで逆に市民の負担をふやしていく。これはやはりこの方向を転換しなければならぬのではないかとこのことを言いたい。

最後に、もう時間がありませんから、市民が、ぜひこういうことはやめてほしいという、市民が望む行政改革。例えば助役は一人でもいいのではないか、あるいは市長の退職金の減額とか議会費の節約、海外視察や個人視察の廃止など、相当な資金が生まれますが、そういうことこそ行革の方向としてやるべきでないかというふうに思うのです。今後、出張所の縮小とか扇山の老人ホーム、ごみ収集、学校給食の民間委託あるいは街灯の設置は、もう電気料は地元負担にというような方向性が出ておりますが、そういう方向性、相変わらずやるのでしょうか。そこら辺の転換ということはどう考えているのか、最後に答弁をお聞きしたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

四番議員さんが言われていることは当然だろうというふうに私たちも思っております。また、助役が言いましたように、背景が……（発言する者あり）助役が言いましたように、背景がその当時の時代と当然違ってくるということは、もう当然のことでございます。現在、今後の行革の大綱の見直しということで審議会を立ち上げております。当然そういう背景の違いとか、新しい市民ニーズとかがございますので、その辺も含めた行革大綱の見直しが審議・検討されるものと私たちも思っております。

○二十一番（泉 武弘君） 御答弁をいただく課長さん、順次お入りをいただきたいと思います。四年間の最後の質問でございますので、総括という形でさせていただきたいと思っております。

ちょうど現在、四月二十七日に向けて選挙戦もヒートアップしておりますので、もしかしたらこの議場に再び来ることはできないかなということをお慮しながら、きょうはしっかりこの四年間の総括としてお聞きをしてみたい。

今、平野議員の行財政改革に関する意見をお聞かせいただきました。私とは随分違うなということを実感を実はいたしております。さきに保育園の統廃合の問題がありました。ここでも如実に賛成、反対ということで意見が分かれました。改革をして醸成した冗費をさらに子育て事業に使う、これを改革の目的とするところですから、大いに改革をやってほしいな、こういう願いを最初に言っておきます。

さて、各部署にすでに通告をいたしておりますので、現在の進捗状況を順次御説明を願います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校給食と幼稚園の運営検討委員会の立ち上げが少し遅くなりましたが、現在、早急に作業を進めていまして、平成十五年度中に基本構想及び実施計画案が策定できるようにいたします。ただ、検討する中で職種変更や配置転換等の難しい問題が出てくることが懸念されます。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

平成十五年度の収集業務につきましては、今年度、収集コースの見直しを実施いたしまして、可燃物の収集人員を六名削減することになり、直営によるごみ収集を継続いたします。しかしながら、今後五年間で二十二名、十年後には三十二名の職員が退職する現状及び八割近い自治体で民間委託が実施されている現状を踏まえ、退職者不補充を基本方針として職員組合と引き続き協議を行いたいと考えております。

なお、配置転換、職種変更等の職員の処遇にかかる部分については、人事担当課と十分協議を行い、職員の意向に沿うように配慮したいと考えております。

また、南畑不燃物埋立場、し尿処理場については、当分の間退職者を嘱託職員で補い、業務に対応したいと考えております。

○建築住宅課長（安部重穂君） 市営住宅の管理業務につきましては、第三セクターを設置する方向で検討してまいりました。しかし、総務省が地方の行財政改革を進めるために、公の施設の管理を民間委託できるよう地方自治法を改正する法案を今国会に提出する準備をしております。このような状況の中で、今回第三セクターの設置につきましては、行政効率等の問題を踏まえ再検討すべきと判断いたしました。地方自治法第二条にありますように、最少の経費で最大の効果を上げるようにするため、今後の法の改正の趣旨を十分取り入れながら、民間委託できるよう取り組みます。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

公立保育所につきましては、昨年、二回の調査会そしてまた昨年三月の定例議会におきまして、民間に三園を移管するという条例を御承認いただきました。今月二十日に委託法人の説明会また来月からは募集という形で、九月には新たな受託先を決めるということになっております。今後の予定につきましては、平成十九年度をめどに公立保育所を三園程度とする。この三園につきましては、子育て支援を含めた基幹保育所、また基幹施設を設置したいという考えでございまして、当初の計画どおりの進捗状況というふうに認識をいたしております。

○環境安全課長（高橋 徹君） 交通災害共済につきましては、昭和四十九年に三七・五二%というピークを迎えましたが、それ以降、民間保険の多様化等さまざまな状況がありまして、加入率の減少傾向が続いているところでございます。このことから一般会計繰り入れが続くということで、制度の廃止という方向が打ち出されておりましたが、平成十一

年度に会計内容を精査した結果、人件費を除く単年度収支で黒字となっていることから、企画調整課それから財政課、職員課等とも協議を行いまして、今後につきましては、交通災害共済にかかる事務量を精査した結果、事務量の人件費としては〇・二人役であることから、この相当額を特別会計で負担し、完全な独立採算を行い、特別会計の財政状況の推移を見ることとし、加入率の状況についても十分に観察していくことといたしたところでございます。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

別府市の養護老人ホーム扇山管理運営検討委員会が、十三年三月に公設民営、民設民営で検討をとということで結論をいただいています。現在、養護老人ホームの運営は非常に厳しいものがありますので、既存の社会福祉法人などに打診をするなどして、社会福祉法人として意見や考えを聞いています。しかし、建てかえについての補助金などの問題もありますので県と協議を行いますが、現時点では国の動向が不明瞭であります。今後も情報の収集をするとともに、受託法人など鋭意調査していきたいと考えているところでございます。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

私の方は、公の施設の管理についてでございます。先ほど建築住宅課長が答弁しましたように、今通常国会に改正法案の提出がなされるというふうな情報を得ておるわけですが、現在は提案されていないというような状況でございます。法が改正されますと、通常の場合、半年とか一年間というような準備期間がございますので、私の方も先日関係課を集めまして情報交換等を行ったところでございます。今後も情報交換を詰めまして、法の施行に遺漏のないように準備を進めていきたいというふうに考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 四年間、行財政改革という分野に全力を傾注した、これは私ひとりのみならず、自民党の議員団全員で実は取り組んできたわけです。短期間で年次を定めて具体的に進んでいるという例は、全国的にないのではないかと。行革に対しては皆さん方の取り組みを大いに評価したい、このように思っています。ただ残念なことに、交通災害共済を持っておられる環境安全課については、今言われるような答弁が、実際に議場で開陳できるのか、どこに創意工夫をしたのだろうかということから考えると、大変残念であります。仕方ありません。

きょうは、特に目立った中でごみの収集について、恐らく二十数年来ということだと思えますが、収集コースの見直しをやりました。これは組合の皆さんにも大変御協力をいただいて、収集コースの見直しができた。これは収集効率という面から見ると大変大きな貢献ができるのではないかと期待をいたしておりますと同時に、評価もいたしております。

それから、教育委員会が幼稚園・学校給食というのを持っておりますが、これも十五年度に実施案をつくれる、間違いないという御答弁をいただいておりますので、これも評価させていただきたい、このように思っています。

いずれにせよ当市の行革を引っ張ってきたのが児童家庭課であることは言うを待ちません。児童家庭課の皆さん方、特に課長ですが、現場の職員の皆さんと協議をし、組合と協議をし、県に出向き、みずからがそのような行動をしてきた。そして、すでに三園が民営化の条例まで可決しました。これを引っ張ってきたということだけは、事実だろうと思っています。

行革をする際に民間民営、民間委託並びに民営化そして嘱託職員、臨時職員、このようなもので民間委託等をやることによって冗費が出てくる。これを教育委員会の中では特に心していただきたいのですけれども、犬山市は学校給食を民間委託しました。そこで民間委託によって伴った削減できた税金を補助教員に使った。このような、いわゆる発想の転換というのが行われた。これは僕は大変素晴らしいことだと思っています。

それから、児童家庭課で恐らく節減できるものが三億近くになるのではないかと。これはよく原議員が指摘されますけれども、これから先、子育て支援が拡充しないと、この国は崩壊するのではないかと。今の出生率でいくと間違いなく日本は崩壊の現象が出てきている。こういう民営化をして節減できたものを子育て事業に転換する、こういうふうなことが特に大事ではないかな、こういう気がいたしております。この四年間でその実が実際に見れるということについては、もう僕も大変感謝をいたしております。

さて、きょうは総括として、原課の皆さん方に御報告をいただきました。特別枠で水道局というものを時間を割いて設けております。これは一課に五十分もかけてやるというのは、私の議員生活で初めてでございますので、じっくりきょうは水道局の皆さんと話をさせてもらいたい。今御説明いただきました皆さん方は結構です。大変お疲れでした。

さて水道局長、水道局の問題点として各決算時に指摘をされておりますのが、労働生産性の問題ですね。職員一人当たりの給水量、営業収益、給水人口、この三つが他市町村に比べて異常に低い数値を示しているということは、水道局そのものが生産機能がほかに比べて劣っているということ。これは計数分析の中で出てくるわけですね。こういう中であって、さきの新聞報道で水道局の経営改善案の答申がされました。ああ、ここまで踏み込んだのかと、実は私もびっくりした。きょうは、この問題から質疑をさせていただきます。この経営改善について諮問をした大きな理由というのは那邊にあるのか、これからまず御答弁をください。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

現水道局では、今まで行財政改革ということが余り進んでおりませんでしたし、これに

議場でも議員さんからの指摘、それから決算のたびに厳しい指摘があったのですが、今後、世の中の推移を見たときに少子・高齢化社会、それから厳しい経済状況を考えたときに、このままではいけないという観点から、経営審議会を立ち上げて行財政改革をやっていかなければいけない。それは市民の皆様にも安全で安心した水が、しかもやっぱり廉価で提供されないといけない、そういう思いで経営審議会を立ち上げて諮問をいたしたようなことでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 事業収益が、ピーク時から見ると大幅に減収していますね。なのに職員体制だけは旧態依然としている。もうここに矛盾点が、水道局の場合は明らかにあるわけなのです。特別会計の入るをもって出るに充てる。いわゆる基本原則は入金で企業会計を回していく。この原則から見れば、もう明らかに逸脱をしている、こう言ってもよろしいと思うのですね。

今回、この諮問に対する答申を新聞報道で見ることができましたけれども、諮問の内容というのはどういうことだったのでしょうか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

まず、水道事業の経営の効率化、健全化についてという大きな項目でございますが、これについて具体的な項目が六つ掲げられているのですけれども、これを審議していただくために二月末をめぐるといって答申ということになっております。具体的な項目は、組織機構の見直しについて、二番目は業務委託の検討について、三番目は情報化の推進でございます。四番目は上下水道の一元化の検討、それから五番目が特殊勤務手当等の調査、六番目といたしまして規程の改正、これは専決処分の見直し等ということを含めて六項目を諮問いたしました。

○二十一番（泉 武弘君） これを管理者と職員の皆さん方が、今まで取り組めなかった。ということは大変恥ずかしいことであると同時に、もって瞑すべきだと実は思っています。

今回、過去のことはさておいて、大変大きな改革が出ましたので、その答申の中の主な内容を、これをこの機会に御教示いただきたい、こう思います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

では、大変失礼ですけれども、読み上げさせていただきます。

まず、地方公営企業法には事業運営における根本が記されており、経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないことから、経済環境への対応、経営の効率化、財政運営の健全化を図るために、次のとおり行財政改革を実施してくださいと前段ではなっておりますが、具体的な項目としましては、一、組織機構の見直しについて。これは現行四課十六係でございますけれども、これを係の統廃合と、あらゆる角度から検討して、これを具体的には三課八係程度が望ましい。職員

数につきましては、類似団体の職員数を参考にするとともに、別府市の場合は施設がたくさんありますから、そういう分散施設等の局の事情を考慮しながら、五十人以内を目標とすることが組織機構の見直しについてでございます。

それから、業務委託の検討につきましては、あらゆる角度から検討し、効率のよい事業運営に取り組むとともに、実施については市民サービス業務に支障がないように配慮すること。なお、その途中に新たに委託可能なものについては積極的に取り入れることという形で、具体的な項目は検針業務、料金徴収業務、量水器取りかえ業務、窓口業務、朝見浄水場及び他の施設等の維持管理業務、施設の巡回業務、漏水防止業務、維持補修の一部業務となっております。

それから、三点目は情報化の推進でございますけれども、これは国の示す情報化指針や県・市長事務部局の計画をリンクし、年次計画を立てる中で財源を付して企業会計システム等の総合的なシステム導入を図ること。この際、経済的効率性を常に心がけることとなっております。

それから、四点目は特殊勤務手当等の調査でございますけれども、各種手当の中で勤務実態を精査し、支給する必要があるものについては支給のあり方を検討し、特に企業手当は全国的に見直す傾向にあり、別府市水道局においても廃止の方向で検討する必要があるとなっております。

それから、附帯意見がついております。附帯意見は四つの項目になっておりますけれども、まず一点目は人事交流ということでございます。適正な職員数を確保するために、市長事務部局との間で人事交流を活発にし、組織の活性化と職員の研修教育を徹底して行うこととなっております。

それから上下水道一元化につきましては、現行、料金の賦課徴収はすでに実施をしているところであるが、当市では下水道事業の統合によるメリットが的確に検証されていないこと等もあり、今後、市長部局との間で十分に協議をすることが望まれるとなっております。

それから、三点目は専決区分の見直し等。これにつきましては、事務の簡素化について積極的に見直し、早急に実施すること。また、あわせて規程の改正も行うこととなっております。

それから、その他の項目としまして、一、事業のあり方については、中・長期の事業計画を十分に立て、財源を考慮して毎年見直しを行い、将来の方向を推進することとなっております。

それから、二点目は、それぞれの項目について実施計画を作成し、三年をめどに実施することというような概略になってございます。

○二十一番（泉 武弘君） この答申書を読ませていただきました。この答申書が、ほかの答申と若干趣が違うな。というのは、この実施期間を三年間、三年以内という期間をもう最初から明示しています。それから、特殊勤務手当については、徹底してその検証を行うというふうに具体的に指定がされています。

そこで、この経営改善案が実行できるのかどうかというのが、一番大きな今からの焦点なのですね。管理者どうですか、この答申を管理者はどう受けとめられ、どうしようとしているのか。管理者の口から御答弁ください。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

まず、この答申を受けましたときに、大変厳しい答申の内容だなというのが第一印象でございました。それと同時に、これも時代の趨勢かなというような感じはいたしております。その後、まずこれを実施するということになりますと、まず前提条件として受け皿がどういようにできるのかなと。それがきちとなされなければ、職員の配置がえ等を含めまして前には進めないなというような率直な問題がまず浮かんでまいります。その辺も、まだ答申を受けて十日足らずでございますので、いろんな資料なり、いろんな意見なり、問題点がまだまだたくさん出てくると思いますが、その辺も含めまして、この答申を今後最大限尊重して、水道局職員ともども一致協力して経営改善に全力を挙げてまいりたい、このように思っております。

○二十一番（泉 武弘君） 水道事業の経営者の市長、どういう見解でしょうか。

○市長（井上信幸君） 御質問をるる受け、また答申の内容について担当課長が説明をいたしました。思い返しますと、私もたしか五十八年ごろ、監査委員をさせていただきまして、そのときに十分に監査した思い出がございます。そのときの監査報告にもきちっと監査委員としての報告書を提示いたしました。その後、行革について私もいささか興味を持ちまして、たしか五十九年ごろだったと思いますが、私の意図するところ、「先進都市三鷹市と別府市の現状」という一つの冊子にまとめまして、それを配付いたしましたところ、猛烈な抵抗を受けました。しかし、そのときはそのときの事情だったと思いますが、現今、今の実態を見たときに、私も就任以来、歴代水道局長には、日本一おいしい水を安全で安定して供給するような体制づくりはいかがかという指示もいたしてまいりました。でき得れば別府市内からペットボトルがなくなるような水をつくりましょうよ、これが私の望みですよということも言ってまいりました。

水道局も鋭意努力をしてきたわけでございますけれども、何分にも組合との話し合いというものがあって、なかなか前に進まない。こういうことが、一つの大きなことだったと思います。そういう中で私自身この答申を受けまして、今後の水道事業の維持管理について水道局管理者として責任を持って遂行するように、管理者としてですね。企業経営体で

すから、水道局管理者あるいは幹部が総括責任がございまして、私として指示を出すということでございまして、どうかひとつ私の望みである日本一おいしい水を安全で安定して供給できるすばらしい水づくりと同時に、安い水づくり、廉価な水づくりをやってほしい、こういうことを言っております。

また、将来の事業や少子・高齢化、また厳しい経済情勢を踏まえる中で出された答申でございまして、この答申も十二分に尊重していかねばならない、このように指示をすると同時に、私もそういう意味で認識しながら、今後行政に携わらせていただきたい、このように思っております。

○二十一番（泉 武弘君） 先ほど、四番議員の質問に対して、このような改革が進まない場合に値上げという視点はどうか、こういうふうに質問がありました。このままだと水道料金の値上げを近い将来やらなければいけない、こういう御答弁があったように記憶いたしておりますけれども、私は、固定経費から営業収益等を試算してやりますと、現行のままいくと十九年度ぐらいに値上げをしなければいけなくなるのではないかと、こういう試算を実は自分なりにいたしております。それで今回、委託とかこういう部分が進んでいった場合に、節減できる財源が三億四、五千万円に達するのではないかと、こういう試算を私なりにいたしておりますけれども、このような考え方でいいのかどうか、御答弁を願います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

確かに業務委託を推進していくとなりますと、当然その対象は人件費になるわけでございますけれども、その人件費の算出根拠はなかなか難しいものがあります。と申しますのは、別府市内が、今、私の資料、県からいただいておりますけれども、普通現業職の方ですかね、こういう方は平均が、四十四歳ぐらいの平均で二十五万程度しかもらってないわけなのです。そういうことを勘案してみますと、年次計画でやりますから、その年次によって財源は違ってくるのですけれども、それをやっていけば議員さんがおっしゃるような数字も出てくるかなというふうには感じております。（「値上げは」と呼ぶ者あり）

料金の値上げにつきましては、やはり数年後、議員さんがおっしゃったようなときには値上げの時期が来るのではないかと私の方もそれなりの試算はしておるのですけれども、こういうことがあってはならないために、今回、経営改革をやって、市民の皆様になるべく負担のかからないような方向でということで、今臨んでいるところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） そこで、この答申をそのまま実行するということになりますと、どうしても職員の配置転換とか職種変更というのは避けて通れない課題になるのです。現業の皆さんで、「行政改革」という言葉を使いますと、自分が解雇されるのではないかと、こういう誤った考え方を持っている方がいますから、この機会に、そういうことは

身分の関係でできないのだということだけ明確にしておきたいと思うのですね。最近、私が年がいったせいで気が弱くなっているのかもしれませんが、水道局の職員とすれ違うと大変厳しい視線を私は感じるのですね。それで、清掃課も何かそのようなことです。この前、市政だよりを配ってありましたら、学校給食調理場に勤めている方が、「泉さん、どうして私たちだけそんなにいじめるの」と、こう言われる。改革に対する理念とか目的とか、そういうことが働いている方に伝わっていないのではないかなという実は危惧もしているわけですね。水道局長が私を見る目が、最近大変厳しい目で私を見るようになりました。私は、「改革をするな」と言っているのではなくて、「改革をしなさい」と言っているのですから、そういう厳しい目では今後見ないでいただきたいなど、こう思います。

そこで、今言いました配転、職種変更、人事交流、こういうものが具体的に改革案と同時に並進しなければ改革というのはできないと僕は思っている。これについては水道局、どういうお考えですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

確かに私どもの方も職種変更試験等を当然考慮しておるのですけれども、当然職員というのは、法で身分が守られているわけです。しかし、身分が守られているということは、逆を返せば職員として当然、市民の皆さんのために全力を挙げて取り組むというのが、これは当たり前なことなのです。こういうことも視野に入れておりますので、その反面、先ほども出ましたように、労働生産性が類似団体と比べて半分以下の数値、こういうことはぜひ改革をやっていかなければいけない。当然労働生産性もやっていけば、類似団体以上の目標を持ってやっていかなければいけないという形でこういう方法もいろいろ検討はしております。

○二十一番（泉 武弘君） これは水道局というものの存立基盤そのものにも実は影響してくるのです。今、国の動きを見ていますと。そこで局長、労使の協議が、この経営改善案に向けて具体的にまとまらなければ、僕はその実を上げることは難しいのではないかと思うのですけれども、今後、働いている皆さん方に対していつごろからどういう手順で、いつごろから実施案について協議に入るのか。この答申では、一年以内ぐらいに実施案をつくるのが望ましい、こうなっているのです。そうすると、かなりの協議を重ねていかなければいけない、こう思うのですけれども、局長のお考えがあれば、それをこの機会にお示しいただきたいと思います。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

いつごろからと申しますのは、私の方も、先ほど申しましたように答申が出たばかりでございますので、各項目、委託、こういう項目でできるというのが出ております。そういうような面を含めまして、十分に今も議会と同時に勉強しているところでございます。と

同時に、先進地の資料を取り寄せるように今お願いしています。と同時に、うちの職員の実際に現場でやっている事情等もしっかりと聞いて、どういう問題があるのかということも含めまして問題点を洗いざらしにして、先ほど申しましたように、職員と一緒にやっていこうと、このように思っております。

○二十一番（泉 武弘君） こういう答申書が出たのと並行して、国の中では地方自治法第二百四十条の公の施設の管理運営に対する民間委託の問題、これが今国会に提案され、今年度中に成立することが一〇〇%というふうに言われているわけですね。この問題について水道局としてどういうふうな情報を得ておられるのか、その内容についてもこの機会に御説明を願いたいと思います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

先ほども各課長さんからこの二百四十条のことが述べられておりましたけれども、きのう午前中に総務省の総務課の担当者にお伺いしました。今、この法案、原案ができて、各省庁で協議しているそうです。そして、今月の中旬にこれが提案される見込みになっておるとい形でございますので、これを、水道局だけではありません、公の施設でございますので、別府市が持っている施設、それがすべて対象になってきて、全国的に大きな波及といたしますか、そういう形で、要するに世の中が大きく今転換しているのだなという形で情報は得ております。

○二十一番（泉 武弘君） 先ほど建築住宅課長が、市営住宅の管理運営について第三セクター設立に着手していた、ところが、国の法律改正で民間の会社が公の施設の管理運営に参入できるということが、かなり高い数値で示されるようになったから、すべて白紙に戻した、こういうことの説明がありました。それを補足する意味で今、管理課長から御説明をいただいたわけですがけれども、ここにいらっしゃる市長以下の管理職の皆さん、職員の皆さんにぜひともわかっていただきたいのは、今まで公がやっていたものが、地方自治法の改正によって民間の会社が参入するということになりますと、そこに競争原理が生まれてくるわけです。一番いいのは、市営住宅管理もそうです。もうすでに児童家庭課では市立保育所の民営化ということで走っています。これは、どの部署にも言えることなので、振興センターにおいても、すでに地方自治法第二百四十四条で、公の施設の管理運営は農協や生活協同組合、こういうものが受注資格を持っているわけですから、手を挙げれば振興センターとの競争入札になってきます。こういう時代にもう入っているということなのです。

そこで、水道局の皆さんが勘違いをしてほしくないな、管理者も含めて幹部も勘違いをしてほしくないというのは、今回の法律改正によって何も水道局が給水事業をやる必要がなくなるわけなのです。民間が給水事業に参入できるようになる。いわゆる、今までは劣

使という間でいろいろな協議がなされた。これからは労使一体となって水道局が出す経営案がいいのか民間が出す経営案がいいのか、それをユーザーである市民が選択する時代に入ってきたということなのです。それは法律がそのように改正になるということになりますと、違背する行為は法律違反ですから、それを阻止できません。今示されている経営改善案そのものを労使が一体となって本当に実行できるのか。実行できなければ市民からの要請で民間の参入を検討せよということになりますと、当然水道局としては検討しなければいけない、こういうふうにならざるを得ないというふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

地方自治法の改正につきましては、これから国の通知や県の説明会などもあるように伺っております。今後の水道事業をこれまでどおり水道局が行うのか、それとも民間の業者が行うのかということにつきましては、これから少子・高齢化社会が進んでいく中、そして経済情勢の動向を考えますときに非常に重要な問題である、このように認識をいたしております。したがって、私どもといたしましては、これからの水道事業を民間がするのがよいのか、水道局が行っておくのがよいのかという選択ということにつきましては、これは議員御指摘のあるように、市民の方にそういった選択権があるというふうに考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 最近出しました「全水道別府」という、発行者は「別府市水道水路教宣二〇〇三年 5」と、こうなって、「市民ニーズや水の安全性を無視した無謀な答申は許せない」。この末尾にこうしている。「このようなコストのみに終始した答申に沿って、経済性や効率性に偏向した人員削減案について提示してくるのであれば、組合としては交渉のテーブルに着くことは、市民への背信行為につながると確信し、断固拒否する方針だ」。ちょっと待てよ。あなたたちは、今自分の置かれた立場をわかっているのですか。組合がどう主張しようかと管理者がどう主張しようかと、それは市民にとっては余り大きな問題ではない。安全でおいしい水を安くどちらが提供できるか。もう法律改正が進んだ場合にはそこに来る。だから私が特に管理者に意を用いてほしいのは、職員の皆さんも今大変不安だと思うのですね、自分らの職が残るかどうか。そのときに労使本当に一緒になって、民間が出すであろう経営案に対抗できるような経営案を早期につくってほしい。そして、それは市民の批判に耐え得るようなものであってほしい、こういうふうに私は望みますけれども、その決意はどうでしょうか。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

法が改正されました暁には、御指摘のように市民に選択権があり、行政の主人公は市民の皆さんであろうというようなことを、私を含めまして職員には十分認識を持っていただ

いて、今後、効率的な事業運営をやっていかねばならないな、このように思っております。

○二十一番（泉 武弘君） 総合振興センターの皆さんが今一番心配しているのは、農協、生活協同組合が手を挙げた場合にどうしようか。公の施設の管理運営に農協、生活協同組合が手を挙げたら、これを阻止する法律がないわけです。法律がそのように定めているわけですから、競争入札に参加する資格を有しているわけです。この前の議会で助役は、とうとう来るものが来たなというものを感じるという。本当にとうとう来るものが来た。水道局も同じなのですね。これはもう避けていけない分野。

大変いい話を、きょうは一つだけ披露させていただきます。この前、職員研修で技術者の方二十名ぐらいが民間に派遣されているようでございます。その方とたまたまニューライフプラザのトレーニング室で一緒になった。その人が、「泉さん、ちょっとあなたに話があるのだ」、こう言うのです。自分は二十名の中で職場研修に行った。「もう本当に目が覚めたがな」、こう言うのです。それで内容をお聞きしましたら、始業開始ぎりぎりに来る人はだれもいないという。始業開始のときはもう現場に全部行ってしまっている。そして終業時に、そこの会社の社員が帰るなんということは、泉さん、一回もなかった。自分が一番最初の日に行ったときに、もう職員がいなかった、社員がいなかった。次の日から朝七時に出たら、もうラジオ体操していた。夜十時になってやっと自分の家に帰れた、こう言っています。それで、そのときに職員が私にしみじみも言いましたのは、こう言った。「泉さん、民間はあんなにして税金を納めてくれているのだ。もう目が覚めた」、こう言っている。僕はそのことを聞いて大変うれしいというか、ああ職員もこういうふうに職員研修で目覚めていただいている方がいるのだな、目覚めていたのはもう以前からかもしれないませんが、そういうふう感じていただいている方がいるのだなというものを直接にお聞かせいただいて、よかったな、こういう思いがします。

最近、情報推進課でもそういう事例があります。大型研修制度ということで、自分がこの地をどうしても勉強したいということで、今現地に行っています。その方が送ったファックスを実は見させてもらいましたら、ああ、なるほどな、こういう意識改革の仕方があるなというぐらい、その方のファックスの中には、情報推進課に来たファックスの中には非常に勉強になっているということはずうっと詳細に書いています。

今、皆さんにお願いをしたいのは、民間は塗炭の苦しみを味わっています。会社に行って、入社してみたら会社がなくなっている、こういう実は事態がある。経営改善、経営効率、収益率の向上に伴って民間は、利用者・要求者に合わせた会社経営をやらなければもうやっていけない。このようにして、厳しい経営状況の中から市民の皆さんは税金を納めています。その税金を運用する職員は、企業局でいいますと経済性、最少の経費で最大の効率を上げる。経済性を考えない企業局の経営、また別府市長としては別府市の経営、こ

ういうものはあり得ないということなのです。

きょうは、時間を残して終わりたいと思いますが、最後に、この四年間やらせていただいてどういうふうに私が行政に対して感じているか、このことだけ申し上げておきたいと思います。

私は、一番最近、行財政改革クラブというのを実は一人で作りました。それとなく自分でやっておりました中で自民党に入らせていただきました。そして、自民党の皆さんと市民に直接行革の必要性を訴えてきました。これがやっぱり市民世論を醸成する、また市民が理解してくれる大きな原動力になったな、こう実は思っています。それで、最初のうちは担当部課長の皆さんが、行政改革というのは議会で答弁すれば済むなというふうな考えで私は対応していたのではないかと思います。それが、だんだん社会情勢、法律の改正に伴って、これをやらなかったら別府市は大変なことになるなというふうに職員の皆さんも全員感じている。その一つのあかしが、スポーツ振興課の営業です。営業に回って、次の日には訪問先に対して礼状を出す。今まで職員の皆さんがやったことのないような営業をやっている。これも一つの新しい息吹だろう。これだけで経済波及効果は約二億というふうに言われています。職員の皆さん方が変わっていった姿が如実に見えます。それはまだ一部かもしれませんが、私が一部だけしか知らないかもしれませんが、しかし、確実に変わっていった。このことは、私がこの四年間の一番大きく評価する点です。それで、それに対して対応していただいた、一緒に考えて、一緒にそういう具体的な共進という、一緒に進める、こういうものに取り組んでいただいた職員の皆さんにこの機会にお礼を申し上げたいな、こういう気持ちです。

それから、議員としては、自分が市民のために役立ったというようないぬぼれた気持ちは持っておりません。ただ四年間、行革に一生懸命取り組んできたなという思いがいたしております。

この機会に議員の皆さん方にもお礼を申し上げたいのですが、私を市の監査委員に提案をしてもらいました。そして私も今年二年目の監査実務をさせていただいておりますけれども、それまでの十六年間で自分はある程度勉強はしたという自負を持っております。ところが、監査事務局に行って、その自負はもう完全に打ち砕かれてしまいました。いかに自分が通り一遍の表面だけの政治を見ていたのか。これはもう本当に、私にとってみるとショックでした。しかしながら、議員の皆さん方の御賛同をいただいて監査委員にさせていただきました。これはもう本当に僕にとってみると、いい勉強の機会でありました。この機会に議員の皆さんにお礼を申し上げます。

こうして一般質問もあと十分残してやめさせていただきますが、今議会で出張先でぶつかりげいこをした富田議員が勇退をされます。それで、同じ胸襟を開いてお話をした井田

議員も勇退をされます。そして県会に回る方もおられます、市長選に転出される方もおられる。皆さん方が今後ますます活躍されることを期待して、質問を終わります。

○一番（猿渡久子君） お昼までの時間が十数分ということですので、議長の許可を得まして、ちょっと順番を変更して、児童家庭課関係から先に行きたいと思います。

三番目の保育・児童福祉の充実、この問題から先に入りたいと思うのですが、私はこの問題では、この四年間一貫して取り上げてまいりまして、児童館、児童センターの増設ということなどについては、毎回と言えるほど繰り返し取り上げてきたのですが、井上信幸市長の後援会のホームページがありますが、このホームページを見せていただきましたら、「子育て支援センターと児童館の複合施設、児童ふれあい館の建設も決まり、これまで以上に幅広くきめ細かなサポートを目指します」というふうにこのホームページにあります。ピラにも同じ内容のことが書かれておりますが、ちょっと急遽順番を変更しましたので、課長の準備はよろしいでしょうか。

こういうふうに後援会のホームページやピラに明記されているわけですが、児童ふれあい館の建設というのは、もうはっきりと決まっているわけでしょうか。地域としては、どのあたりの地域を予定しているのか、答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、一番議員さんが言われましたホームページの件でございますが、私は見ておりませんのでちょっと内容はよくわからないのですが、児童家庭課といたしましては、十五年度中に社会福祉法人の光の園が保育所を建てかえます。それから、中の児童施設も建てかえます。それにあわせて、児童のふれあい館という、名前はどうかわかりませんが、児童館を建設します。その名前が「児童のふれあい館」というふうな名前を使おうかなという話も出ておりますので、その件でないかなというふうに思っております。

○一番（猿渡久子君） 光の園につくる児童館が、「児童ふれあい館」ということですか。子育て支援センターを拡充し、子育て支援センターと児童館の複合施設というふうなことでいいのですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えします。

まだ実際は建設されておられませんので、以上の仮称がそういうふうな含みになっているのではないかというふうに考えております。

○一番（猿渡久子君） 別府市立の児童館についても、十六年度に設置ということで県と協議を進めているという答弁が、前の議会であったわけですが、その児童館を設置する場合には高校生まで利用できる児童センターにぜひしていただきたいということと、つくる段階から子供たちの意見や地域の皆さんの意見などを取り入れて、あるいは職員の意見も取り入れて設置の計画を進めていただきたいと思うわけです。以前、別府市児童館

をつくったときに、岡部部長が課長の時代でしたけれども、私たち、児童館をつくる会とか、いろいろな地域の皆さんの声を反映していただいていいものをつくっていただきましたので、やはりそのような段階を踏んでお願いしたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

設置の段階におきましては、種々皆さん方の意見を聞きながら、設置に向けて意見を取り入れていきたいというふうに思っております。

○一番（猿渡久子君） 十六年度に設置を計画しているものについては、どの程度まで設置計画が進んでいるのか、地域はどのあたりになるのか、その辺も答弁をお願いします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

十六年度設置につきましては、私ども、公立保育所の再編計画の中で保育所の規模縮小と、そういう中で行政の担う役割として、子育て支援センター等を含めた核になる施設という位置づけでございます。現在、南部におきましては中央保育所そしてまた児童館がございますので、現在、私どもで考えている部分につきましては、西部地区ということでございます。

○一番（猿渡久子君） では児童虐待防止の問題に移りますが、一月に児童虐待の事件が扇山で起きまして、その子供さんが死亡してしまうという大変痛ましいことが起こりました。私としましても大変ショックだったのですけれども、市としてもいろんな取り組みを進めていっている中だったので、もう大変残念でなりません、その後の対応についてどのようにしているのか、強化が進んでいるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後 一時 零分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

去る一月十四日に起きました別府市での児童虐待事件でございます。一月十四日に事件が起きまして、五歳の女の子でございますが、意識が回復しないまま一月二十五日に亡くなったという大変悲惨な事件でございます。別府市といたしましても、平成十二年に県下に先駆けての別府市児童虐待防止協議会、これを設置する中で平成十三年七月から専門の相談員を配置したところでございます。また昨年五月では、この実務者の下部組織として実務者ネットワーク会議という会議を設置いたしました。これは関係者四十二名による組織でございますし、関係機関の七機関においてホットライン会議、そして庁内においては関係各課九課による庁内虐待防止ネットワーク会議という三つのネットワーク会議を設置したところでございます。こういう中であって、私どもも通報があり次第、今年度にお

いては十三回の検討会議を重ねる中で、これまで大きいこういう事件にならなかったということもございます。ただ、一月十四日にこういう事件が起きまして、私どもも関係者とホットライン会議等を開催する中で、一月二十二日に児童虐待防止協議会を開催いたしました。この中で、今後別府市においての取り組みをどうすればいいかということの話し合いをしたところでございます。その中で、やはり地域において子供を地域で守るという体制づくりが必要ではないかという結論に達したところでございまして、去る二月十四日開催されました別府市自治委員理事会におきまして、新年度に向けて各町内での体制づくりということを要請したところでございます。

また、児童虐待防止また子育て支援に関する特集記事といたしまして、二ページにわたり三月号市報で掲載をしたところでございますし、二十四時間体制という、連絡ができるという相談員による携帯電話の所持ということもいたしております。今後におきましても、やはり一人一人の市民の方々がこの児童虐待防止という部分に向けて一緒に認識をしていただく中で、私どもも情報収集を含めて事後の対策から事前の対応ということをしてまいりたいというふうに考えております。

○一番（猿渡久子君） 今、児童虐待相談員の二十四時間の対応のために携帯電話云々という話もありましたが、この児童虐待相談員の方、やはりそういう形で昼・夜にかかわらずいろんな連絡が入って走り回らないといけないという大変な仕事ですので、やはりこれ、人数をふやすといっても連携の問題もありますので、この相談員の方の待遇の改善が必要ではないかと思えます。それと、県の児童相談所との連携の問題で、児童相談所の体制の強化を私たちも県と交渉を行いましたときに、その辺の要求も共産党として行ったのですが、市の方からも要求していただきたいと思えます。

それと啓発の問題ですけれども、やはり近所でそういう、もしかしたら虐待が行われているのではないかという気になる状態が見受けられたときに、いかに早く連絡をしてもらうかというのが非常に大事になってくると思うのですが、市報で啓発を促したということもとても大事なことでいいことだと思うのですが、市報もどこかにやってしまうとかいうことが、日常生活に多々あると思えますので、昼間の場合はここに、夜は土・日の場合はここに連絡してくださいというふうなことを、例えば別府市のカレンダーの各ページに、いつも部屋に張っているときに見えるような形でカレンダーに記載をすとか、シールとかステッカーとか、そういうもので目につくところに張っておいてもらうとかいうふうな形をとって、虐待かどうかわからなくても、気になる場合には気軽に連絡をしてくださいという働きかけが必要だと思います。

それと、あわせて虐待防止のための取り組みとして、事後の取り組みではなくて、もちろん事後の取り組みも要りますけれども、防止も大事になってくると思えますので、そう

という意味で子育て支援センターの拡充ということが非常に大事だと思うわけです。先ほども出しました、井上信幸市長のホームページあるいは後援会ニュースに、「子育て支援センターをさらに拡充、御要望にお答えして全校区に設置する計画を進めています」というふうにあるわけですが、ここのところ、今後の取り組みについて計画がどのように進んでいるのか。ここにあるように全校区にぜひ設置する計画を進めていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、児童虐待の啓発ということで、今、議員さんの方からカレンダー、ステッカー等の御提案をいただきました。私どもも新年度のカレンダーに盛り込みたいということで当局と話をいたしました。今年度においては非常に時間というか、スペース的な部分で入れられないという部分がありました。今後については、そういう体制も必要というふうに思っております。また、ステッカー等につきましても、今後の児童虐待防止の啓発活動の一つとして考えていきたいというふうに思っておりますし、やはり児童虐待につきましても、継続的な啓発というのが必要になってこようかと思っております。今回の事件を踏まえまして、私どももこれから一層の対策をしまいたいというふうに考えております。

また、当然事前の策として、先ほど子育て支援センターの件がございました。現在一カ所設置をしておりますが、非常に盛況と申しますか、今サークルでも二百十四組のお母さん方が登録をしております。子供さんを合わせますと五百名以上の方々が、一カ所で今そういう活動をされているということで大変要望がありました。来月四月六日には児童館内にあります、別府市の児童館であります中に支援センター、愛称「わらべ」という形で開設をいたします。市長の方も非常に、この支援センターについては設置の必要性というのを私どもに指示をされておりますし、エンゼルプランにおきましても、平成十七年度までに四カ所設置という計画でございます。校区全校区という部分があったのですが、小学校・中学校区、そこら辺がないようでございますので、せめて中学校区に一カ所あれば、非常に十分保護者の期待にこたえられるというふうに思っております。今後とも引き続いて児童虐待の防止にもなります、この支援センター設置に向けて努力してまいりたいというふうに考えています。

○一番（猿渡久子君） 今、子育て支援センター、将来的に中学校区に一カ所あればというふうなお話もありましたので、ぜひそういう方向で今後積極的にお願ひしたいと思いません。

では、生活道路の問題に移りたいと思います。

生活道路の改善や側溝の改善、あるいは街灯をふやしてほしいなどという要求というのは非常に高く、以前に比べて積極的に取り組んでいただいていると思えますけれども、

扇山十九組の道路の改善ということで質問項目を出していますが、扇山十九組と十七組にかかります道路が、非常にひどい道路。道幅の半分が私道、半分が別府市の道路という大変危険な道路がありまして、その問題について私、昨年の六月の議会で質問をして、通学路だし、お年寄りが転んでけがをしたというふうなこともあったし、大分市などでは認定外道路の補修事業というふうな取り組みもやっているが、何らかの形で市民の安全を守るという点で改善をすべきだと、いつまでこれをこの状態で放っておくのだということで質問をしたわけですが、その後九カ月経過して、どのように検討していただいたのか、いつになったら改善できるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

去る六月の議会で、一番議員さんからこの御質問を受けました。経過と現状につきましては、六月議会で申し上げたわけですが、この扇山地区の開発、団地の件でございます。これは昭和四十年來の前半に造成した法以前といいますか、都市計画法また宅地造成規制法以前の開発に伴う道路でございます。その後、私道の半分につきましては――その道路の半分につきましては――地権者より市に寄附していただいたという経緯がございます。また、その半分につきましては、当時の開発者が市には寄附はしないのだということで、過去にも弁護士等いろいろ入れて協議した経過がございます。その中で当時の開発の業者、寄附はしない、道路を市が買え、また地元が買えというような経過がございます。それで、その当時また、これは六月議会でも申し上げたのですが、法外な単価で要請があったということでございます。

その後、私どもも歴代土木課長が交渉した経緯があります。それは六月議会で申し上げましたが、その後についてどうなったかということですが、私ども、その後、地権者、当時の開発者をずっとわたって、かなり時代とともにわたっております。そういうことで当時の開発者の関係者等に当たるのですが、なかなかそこにまだ到達できていません。一部につきましては、市内の開発業者につきましては、何とか連絡がとれそうな状況に一部はなっております。大半は市外の業者でございますが、連絡がとれないということでございます。

私どももこの生活道路につきましては、このまま放置するというわけではございません。精力的にやっておりますが、ただ、私どもも道路敷としての寄附受納基準というのがございます。これに合致しませんと私権を侵すということでございますので、なかなか前進は見えておりません。底地に第三者の権利等が入っていれば、当然市の方としては手が出せないというような状況でございます。現在は、そういう状況でございます。

○一番（猿渡久子君） これは私どもも地権者の方を捜して訪ねていきたいなと思って捜しているわけですが、なかなか連絡がとれない状況にありますので、大変だという

ことはよくわかるのですけれども、当面これは仮設とか仮舗装とかいうふうな形で、とにかくけがをしたり危険な状況にあるわけですから、市民の安全を守るということは市の非常に大事な仕事ですから、仮のものでも構いませんので、安全に通行ができるような状態に改善をすべきだと思いますが、いかがですか。

○土木課長（亀岡丈人君） 私どもも、手をこまねいて見ているわけではございません。これは地区の方々もさることながら、通過交通、一般の人も通るわけでございます。そういうことで何らかの手は打ちたいと思いますが、私権の侵害ということで、もし舗装をかければ、権利を侵したではないかということで裁判ざたにもなりかねない部分がございます。そうなりますと、当然また市税で裁判ということになりますので、なかなか現状では難しいところがあります。ですが、私どもも市民一般の人が通るということで、何らかの手が打てないかということで、全面的にはできないにしても、私どもも現状は調査しました。また、この議会前にも調査しました。確かに穴ぼこ、でこぼこというポケットというのがございます。これもそういう緊急避難的なことで部分的な補修ができないか、またどのような形であればできるかというのは検討したいと思っております。

○一番（猿渡久子君） ぜひ市民の安全を守るという点で、仮設でも構いませんので前向きにお願いをしたいと思います。

では、教育の問題に移ります。

三十人学級の実現ということで通告を出していますが、私はこの問題も繰り返し取り上げてきましたけれども、先般、県議会の方に二万六千を超える、追加でも出されていますので、二万六千を超える署名が県下で三十人学級、早期に実現をしてもらいたいということで提出をされています。大変切実な要求で、ある学校でも今度小学校一年生に入る親御さんたちが、あと何人かいたらもう一クラスふえるのだけれども、四十人近いクラスになりそうだということで不安の声を聞きしたりしていますので、ぜひこれは県にもさらに強く働きかけて、県と協議して早い時期に実現をしていただきたいと思っております。

あわせて、それを補う形でのいきいきプランなどの取り組みもされていると思いますので、その辺のところもあわせて答弁を、来年度どういう形で行うのか、答弁をお願いいたします。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

三十人以下学級の実現につきましては、これまで何度かお答えをいたしました。別府市独自では多額の経費がかかりまして難しい面もございますが、関係機関と連携しながら今後とも県に要望していきたいと考えています。

次に、多人数学級解消の支援ということで、緊急地域雇用創出特別基金事業の一つといたしまして、別府市学校いきいきプランを本年度から――平成十四年度からでございます。

が一三カ年の計画で実施しています。この事業の概要でございますが、別府市内の小学校の第一学年の一年生の多人数学級等の七校程度に一週間に四日、一日六時間をめどに教育活動の支援を行うための派遣事業を実施しています。

○一番（猿渡久子君） 今後とも、よろしく願いたします。

では、次の共同温泉を生かす施策ということで、温泉の問題に移りたいと思います。

今週、テレビでお昼に別府の温泉がずっと中継をされていまして、きょうも竹瓦温泉界限、梅園温泉とか日本一狭い路地だとかいうふうなことで紹介をされていましたが、今は非常に共同温泉は注目をされています。いろんな形でメディアにも取り上げられて、日本の中でも、全国の中でも別府のように共同温泉がたくさんあって、百カ所以上もあってというところはありませんし、別府の大切な財産だと思うわけですが、この共同温泉に水道料金の補助だとか改修の補助というふうな問題も私たち取り上げてきましたけれども、大事に生かしていかなければならないものだと思うわけですが、まずこの共同温泉についての市の認識をどのように考えているのか、どういうふうにとらえているのか、そこから質問したいと思いますが、願いたします。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

先ほど言いましたNHK、「ひるどき日本列島」、これはもう三月三日から七日まで、きょうまで、一日目は西湯、水曜日が海浜砂湯、きょうは竹瓦ということでございます。ごらんになっていただいて、これも全国から温泉課にも多数電話の問い合わせ、湯治場の旅館等、電話なりいろいろな面で反響が強くなっております。その中で温泉課としましては、別府八湯温泉泊覧会、「オンパク」と言いますが、別府八湯八十八カ所めぐり、別府八湯ウォークとして鉄輪湯けむり散歩、竹瓦界限、きょうはあっておりますけれども、路地裏散歩、浜脇温泉時間旅行、別府温泉夜の路地裏散歩などなど、別府市内で各地で民間レベルによる共同温泉を利用した取り組みが行われているということでございます。こういった共同温泉の文化発展に貢献していただき非常に好ましいことで、私どもも温泉課としては喜んでいる次第で、感謝している次第でございます。

共同温泉は、別府の文化形成にはなくてはならないものだというふうに私どもは認識いたしております。今後とも共同温泉についても、職員も月一回入るように取り組みもなされているところでございます。

○一番（猿渡久子君） 今、共同温泉は別府にとってなくてはならないものだという答弁があったわけですが、そういう認識を持っているにもかかわらず、堀田の東・西温泉を廃止をするということは、矛盾するのではないのでしょうか。先日、議案質疑の中で私が質問をしたわけですが、裁判中に廃止を提案してくること自体、司法に対する冒瀆だということで、市が負けたらどうするのだということで私は質問をしたわけですが、この中

で部長が、係争中ではあるが廃止は可能だ、内部で十分協議した、提案できない理由が見当たらない、堀田住民の総意を受けて取り組んでいる、新しい温泉ができるのに西・東温泉を廃止しない方が公益性に反するというふうな答弁をされたわけですが、このような答弁は本当に聞き直った答弁だと思います。井上市長が、先ほども取り上げましたホームページあるいは後援会のチラシの中でも、「市民の声を直接お聞きし、きちんと市政に反映します」というふうなことを言っているわけですが、「住民の総意」だと言いますが、これは議案質疑の中でも言いましたけれども、住民の皆さん、陳情書、要望書、一番多いときには二千八百三十六名という大変な数の陳情書を出して、何度も市に申し入れを行っています。これに対して、やはり井上市長に直接話を聞いてもらいたいということも言われていますけれども、市長、一回でもこの利用者の方々の声を直接お聞きになったことがあるでしょうか。市長、答弁をお願いいたします。

○市長（井上信幸君） 堀田温泉につきましては、部長か課長が答弁するでしょうけれども、平成四年にあそこを建てかえるという話がありました。二転三転しまして、いつの間にかそれが、建てかえは困難だということで一応中止いたしました。その後、地元の方々が、何としてでも建ててほしいということでありまして、別府八湯の中でも堀田温泉が一番おけている。あそこは八湯温泉の八湯とは言えないというふうなことで、地元の皆様方が全員一致で「異議はありません。何とか早期に建ててほしい」という御要望を受けて、その着手に入ったわけでございます。私も就任して、たしか一年目か二年目にそういうお話がありまして、また三年目ぐらいに全体の皆様方のお声を聞きまして、担当者と話し合った中でそういう経過になったわけです。それで、なるほど別府八湯の中でも一番堀田温泉がおけているので何とかしてあげたい。いい建物を、そしてお客さんが来てにぎわいのある場所にしたいということでスタートしたわけでございますから、その後で何か反対運動が起きた、こういうことでございます。だから、その辺をひとつ、その歴史的な経過をよく見ていただいて御判断をいただきたい。だから、決して私は地元の声を聞かなかったわけではございません。地元の声を吸い上げた上で実施に移したという経過でございます。この辺で御理解をいただきたいと思います。

○一番（猿渡久子君） 地元の声を吸い上げたという答弁ですが、その段階で地元から大型温泉の要望があったと。しかし、自治会を通して声を上げたその声の中に、利用者本人の方々の声が十分に集約されていなかったということは、やはり今の段階できちんと認めないとおかしいと思うのですよ。そういうこれだけの裁判も起こし、反対の声が上がっているにもかかわらず、その声に全く耳を貸そうとしないで強引に推し進める、強行に推し進めるという市長の強引なやり方が、やはり市民の声に耳を貸さない市長の政治姿勢、問題があると思うのですね。そこの裁判の原告団の方々は、今、仮処分の手続きを進めてい

らっしゃいます。議会中にでも仮処分を行おうということで、準備中だというふうに聞いております。これは議案質疑でも私は質問したのですけれども、議案質疑の答弁の中にも、それから調査会の説明の中にも、堀田東・西温泉を廃止しないと大型温泉のお湯の量が足りないのだというふうな説明がありましたが、十一月の市の地元への説明の中では、地元の方が、お湯の量は大丈夫なのかというふうに言ったら、お湯は十分にあると。東温泉をとめないとお湯が足りないのだというふうな説明はしていないわけですよ。そのところ、なぜ今ごろになってこういうふうな話になるのか。そのところにも地元の方は、やはり不満の声が上がっているわけです。そのところは、どうですか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

先ほど市長からも御答弁がありましたけれども、堀田温泉は別府八湯の一つでございます。その中で一番最後というふうな形になるかと思えます。これはもともと県の拡幅工事のために堀田東温泉が立ち退きを余儀なくされたということでございます。そのもともと東温泉を廃止することの前提によって、新堀田温泉に着手しております。それも、建設が十四年までの仕上げということでございます。というのが、新堀田温泉、堀田東温泉を併存すれば、多額の税金を投入した事業でも逆に多くの別府市民からの理解は得られないのではないかとこのように考えております。

今度は廃止の理由でございますけれども、今議会に堀田東温泉の廃止条例を提案するに当たりましては、法的な面を整理する中で関係者、弁護士と相談いたしまして、係争中であるということだけでは廃止できないということにはならない。仮に残すとした場合、壊す前提にしていたものを残さなければならない理由づけが必要ではないかとこのように助言をいただいております。というようなことで、堀田東温泉は廃止せざるを得ないのではないかとこのようにございます。

○一番（猿渡久子君） 十一月に地元で説明に行ったときにどういう説明をしたのか、そのところの答弁がないのですが、十一月のときには、東温泉をとめないとお湯が足りないということは言ってないですよ。そのところ、どうでしょうか。

それと、市が裁判に負けたときにはどうするのですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

十一月の地元説明会というのは、私どもの経過としては記憶いたしておりません。昨年の十四年九月五日でございます。これにつきましては、施設の概要ができましたので、図面等でもちまして説明をさせていただいた、このように記憶いたしております。

それから、負けたらということでございますが、どういうふうな、負けた、勝ったというのはちょっとよく理解できませんが、いずれにしても係争中であるということは事実でございます。先般の議案質疑でもお答えいたしましたが、裁判の今後の推移を見ながら、

私ども、法律を守るべき地方公共団体といたしまして、判決が出た段階でこのことについて対応を考えます。

○助役（安倍一郎君） 関連して、お答えをさせていただきます。

湯量の問題等も確かに部長の方から先般答弁をしたわけではありますが、この堀田東温泉の廃止の最も大きな理由は、いわゆる県道の工事が原因であります。堀田東温泉の共同浴場の建物、これは現在の県道別府一庄内線のいわゆる道路改良工事、これのためのいわゆる土地収用法に基づく対象となる不動産、こういうことになっております。この県道につきましては、別府国際観光温泉文化都市建設計画のいわゆる都市計画道路でございますが、これは平成五年に地元説明、これは大変古い歴史があるのですが、この都市計画決定に当たりましては平成五年に地元説明がなされておりますし、以来、市の都市計画審議会、これが都合三回そして県の都市計画審議会が都合二回、こう開かれまして、こういう経過を踏まえて平成六年にこの都市計画決定された道路でありまして、この工事の施行者、これは大分県であります。したがって、現在工事が進んでおりますが、この県の道路改良工事によって堀田東温泉の存続というのができない、こういう理由であります。このような事情を考慮いたしまして、今回、条例改正案を市として提出をいたしておりますので、御理解を賜りたい、こういうふうに思います。

○一番（猿渡久子君） 今の助役の答弁ね、成り立たないと思うのですよ。県は、裁判中だから拡幅については裁判の動向を見守るといふふうに言っているのですね。市長ね、実際に温泉を利用されている方々の声を一度直接聞いていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほど市長、助役、課長からもお答えいたしておりますが、私どもは、地元協議の中で七回という数字を挙げておりますが、それ以外にも個別に自治会長、役員の方等々と、それは数限りなくと言うとちょっとオーバーかもしれませんが、十分な協議を重ねる中で、先般も要望書の一部読み上げさせていただきましたが、そういう総意のもとで私ども取り組んでまいった、こういうふうに考えております。

それから、県が裁判を見守るといふことですが、これはそういう議会答弁があつているということは承知いたしております。しかしながら、私どもといたしましては、現在進入路、平成十四年度につきましても、県の御協力をいただきまして、進入路、堀田温泉の建設に支障のないように御協力をいただいておりますし、私どものこの建設が完成しないと、東温泉と新しい温泉の地元の要望でございますが、要するに廃止と新しい温泉、入れない状態といえますか、わかりやすく言いますとそういうことですが、そういう状態をつくらないでいただきたい、こういう要望のもとに現在、鋭意建設をしている

ところでございますので、この点につきましても御理解いただきたい、このように考えております。

○一番（猿渡久子君） これは地元の総意ということに十分な利用者の声が反映されていなかったということは明らかなのですよ。「総意、総意」ということに大変無理があるということは、もう明らかだと思います。そういう中で、裁判中にもかかわらず進めるということ自体、非常に無理がある、強引過ぎると言わざるを得ません。ちょっと平行線ですので、もう次の問題に移らせていただきます。

障害者福祉の問題に移ります。

市町村障害者生活支援事業の充実をとということで通告していますが、この市町村障害者生活支援事業の問題は、身体障害者の生活支援の事業を市町村が行っているわけですね。これともう一つ、地域療育等支援事業、これは県が行う事業で障害児あるいは知的障害者の方の支援を行う事業、この二つが四月から実施をされる支援費制度のもとで非常に大事になってくる事業なのですけれども、厚生労働省が来年度には、一時は八月の段階では事業を拡充するという方針を出していたのですが、各自治体が予算編成を進めていた段階で突然補助金を打ち切って、地方交付税で措置をする、一般財源化をするということが打ち出されてきたわけですね。地方交付税は、補助金と違って使途が限られていませんので、市町村の財政状況によっては補助金打ち切りで事業を実施しなくなるというふうなことも予想されるので、関係者の皆さんは非常に心配をされて、大変な反対運動が起っています。そういう中で一般財源化をされても、この事業が障害者の方にとってなくてはならない非常に大事な事業です。例えば障害者の方が、家族が病気やけがで急入院をしたときとか、電車やバスでトラブルになって困ったとき、こんなときにいつでも駆けつけてくれて助けてくれる、そういうのがこの生活支援事業ですね。支援費制度が始まったら、ますますこの事業は重要になってくる。今でも全国の計画の六八%しか達成していない。今からさらに進めていかないといけない、こういうときに支援費になったら支援を打ち切るなんというのはひどいではないかという声が上がっているのです。命より大事なものだ、空気みたいな存在であるのがこの生活支援事業で、コーディネーターの方は分身のように自分たちの悩みを聞いてくれて助けてくれるのだ、予算がないから切り捨てられたら本当に困るのだという声、お母さんたちの中からも上がっていますので、この事業を引き続き取り組むとともに、ますます充実をさせるべきだと思うわけですが、別府市としてはどういう方向で考えていますでしょうか、答弁をお願いします。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

この市町村障害者生活支援事業は、補助金から本年度地方交付税に措置されるということにつきまして、昨年末に通知をいただきました。本年度までは別府市に補助金として交

付され、農協リハビリテーションセンターと委託契約を締結いたしておりました。十五年度からは交付税に措置されるということですが、すべての市町村に交付税措置されるということですので、大分県の障害者計画に基づきまして、別府市、杵築市、日出町、山香町と話し合いをして、この事業につきまして、ぜひ必要な事業であるという御理解もいただきました。また、今後は応分の負担割合を決めるなどして別杵速見広域圏の中で対応してまいります。この事業につきましては、支援費制度が始まるとともに、地域の障害者をケアするためにも、市の窓口にかわる事業でございますので、非常に重要な事業という認識をいたしております。今後は、二市二町で共同して進めてまいります。この事業は、ぜひともなくてはならない事業というふうにとめておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○一番（猿渡久子君） 職員の問題ですけれども、支援費制度が始まるとますます市町村の職員の専門性を高めていかなければならない。市町村が支援費制度の中で聞き取り調査をして、支援費の支給や利用者負担額の決定を行うというふうな仕事をするわけですね。この市町村の役割というのは情報の提供及びあっせん、調整、要請というふうな責任があるわけですが、こういう聞き取り調査をする場合に、市の職員が、障害者の方の障害のあらわれ方というのは一人ずつ非常に違う。大変多様なあらわれ方をしていますので、てんかんとか自閉症とか重度の重複障害とか医療的な介護が必要な障害とかいろんな場合がありますので、専門的な知識と経験がなければ正確な判断ができないと思うのですね。この辺のところは専門家からも指摘をされています。親の心情も配慮して行わなければならないし、形式的な職員研修や画一的なマニュアルでは到底不可能だということが指摘をされていますので、これ大分市は、社会福祉士を市の障害福祉課に五人配置をしています。このように専門職の資格を持った職員を障害福祉課の窓口配置をすべきだと考えますが、この問題も九月議会、十二月議会でも取り上げてきたことですが、ぜひお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

現在、障害福祉課には看護師、介護福祉士の二名の専門の職員がおります。また、県でのケアマネージメント従事者研修を受けた職員もおりますし、障害福祉課の業務は、現在の体制でスムーズに処理をされております。

十二月一日に行われました、福祉フォーラムがあったわけですが、発達医療センターのケアマネージャーの方から一パネルとして出ておりましたが一市町村の窓口専門職員を配置するよりも、地域の窓口置く方がよいという意見も出てございましたが、農協リハ・「ほっと」に委託している市町村障害者生活支援事業がこれに当たるわけでございます。行政改革を進めている以上は、同じことが民間でできることなら民間で

ということが必要ではないかと思えます。将来的に障害福祉課の窓口で専門職員が必要になった場合には、人事当局とまた協議をしてみたいと思います。

○一番（猿渡久子君） 今の課長の答弁は、ちょっと認識不足だと思うのですが、先ほど言いました市町村生活支援事業、このいわゆるコーディネーターの仕事とケアマネジメント、ケアプラン、介護保険というケアプランですね、ケアプランをつくるケアマネジメントの従事者の仕事と、また市町村の行う調整、あっせん、行政等の仕事とまた違うわけですね。このフォーラムは私も参加をさせていただきましたけれども、フォーラムでパネラーの方がおっしゃったのは、ケアマネジメントは自分たちのところでやるから、市がしなくても大丈夫だというふうな意見をおっしゃったわけです。行政としてやはり十二月の議会の答弁で課長が、現在の障害福祉課の業務は、ほとんどが事務手続きだからということをおっしゃっているのですけれども、これは事務手続きではないですよ。障害者の方の的確な状況とか、今どういう生活をしているのか、今後どういうふうに生活を希望しているのか、的確にニーズを把握して制度を紹介してあっせんするというためには、専門的な知識や技術や経験が必要ですので、ちょっと研修をしたというぐらいではできないと思いますので、今後ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

やはり別府市のある障害をお持ちの方の声ですけれども、大分市との格差が別府はどんどん広がっていると。どうして、こんなに別府はおくれているのだという声が上がっています。別府市の障害福祉は今危機だと。基盤整備の面でも別府にグループホームがないなどというのは恥ずかしいことだという声が上がっていますので、基盤整備の方もぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

次の第三者機関の設置の問題ですけれども、これ、苦情処理云々という答弁が十二月のときにもあったのですが、これは苦情処理では限界があるから、第三者機関を手段として設置すべきだということで質問をしているわけです。佐賀市の場合は、支援費支給決定第三者委員会ということをやっています。行政窓口と独立した形で七人のメンバーを置いていますので、そういう方向でぜひ進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答え申し上げます。

市町村支援費の支給申請に対しまして支給決定を行ってまいりますわけですが、支給決定に対しまして不服・異議申し立てがある場合には六十日以内に支給決定を行った市町村に対して異議申し立てができるということになっております。市町村は、申請を受けて聞き取り調査を慎重に行っていくわけですが、支援費決定の過程で障害者または障害児の保護者等の方々に十分な説明を行うことが求められております。難しい案件の異議等につきましては、上級官庁に協議を行っていくわけですが、支援費制度が

四月からスタートいたしますので、一年程度様子を見まして、苦情等不服が非常に多く判断が難しいということがございましたが、第三者機関の設置などを協議してまいります。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、一番議員さんから、別府市が非常に福祉がおくれておるという話がありましたが、井上市長就任以来、市政の重点施策として福祉を挙げております。低所得者の自立更生の促進や児童、高齢者また障害者の生活の安定と福祉の向上を目指して福祉行政を展開しております。例えば平成八年度の児童館の建設、十三年度の認可外保育所施設に助成をしたり、障害者のホームヘルプサービス、生活支援事業、高齢者家族介護用品の支給等を行っております。それからまた、社会福祉法人の施設の建てかえ等については、積極的に応援しております。

福祉予算は年々ふえており少子と言いますけれども、保育所につきましては、ゼロ歳から五歳まで見てみますと、約六千人おります。そのうち三千五百人が保育所や幼稚園に入っておりますのですが、そのあと残り保育所に行っていない二千五百人については支援をやっておるとというのが現状で、別府市がおくれておるということではないということをお伝えしたいと思います。

○一番（猿渡久子君） 私が今言いましたのは、障害者福祉の分野で非常に、四十年代とかは太陽の家ができて先進的だったかもしれないけれども、今の段階で非常に立ちおくれではないかという声があるのは事実です。関係者の皆さん、多くそういう声を伺います。障害者福祉の分野でのことを申し上げたわけですが、ちょっと時間がありませんので、小規模作業所の補助金の問題に行きますけれども、この小規模作業所、国が百十万、県が百十万、市が百十万という全国最低レベルの補助金で非常に御苦労されています。この補助金を増額するように県などと協議をして進めていただきたいと思います。また、国からの百十万の補助金が出ないところが出てきています。全国に小規模作業所がどんどんふえていく中で、今まで出していたけれども、ここには出せないよというところが出てきていますので、そういうところに関しては指導員の方も本当に御苦労されて、わずかな給料で頑張っていると思いますので、せめて三百三十万、全国最低レベルという三百三十万の補助金さえ保障できないなんということはひどい話だと思いますので、市と県とよく協議をして、少なくとも三百三十万の補助金を確保するというふうなことをぜひお願いしたいと思います。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

ただいま議員さんから小規模作業所の補助金のことにつきまして増額をという要望がございましたので、このことにつきましては国・県に上申をいたします。

○一番（猿渡久子君） 国からの補助金が出ないところに対して三百三十万を何とか確保

するという点についても、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、その点についての答弁もお願いをしたいのと、PRの広報の問題で、市報あるいは民生委員さんなどを通して広報をしているわけですけれども、支援費制度の広報についてすべての障害者の家庭に郵便で送ってお知らせをするということも要ると思います。その辺のところはいかがでしょうか。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

小規模作業所の件につきましては、県と協議をしております。

また、支援費に関する広報活動でございますが、市報九月号、十一月号に掲載いたしました。また、身体及び知的障害者とその家族の説明会もそれぞれ行っております。それから身障協等の団体も通じて広報も致しております。それから、現在ホームヘルプを受けておられる障害者の方々につきましても、ダイレクトメールで全部お伝えをいたしました。また、地域社会の福祉の担い手でございます民生委員の方々の校区長会、西、浜脇、緑ヶ丘、南立石、鶴見の各校区の勉強会にも行きまして説明をさせていただきました。また、残りの校区につきましても、説明をさせていただく予定にしております。その他、窓口に来られた方にも全部説明をいたしましたので、この支援費制度の広報活動ということにつきましては、ほとんどの障害者の方には周知されていると思っております。また、今後も機会をとらえて広報をしております。

○二十四番（原 克実君） 私も、今期最後の一般質問になりました。簡潔に、できるだけ時間を省略してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私は今週、非常に感動いたしましたことを一点だけ申し述べさせていただきたいと思っております。今、まさに今週、NHKの総合テレビで「ひるどき日本列島」で、この湯のまち別府のシリーズが取り上げられております。これは本当に私たち別府市民にとってはうれしいことであるし、感動的な出来事だと思っております。これだけ別府の温泉が、NHKのテレビジョンを通じて放映されたということは、私は今後の別府の温泉が大きく見直されるときが来ているのではないかと、このように思いますし、この温泉が見直される時期に私たちが果たしてどのようなことをせねばいかんかということが、一番大事ではないかなと思っております。今、国も観光振興に対して非常に力を入れてきております。やはり何と云っても観光振興ということが、一つの大きな経済の活性化それから観光浮揚にもつながる大きなインパクトになるということでございますので、この「ひるどき日本列島」、これを感動的に見ながら、今後このことを生かすためにはどのようにするかということが、私たち地方自治体に課せられた大きな課題でもありますし、議会に課せられた課題でもあるのではないかなと思っております。

そこで、やはり私は、この契機に温泉を見直し、そしてまた観光浮揚、経済浮揚をして

いくためには、根本的にやはりまちづくりから起こさなければいけないということが、私の大きな趣旨でございます。では、今後まちづくりをどういうふうにしていくかということですが、経済白書にもございますように、やはり何といたってもお客様が別府に来ていただかなければいけないわけですから、集客力の差はやはりまちづくりということを書いております。そのまちづくりの中には、やはり魅力ある温泉地を目指す別府市の姿が見えてこなければいけないわけですが、今まさに団体客から個人客に変わりつつあると、もう変わっております、実際。それに追いついて行けなかったのが、大きな別府市の一つの観光地としての今までの欠点ではなかったかなどこの白書にも書かれております。そうするならば、個人のお客様が、私たちはよく見るのですけれども、外国人客も含めて、今グループの観光客の方を別府市内の至るところで見かけるようになりました。見かけるようになりましてけれども、私たちが実際歩いていく道路それから歩道、計画的に整備はされておりますけれども、非常にまだ済んでないところがあります。やはり今後このまちづくりをするためには、私たちの特に生活空間である道路整備というのは、これはどうしても進めていかなければならない問題点だと思っております。今後、別府市としては、この道路、歩道、そして私たちの生活空間でもあり、また市民の憩いの広場である公園づくり、こういうところを含めて今後どのようにとらえておるのか、その点からお尋ねしたいと思います。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

現在の既設の市道でございます。これは都市計画道路とは別でございます、現在供用開始しております市内の認定道路というのが二千三百三十四路線でございます。その中で路線で六百二十一キロ、その中で道路と歩道と同時に設置しております幹線道路が約四十九キロ、これは道路延長でございます、歩道延長に直しますと、両サイド考えますと倍の距離になるのかなと思っております。私どもは、道路整備と同時に歩道整備も行っております。近年の道路整備では、バリアフリーを取り入れました歩道空間の確保ということの視点でやっております。現在までバリアフリーを取り入れまして、国の補助を受けました路線が、大きなところでは旧坊主別府線、これは新別府病院の前でございますし、亀川地区の、これは太陽の家の前の上別府線、また北浜地区の北浜通り、新宮通りなどの歩者共存道路、また橋梁の危険な箇所の歩道設置、これは石田橋とか朝見川橋、また十三年、十四年にかけては、通称青山通りですが、別府駅前原線、これの歩行空間の確保等やっております。今後につきましても、今、議員御指摘のとおり、かなり古い区画整理事業でやった道路、また国体時に設置した道路等がございます。こういう道路の歩道設置が可能な道路につきましても、私ども、バリアフリー歩行空間ネットワークという整備の手法で国の補助を受け、鋭意整備についてはやっていきたいと考えております。

○二十四番（原 克実君） 確かに別府市の道路、幹線道路ですね、交通計画策定協議会を設置して安全で安心なまちづくりということで幹線道路の整備を進めていっておるということは評価をいたします。特に井上市政になってから、今非常に道路整備に力を入れております。特に平成十四年度から基金を取り崩して側溝を初め道路整備、これに前年度で四十数%上乘せして着々と道路整備がされておるということは評価させていただきたいと思います。また、ことしは、橋梁が三カ所、朝見にかかっている橋を含めて整備をするということで、着々と道路整備が進んでおる中で、今、次長が言いましたように、既存のやはり歩道を含めた都市計画道路ですね。特に富士見通りであるとか、それとか餅ヶ浜中津留線、それから朝見北石垣線、鉄道南北一号線、今はもう山田関の江線、秋葉通りは着々と整備が進んでおりますので、こういうところの道路整備は非常によくなってきております。ですから、もう二十年、三十年前から比べますと、秋葉通りとか山田関の江線は見違える生活空間のすばらしい道路ができております。残された古い幹線道路、これをやっぱり今後どういうふうに整備していくかということが、一番大きな課せられた課題ではないかと思うのです。

私たちも、さきの議案質疑でも私、ちょっと触れさせていただきましたけれども、今歩く機会が多いということを言いました。私は、実際市長や助役あたりも黒塗りの車だけに乗るのではなくて、公用の場合は一回道路を歩いてみていただきたい、このように思います。やはり私たちが歩きやすい道路は、観光客も歩きやすいし市民も歩きやすい道路なのです。富士見通りなんか見まして、それから餅ヶ浜中津留線、これはわかる方もわからない方もおるかもしれませんが、土木課の方はこの幹線道路の名前を言えばわかると思いますが、タイル張りのタイルという、コンクリートの碁盤敷きのあれを張っておるのですよ。それがもうがたがた。そして富士見通りは、それに簡易舗装をずうっとしているのですよ。要するにそのコンクリートの碁盤じまの上から薄いアスファルトを敷いておるものですから、また下が浮いてきて、また浮いて動いている。これの要するに継ぎはぎだらけ。ユニバーサルデザインとかバリアフリーとか、すばらしい言葉は使いながら、特にピーコンのアクセス道路になる富士見通りとか、それからやはり今は観光客がだんだん伝産会館とかいるんなところに何人グループかで歩いていっておる。そういう中でこの餅ヶ浜中津留線とか特に朝見北石垣線、これは通常鶴高通りと言うそうですけれども、こういうところを観光客が歩いている、実際に今。そして、一番今鉄道南北線はショッピングセンターの多いところなのです。ここあたりを高齢者たちが歩く中で、この道路が、非常に歩道が悪いというのがよく聞かれるのですよ。ですから、こういう道路整備をやっぱり今後着実に計画を持って、どの路線から始めるかということも順位をつけて私は道路整備をしていかなければいかんのではないかな、このように思うのですがね。

そしてもう一つは、いよいよこの平成十五年の当初、総合体育館がオープンします。これに対するアクセス道路、これはまた私はどのくらいになるかわかりませんが、今の総合体育館、それからビーコン、その周辺にはいろいろ公共施設があるのですが、これがもし、その施設を最大限に利用した場合の交通のアクセス、それから駐車場、このあたりも考えて道路整備、歩道整備をしているかということなのです。今度条例改正もありますけれども、大体今この公共施設、ビーコンから体育館の周辺を含めて確保できる駐車場の数はどのくらいあるのですか。それからお知らせください。

○建設部長（由川盛登君）　ビーコンを含めた周辺の公共施設の利用できる駐車台数はどのくらいかということですが、現在建設中の総合体育館では約三百五十台、それから別府公園の東側の駐車場が四百台から四百五十台、その他ビーコンが今所有しております周辺の駐車場が約三百台。足せば千台ぐらいは確保できるのではないかな。臨時に山の手中学校のグラウンドを借りたりとか野口原の野球場の外野スペースを利用させていただく、そういうことを考えまして、周辺で千五百台ぐらいは今確保できているのではないかなと、このように認識しております。

○二十四番（原　克実君）　これはビーコンが完成したときも、このアクセス道路に対して非常に心配をされておった。今回、総合体育館ができて、ビーコンも既存の施設としてあり、それから周辺にはいろんなニューライフプラザとか別府市の社会福祉会館とか、それから今度新しく体育館ができます。そうしますと、周辺的には千五百台からの駐車可能な駐車場があるわけですね。それが万が一、これは想定ですけれども、絶対あり得ないことではありません。もしそれが、すべての施設が利用されて一斉に千五百台の車が別府市にあふれたときには、アクセス道路としてどういう整備をするかということも大きな視野に入れなければ、道路整備というのは、幹線道路の整備というのはいけないと私は思うのですよ。ですから、そのための交通安全対策をどうするか、それから交通システムをどういうふうに考えていくか、やっぱりこういうことも含めて道路整備というのはいかなければいかん。そのためには一番重要になるのは、やはり流川通りであり山田関の江線であり秋葉通り、そして富士見通り、それから抜けていくだらう餅ヶ浜中津留線、朝見北石垣線、これをこういう公共施設の周辺からどのように車を集めて、どのように逃がしていくかということも大きな視野に入れなければ、本来の幹線道路の整備というのはいけないと思うのですよ。だから、今後歩道の整備をしながら幹線道路の整備をし、どのようにアクセスを考えていくか。今後別府市が発展すればするほどこのアクセス道路の重要性というものは増してくると思うのですから、その点を踏まえてひとつぜひお願いをしたい、このように思います。特に私も富士見通りとか餅ヶ浜中津留線とか名前を挙げて言いましたけれども、やはりこの体育館ができた場合、それからビーコンが利用された場合のアク

セス道路でどの幹線を優先的に整備していかなければいかんかということを考えて、今後
もぜひ進めていただきたい、このように思います。

それからもう一つは、歩道と道路の整備もありますけれども、公園も、これは市民の生
活空間の場として非常に大事なところでもありますので、これ、建設部長、国土交通省か
ら公園の安全確保に対する指針というのが来ておりますが、これを御存じですか。

○建設部長（由川盛登君） 公園内の遊具等の安全確保ということで、私どもも承知して
おります。

○二十四番（原 克実君） やはり特に市街化区域にあります児童遊園、別府はたくさん
ございます。これも遊具が非常に老朽化している件も多いのですが、こういう整備を含め
てこの前、課長も答弁しましたけれども、公園の整備が計画的に行われようとしておりま
す。こういうところを含めて公園も市民にとっては大事な生活空間でもあるし、また憩い
の場でもあるし、バリアフリーをされて遊具の見直しということも含めて公園整備をして
いただきたい、このように思います。

今まさに海門寺公園が、ことし二カ年計画でリニューアルされております。私が一つ残
念だったのは、中心市街地の活性化基本計画にのっとり海門寺温泉も同時に着工できな
かったというのが私は残念なことですけれども、まだできないわけではありませんから、
今継続して海門寺公園もリニューアルされているのですから、一体として整備するという
基本計画に基づいて海門寺温泉も今後棋院を含めて整備をお願いしたい、このように思い
ます。以前一月に地元の自治会長も市長に陳情させていただきましたので、この点を踏ま
えてぜひお願いしたいと思いますが、この点どうでしょうか。

○建設部長（由川盛登君） 前段の周辺の道路の整備等につきましても、新しくできます
体育館を含めまして整備しなければならない道路につきましても、ネットワークを考えて、
施工順序等も十分吟味いたしまして、現在取り組んでおりますバリアフリー歩行空間ネッ
トワークの事業に乗せて整備をしていきたいと思っております。

また公園事業につきましても現在、御質問のとおり海門寺公園のリニューアルというこ
とでございます。それ以外の周辺に地域住民が使っていただいております児童公園等につ
きましても、整備マニュアルをつくりまして順次遺漏のないように、そしてまた使って、
安心して老人から子供までが楽しんで使えるような公園づくりをしてまいりたい、このよ
うに思っております。

○市長（井上信幸君） まちづくりについての御提言がございました。今のお話をお聞き
した中で、まちづくりはやはり人づくり、人づくりは教育であるということで、常々その
信念のもとで今までまいりました。道路を一つ例にとりますと、一番いい例が、先般開通
式がありました青山通りです。あそこの通りがやはり富士見通りやその他と同じように、

お年寄りが歩くのに危険性があったと。できたときは大変よかったのでしようけれども、二十数年たった今日、大変よくない。それと、あの通り会の方々が、何とかこの道をということで、当初は三年計画でやる予定だったのです。そしてよくよく考えますと、あの道路が今はメイン道路になっていますね。ピーコンのお客様それから市役所に来られるお客様、それに通学路であり、また公園等を訪れるお客様、またハローワークに来られる方々、それに体育館がことし六月に完成いたしますので、スポーツ観光で来られる方々のためにも早期にやるべきだということで一年で補助金をとって仕上げた。

また、そのずっと前を思い返していただければありがたいのですが、かつて中心市街地、俗に言う料飲業界、この道路一つとっても非常にもう見苦しかったので、三年計画であれを全部リニューアルしました。これも国の補助金をとって行いました。この道路の流れをひとつお酌み取りいただければ、今後やはりこういうふうな線に沿って目標は道路・側溝九〇%を完成させるということ、私は今後の視野に入れております。

もう一つ公園でございますが、松原公園が一つのいい例だと思います。この松原公園、でき上がってみて近所近辺の方々が非常に喜んで来ていただいております。久し振りに子供と年寄りの声を聞くようになった。公園づくりとは、やっぱりバリアフリーであり、お年寄りも、それから小さい子供さんとお父さん、お母さん方が三世代そろそろ。そこで寄り添って楽しむというのが公園だと思いますので、その方向づけをやっておりますので、今後、海門寺公園もそのような方向づけで担当課長、その他の皆さん方にもお願いして、そういう人が憩える、そしていわば楽しみの空間、憩いの空間をひとつつくるうではありませんかと、こういうことで今、目標に向かって進んでおりますので、原議員の御提言、常々感心して聞いておりますので、ありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

○二十四番（原 克実君） 大変おほめをいただきまして、ありがとうございました。海門寺温泉のことを、もう少し言ってくればありがたかったなと思いますけれども。確かに市長の言われるように、今は非常に各都市もまちづくりに真剣に取り組んでいるのが実情です。私は、観光行政で長崎の例とか熊本の例を言いましたけれども、どこの都市も今は生き残りをかけて必死でまちづくりに専念しているのが実情なのです。ですから、別府市も先ほど私が言いましたように、日本列島のNHKで放映されましたけれども、要は私たちが住むまちがどのようなまちになるかによって、観光客の皆さんが喜んでいただけるか失望するか、大きな分かれ道なのです。ですから、今後やはりまちづくりの中にはそういう道路も含めた、公園を含めた私たちが息づくまちが本当にいいまちであれば、観光客にとってもいいまちということでございますので、ぜひその部分を含めて今後もまちづくりに専念していただきたいと思っております。

建設部からいろいろお話しいただきましたので、今後道路整備それから歩道の整備、そ

れから公園の整備がきちっとマニュアルどおりにまた市が進むことを希望して、この件は終わりにしたいと思います。

次は、駐輪対策についてお尋ねします。

これは当然まちづくりの中では駐輪対策も大事な要件ですけれども、私は、再々この議会で駐輪対策について質問をしまいいりましたけれども、その後の経過についてお尋ねをしたいと思います。

○環境安全課長（高橋 徹君） 駐輪対策につきましては、市内各所でさまざまな問題を起こしておるところでございますが、別府市の場合、自転車と坂道が多い関係からミニバイクの利用も大変多い状況になっております。このような観点をとらえまして四輪、二輪、それからまた公共交通機関の利用状況等につきましても、交通体系の中に位置づけまして、まちづくりの中で総体的に検討していくために内部で協議を行っておりますので、今後は利用者、それからそういう人が集まる施設の設置者、それから道路管理者等を含めて検討する機関を設置してまいろうと考えているところでございます。

○二十四番（原 克実君） 課長、私はそういうことを聞いておるのではない。今まで私は再々この駐輪場対策について質問をしてきました。具体的にどのように駐輪場が整備されようとしているのか、そこをお尋ねしておるわけなのですよ。本来、駐輪場は交通安全対策の基本法に基づいて、別府市が自転車等の駐輪施行対策協議会をどのように設置してやろうとしているのか。もうそういう準備はできているのですか、できていないのですか、いつの時点でどうやろうとしているのですかと私は尋ねているのでよ。ですから、もう今ごろそんなこと言ったって、もうわかっておるのですよ。ですから、要するにこの駐輪場対策について都市計画や土木や、いろんなところを含めて警察それから県、JR、協議会を立ち上げてどのような話が出て、どのように協議をして、どのように駐輪場の整備をするようになったのですかと私は言うておるのですよ。その点を答えてください。

○生活環境部長（井上泰行君） お答えします。

この件につきましては、原議員さんの方から再三再四といいますが、数多くの質問を受けるような形の中で、市の方といたしましても対応してきたわけですが、具体的な駐輪場の設置そのものにつきましては、現時点ではできていないのが実情です。また、その協議会の立ち上げにつきましても、現時点でもまだできてない状況は大変申しわけないと思いますが、実情としましてはできておりません。

そうした中で今後につきましては、生活環境部の方が中心になりまして、市内各所におけるそういう駐輪対策等の兼ね合い、現在では別府駅のことが中心になっておりますが、現実的には設置場所それから設置の費用、それから管理等の兼ね合いの中で、民間の駐輪場といいますが、そういう設置も過去検討されたことがあるようですが、現実的にはでき

上がってないのが実情です。

そうした中で、再三言われております協議会の立ち上げを、新年度早々立ち上げて、その辺の内容について進めてまいりたいと思いますし、この件につきましては、JR九州の本社の方に市長も出向きまして、別府駅の駐輪場の設置について要請をしたところでありますが、そうした中、ことしの十五年三月五日であります、別府駅とステーションに対しまして、別府市から文書をもちまして、最近の新聞報道等でも議員御承知だと思いますが、北名店街の一部を空き店舗が多くなった中で、ステーションセンターが管理していますそれを、敷居を全部取り払いまして、一部駐輪場に転用するといいますが、そういうお話を伺っています。そうした中で、新たにできますその駐車場の中に駐輪場を確保していただくための申し入れといいますが、そういうことを三月五日にさせていただいた状況もありますので、今後も私の方としましても、積極的にこの問題については取り組みたいと考えておりますので、どうぞ御理解をお願いします。

○市長（井上信幸君） 駐輪場につきましては、今、部長が答えましたけれども、私も就任以来、この点につきましては議員さん方何人かの御質疑もいただきました。その結果、別府駅にも出向いてお願いをいたしました。またステーションセンターの理事にもなっておりますので、ステーションセンターの理事会でも強く言っています。また、それに相応してエスカレーターの設置も八年前から要望してまいりました。エスカレーターはタイミングよくつきましたが、残るのはこの駐輪問題でございます。これは頭が痛いですね。

そこで、当初から本社の前の石井社長時代、今は会長であります、その後、田中社長のときにもお願いしましたし、また別府駅の駅長にも、それから大分の支社長にもお願いしていますが、何せやっぱりサラリーマンの関係でございまして、二年ないし三年置きにかわっていくものですから、またもとに戻る。こういうことありますので、今度またひとつ、今、部長も答弁いたしましたけれども、根本的に早期にこれは着手しなければいけない。特に自転車と同じように二輪車も含めて対応しないと、あの狭い道、横倒しになっておったり、また放置されていたりということで非常に見苦しいわけありますから、続けて行政を担当させていただくならば、必ずあの周辺に駐輪場のびしっとしたものをつくらせていただきたい、このような覚悟で邁進させていただきましますし、また協議会もですが、一昨年立ち上げました百人委員会の中でも検討をいただいております。百人委員会とは皆さん御存じのとおり、各部に分かれまして、それぞれの部署で検討会を開いておりまして、その意見も酌み取りながら今後前進させていただきたい。

この駐輪場問題、何としてでもこれをやらないと、別府の顔として恥ずかしい限りでございますから、この辺はひとつ私も肝を据えてかかりたいと思います。

○二十四番（原 克実君） ぜひ、これは今、市長が決意を述べていただきましたけれど

も、もう私はこの駐輪場問題は昭和六十三年からずうっと取り上げて、やっと今の駐輪場が設置できた。でもね、社会情勢の変化の中でだんだんやっぱりミニバイクやら自転車が入り込んで、今の駐輪場では対応できなくなってきた。だから私は、先進地である宮崎とか高松とか、いろんなところの前例を皆さんに提示しながら、宮崎を研究してくださいと、どういうことでやっているのですかということを行っているのですよ。要は私は取り組む別府市の姿勢もあるのですけれども、やっぱりJRの姿勢もあると思います。なぜどっちがかみ合わんかということ、お互いに口は出しても金は出そうとせんからだめなのです。JRもある程度やっぱり費用負担をする、要するにやっぱりどうしても何かをすれば若干の痛みは感じるのです。それをJRものんでもらい、別府市もある程度市民の交通安全とか要するに利便性から考えた場合は、お金も出して設置をしなければいけない。宮崎の例を見てください。きちっとした形で宮崎は、JRと宮崎市が協議の結果、駐輪場設置がきちっとできております。だから、そういうのをやっぱり見習ってほしい。

特に市報なんかで別府市は言うております、「観光都市として日本一の応接間を目指す別府としてのまちづくり」、これを目指すならば、私は、別府市の顔であるJRの玄関、これは何としてでもやっぱりきれいに整備せねばいかんと思いますよ。都市計画法に基づいてどうだこうだと言いますが、あの周辺、まだバリアフリーになっていない歩道がいっぱいあります。正面は車いすで歩いても、周辺はバリアフリーになっていないために車いすが通れない歩道がまだいっぱいあるのですよ。ああいうところの整備も含めて、私はやっぱり駐輪場をきちっとして整備しなければ、西口なんかは歩道敷きにバイクや自転車をとめてありますので、観光客や市民が歩きにくい状況になっている。これを何十年も放置しておるのは、私は別府市の責任だと思っております。だから、これを早くしていただきたい。

そしてまた、皆さん行政の方も、前回これを私は言いましたけれども、地域環境美化条例の中には、駐輪場も含めて、美化条例も含めて市の責務と市民の責務と事業者の責務というのが、ちゃんと載っているではないですか。この条例に基づいてやはり行政は行政、事業者は事業者、市民は市民のやはり責務を果たすことをきちんと整理せんからできないのですよ。だって、自転車でも例えば今よく、二、三日前ですか、テレビでやっておりましたけれども、今、自転車の暴走というのがはやっておる。特に東京都ですか、東京都のどこでしたか、テレビでやっておりましたね。二人乗りして、学生やらサラリーマンが暴走して、とうとう事故を起こして死亡者まで出たということが、この前のテレビで放映されておりました。自転車も走れば凶器になるのですよ。では、自転車は道路交通法に基づいて違反をしても処分がないかといったら、絶対処分がないわけないのですからね。行政処分と刑事事件と民事責任というのが、当然自転車を運転している人もついてくるわけですから

から、そのあたりの利用する人たちのマナーとかやはりそういう態度をきちっと明確にして、自転車に乗っている人たちにも責務があるのですよ。そして今度は事業者にも責任があるのですよ。そして市の責務を私たちはこういうふうにとらせていただきますということがきちっとできないから、幾らたってもこういう環境美化条例は前に進まない。もう施行されて何年になりますか、これ。

だから、市長が今決断しましたけれども、やはり早く行政が、都市計画だ、土木だとか環境保全課とかいうのではなくて、私が言っているのは、行政がどういう取り組む姿勢を示すかということが一番大事なことなのです。お互いに牽制しあっておってはこれできません。だから、ぜひこれは、早く駐輪場対策は別府駅周辺を中心に亀川駅とか駅前通り、特に自転車やバイクが集積するような場所を含めて、これはぜひ環境美化条例の中で駐輪場対策を整備していただきたいことを要望しておきたいと思います。

では、次に移ります。もう時間もだんだん少なくなりましたので、次は、楠港埋め立てと近鉄百貨店の跡地について、この二つをかみ合わせてお尋ねしたいと思います。

これは私は前回、昨年九月もこの楠港埋立地についての活用方法それから近鉄跡地の利用方法を申し上げましたけれども、あれから約半年たっております。その後の進展はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○商工課参事（岩崎重信君） お答えをいたします。

楠港、近鉄跡地につきましては、議員さん御承知のとおり経済界等からいろんな御要望等がございますので、これらを軸にさらに多くの方々からの御意見・御提言をいただきながら、今後とも中心市街地活性化の核となる施設の実現を目指し、引き続き企業誘致等の推進を図っていきたい、こういうふう考えております。

近鉄跡地につきましては、経済状況等の影響もございまして、相手のあることなので早急には解決できませんが、まちの活性化を図るには重要な用地であり、今後とも粘り強く交渉を重ねていきたいと考えておりますので、報告できる状況が整えば御報告をさせていただきます、こういうふうに思っております。

○二十四番（原 克実君） 私の聞きたいのは、この前、前回の九月議会で私が質問したときに、市長の方からも答弁がありました。近鉄の跡地については、相手先もあることだけれども、鋭意交渉を続けております、努力しておりますということをおっしゃいました。その後の経過はどうですかということと、それと楠港跡地については、暫定的には駐車場にするということをおっしゃいましたが、これはどうなったのか。そしてまた、この楠港の跡地の埋立地については、どういう協議をして今後高度利用しようとしているのか、その点をお示しく下さいと言っているのです。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

楠港埋立地の利用の件についてでございますが、さきの議会で駐車場に利用するという案が浮かんでおりましたが、諸般いろいろ検討いたしました。駐車場にするにいたしましても、数千万円のお金がかかります。それと、近隣の駐車場の方々の関係もあります。それと、諸般の事情を考えまして、今、即駐車場の方に事業を持っていくというような状況ではございません。

それともう一つでございますが、あと楠港跡地につきましての事業の展開のことでございますが、この楠港の跡地に今回隣接いたしまして港湾計画がなされております。これは近隣のウォーターフロント計画関連ということになっておりまして、ウォーターフロント計画の関連で御存じのように、別府市漁協の絶大な御協力によりまして海岸整備がなされるようになっております。それから、その隣に北浜のヨットハーバーを改修・改善いたしまして、二十数億かかるわけでございますが、これを国体に向けて改善していくというような事業の実施がなされるようになっております。そういうことでございますから、やはりここもそういう大きな事業と関連した、隣接した土地でございますので、やはりそのところも今後とも十分考えながら、その土地は新しい展開で考えなくてはいけないというような状況であります。

○助役（三浦義人君） 近鉄跡地の件につきまして、私の方から若干の報告をさせていただきますと思います。

この点につきましては、先ほど申し上げましたように、相手のいる交渉になるわけでございます。その後、私も数回この話を聞かせていただきまして、先方の企業といたしましては二月決算であると、その決算の中において会社のいろいろな事業計画がございますと、その事業計画の推移に基づきまして私どもも検討させていただきますと。ただし、別府市の意向は十分尊重させていただきますという話もいただいておりますので、私どももこの件につきましては、先方の企業の意向を最大限尊重させていただいているというような状況でございますので、御報告とさせていただきます。

○二十四番（原 克実君） まず、楠港の埋立地の方ですね、今、都市計画課長が答弁をいたしましたけれども、確かに今、別府港海岸保全施設整備事業、これがいよいよ本格的にスタートします。ですから、別府市もそれにこたえるべきやはり中心市街地の活性化に向かって楠港の跡地とか近鉄の跡地とか、市街化区域をどのように整備しながら集客力のある魅力のあるまちづくりをするかということが、この二十一世紀に入って最大の課題と私は思うのですよ。ただ海岸整備ができたからよかったよかったと手をたたいてはだめなのですよ。やはりどこの都市も今必死にまちの再生を夢見ながら事業を進めておるわけですから、別府も今、中心市街地のこの基本計画があるでしょう。そして、今度は別府市の総合計画が示されました。これに基づいて別府市が生まれ変わろうとするならば、ど

ういうことをしなければいかんかという基本的なスタンスに立って、みんなが努力せねばいかんことです。ですから、確かに厳しい状況があるとは思いますが、やはり構想を練って楠港跡地はどのような整備体系を組むのか、そして近鉄跡地については、経済六団体もやはり買収をしてくれという話があるわけですから、そういうあたりを含めてやはり井上市長が政治決断として、やっぱりあそこは買い上げて、そしてどのような後の整備計画をするかを市民の皆さんと合意すれば、私は、決してあの用地を買い取ったから悪いと言う人たちは少ないと思うのですよ。

いろんな方法があります。今ある都市は、中心市街地の活性化のために普通、美術館とか公共施設をつくった場合、夜間営業も含めてやっておるところがあるのですよ。通常の公共施設は九時に開店したら五時で終わり。ところが、その都市は夜間までやっています。また、その都市はちゃんと私がまた示したいと思うのですけれども、そういうところもやっている。そうすれば観光客も市民の皆さんも夜でも施設を見学するということができますし、楠港あたりも一つの例をとりますと、一面は十号線に面していますから、道の駅の機能を果たすことも必要だと思うのですよ。これは非常に最近、全国都道府県どこでも道の駅が主体にいろいろ設備がされてきております。そして、東京都が一つとった例をとりますと、東京都がまちの活性化のためにパフォーマンス、要するに大道芸人を募ってそれぞれの芸術や文化を披露して、公園や街角でお金をとって芸を見せてもいいですよというライセンスを与えた。別府市は、今、考えてみてください。数十カ国の留学生が来ているのです。この留学生は、それぞれの国の文化や芸術を持ってきておるのですね。こういうのを国際温泉文化都市として活用する方法も私は一つあるのではないかなと思うのですよ。そして、さっき都市計画課長が言いましたウォーターフロント、水辺をどのように整備して、どのような公園づくりをするのか、水辺空間をつくるのか。こういうことを私は考えていくなれば、決して楠港跡地は大きな公共施設、投資をせんでもユニークな別府のリビングルームとして生まれ変わると私は思っております。これはやはり市民の皆さんとかいろんな県外の人たちが、別府に来たときはどういう施設が欲しいか、そして市民の皆さんがどういうことを希望しているか、そういうところを総合的にして皆さんが案を練るのが、行政の仕事だと思うのですよ。ですから、県だってそうではないですか。河川敷の公園をつくるのに高校生やら中学生からデザイン募集をしておるではないですか。だから、そういう皆さんの英知を集めて楠港の跡地とか近鉄の跡地を整備するならば、立派な中心市街地の活性化事業につながると私は思っておりますから、そういうことを私ぜひやっていただきたいと、このように思いますが、どうでしょうか。

○助役（安倍一郎君） お答えを申し上げます。

まず、楠港の埋立地の件であります。景気の低迷が続く中で、そうした中でも確かに

この土地については引き合いは来ております。ただ、それが市の考える方向とちょっと異なる、こういったことから結果として有効な活用策を見出せないままに現在に至っている、こういう状況であります。しかし、この土地は市の所有する公の土地の中で、市の発展に最も大きな影響を及ぼす市にとって大変大事な土地である、こういうふうに認識をいたしております。したがって、ただいま議員御指摘のありましたように、早急に全市的な視野に立って、これは住民参加の手法も入れながらこの開発の基本方針、こういったものを作成して、そしていわゆる実施に向けて計画あるいは実施計画、こういうことで移していく必要があるだろう、こういうふうに考えております。

また、もしこの開発に当たりまして時間を要すると、こういうことになるのならば、また暫定的な利用の方法、これは駐車場というお話も、また道の駅とのそういう利用方法等も含めて、また暫定的なことも考えなければならないのではなかろうかと、こういうふうに考えているところです。

○二十四番（原 克実君） 暫定的というのは、私は余り好ましくないと思っております。なぜなら私は、駐車場整備をするといったとき、あのあたりの商業施設を全部調査したのです。現状の駐車場で稼働率が五〇%弱しかないのに、またそこに屋上屋を重ねた駐車場をつくるのですかということを行ったのですよね。ですから、そうではなくて、私が言いたいのは、もうあそこは埋め立てて十年になる貴重な別府市の財産です。財産を、貴重な資産を生かせないというのは、あれは不稼働資産といって何も役に立っていない。一年にたった二日間の冬のファンタジアだけ。あれは確かに何万人が来るファンタジアは素晴らしいものがありますけれども、あとの三百六十三日間は遊休地ですから、休んでいる、土地が。だからこれが問題だということなのです。だから、そのためにあの有効な別府市の市有地である財産を生かすということも、私はこの二十一世紀に入ってもうぼちぼち行政が腰を上げてもいいのではないですか、十年間あのまま放置した責任はやっぱり行政にあるのですよということなのです。それは経済の低迷とかいろんなことがあって追い討ちに遇って大企業が進出しにくいという条件もあるのはわかります。わかりますけれども、私が言ったのは、投資をそんなに大きくしないで、やはりちょっとした工夫をすれば、あれは海岸整備事業にのっとってユニークな施設整備ができますよということをおっしゃるだけであって、何をつくれ、かにをつくれ、これをつくらなければ悪いということではないのです。やっぱり市民やいろんな方からの英知をいただいて総合的に考えて、あの整備はもう行政として腰を上げてもいいのではないですかということをおっしゃっているのですから、今どうだこうだというわけではありませんけれども、ぜひその方向で活用方法を見出していただきたいということでございますので、ぜひお願いしたいと、このように思います。

もう時間がありませんから、次に急いで行きます。介護保険の軽減について、ちょっと介護保険法についてお願いしたいと思います。

介護保険について、この中で特に軽減についてもう一度おさらいをしておきたいと思います。議案質疑で若干これは申し述べさせていただきましたけれども、介護保険の料金が三年目で見直されております。今の状況で、特に二%の今回値下げということでございます。大分県下の十一市の中で、値下げをした都市が何市あるのか。そして、別府市は平成十四年度に介護保険料の軽減措置をいたしましたけれども、現在、大分県下で介護保険料の軽減をした都市が何市あるのか、わかったら教えてください。わからなければ結構です。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

十一市の中で値下げの市は、別府市を入れて二市でございます。

それと軽減の市でございますが、現在のところ別府市を入れまして三市が軽減をしております。ただ、来る十五年の四月からは、あと一市軽減の予定というのも聞いております。

○二十四番（原 克実君） 再度これを確認したいと思いますが、平成十四年、介護保険の軽減を市長の英断でしていただきました。この十五年度はどのように考えているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○介護保険課長（杉田 浩君） 平成十五年度以降も継続実施を予定いたしております。

○二十四番（原 克実君） 大変ありがたいことですね。ぜひお願いしたいと思います。ただ、ちょっと当初の介護保険課が予定しておった第一段階、第二段階の対象の方、軽減数が少し私は少ないような気がしますが、この理由としては何か考えられますか。

○介護保険課長（杉田 浩君） いろいろ検討してみましたが、やはり周知の面でも若干周知の仕方が足らなかったかなということと、これは申請ということでございますので、申請の手続きに対して、高齢者に対してちょっと複雑な面があるのかなということと、ある程度これは要件、縛りがございますので、そこら辺も多少ネックになっておるのかなと。いろいろ考えましたが、主なところではそのくらいかなと考えております。

○二十四番（原 克実君） 軽減ということは非常にいいことですが、その利用者が少ないというのは、やっぱり周知徹底もさることながら、私はずっと今までこの一年間見ましたけれども、市報でこの介護保険の軽減がなされているということを余りやってなかったと思いますね。ですから、やはり平成十四年度は軽減措置がされているというのを知らなかった六十五歳以上の高齢者の方も多々おられるのではないかな、このように思います。ですから、今後この介護保険の軽減措置がなされていることを周知徹底することが、まず第一点ですね。

それともう一つは、もう少し枠を広げて規制緩和をする必要があるのではないか。実際第一段階、第二段階を軽減するというので今回措置はしたものの、余り規定があり過ぎ

たために、預金は幾らですよとか、年金は何ほまでしかできませんよとかいう、余り規定があり過ぎたために対象になる高齢者が少なかったのではないかなと私は考えます。ですから、そういうところも含めてもう少し枠を広げていただくことはできませんか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

周知の件でございますが、継続をしまして市報の掲載等に努力していきたいと考えております。

それから、要件の緩和の件につきましては、今後の検討の課題にさせていただきたいと考えております。

○二十四番（原 克実君） ぜひ、そのように検討していただきたいと思います。やはり年金生活の方、そしてまたひとり暮らしの方、特にやっぱりそういう面では非常に介護保険の保険料が厳しいということを知っております。でも、この軽減措置があるために非常に助かっている方もおりますので、その枠を少し広げていただくことと周知徹底していただくことと、それとこれをさらに平成十五年度も継続していくことをお願いしたいと思います。

それと、私たちは今までこの五期二十年間、非常にさまざま市民の立場から、一人一人の市民の立場の観点から私たちは一般質問をしてきて、いろんな観点で市民政策に貢献をしたと私自身は自負しております。よく私が市民の方から言われるのに、「原さん、あなたは何年たっても議員らしい議員ではない。素朴な人間だ」ということを言われております。ですから、私は高尚なことは言えませんが、やはり一人一人の市民と対話をする中で政策は実現していかなければいけませんし、地方自治体というものは、防衛や外交を論じるところでもありません。市民がいかに幸せに生活ができるか、市民福祉を根本に考えていくのが、私たち地方行政だと思っております。

この四年間を振り返ってみますと、市長は、行政改革を進めながらいろんな面で経費を削減しながら、そして市民生活に重要なことについてはいろんな施策を考えて、私は積極的にやられたと思っております。私たち市議会議員も、そしてまた市長も今回、地方統一選で洗礼を受けるわけですが、また、もし市長が三期目も継続をするならば、私はやはり住民福祉に立った観点から地方自治を進めていただきたいと思います、このように要望しておきたいと思っております。市長の方から何か答弁があれば答弁をいただいて、これで終わりたいと思っております。

○市長（井上信幸君） 今、二十四番議員さんから大変前向きな御発言をいただきました。私も就任以来、行財政改革が今後別府の生きる最善の道だということで取り組んでまいりました。四年間というものは、随分痛みをともにした面もありますし、またいろんな抵抗も受けましたけれども、四年後、けさほど二十一番議員もおっしゃいましたけれども、四

年たった今日、職員の皆様方も、また議員の皆様方も、そしてまた市民の方々も、この行財政に対する認識が変わってまいりました。これは議員や、また市の職員のおかげだと。そして、職員も発想の転換ができましたし、意識改革ができました。そういう中で行財政改革を遂行する中で、いかにやり繰りをしながら財政を安定化させるか。安定させた中でいわば私の六本柱を遂行していこう。その中から何としてでも一番弱者であります保健・医療・福祉、こういうものを取り上げながら、その中で弱者救済、これが福祉政策の基本だと思ってやってまいりました。どうかまた三期目に皆さんとお会いできるときは、これも引き続いてやっていきたい。また、議員の皆様方の御支援も仰ぎたい、このように思います。

きょうは、前向きな御質問をありがとうございました。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後二時五十三分 休憩

午後三時 十一分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○十六番（富田公人君） 二十一世紀の別府市の国際観光温泉文化都市としてのあるべき重要課題は、多岐にわたり山積をいたしております。しかし、制約された時間内でございますので、そういう立場からの質問になりますから、私にとっては最終議会となりますし、今議会に対しまして、特に市長の基本的な政治姿勢一本に絞りまして、次の諸課題に対して御見解を求めてまいりたい、このように思っております。

一つは、地方分権の時代にふさわしい基本的な行政対応施策と当面する重要課題などについて、お尋ねをいたしてまいりたいと思います。

まずその中で、地方分権の時代にふさわしい基本的な行政の対応施策について、具体的に考え方を明らかにしていただきたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

御存じのように、平成七年に地方分権推進法が制定されております。平成十二年四月に地方分権一括法が施行されたことによりまして、地方分権がいよいよ具体化の段階というふうに考えております。

地方分権の時代にふさわしい基本的な行政の対応ということですが、地域のことは地域で決めるということを念頭に置いた事務事業の見直し、また条例の整備等が今後重要になってくるというふうに考えております。特に条例の整備につきましては、今まで国の画一性を重視した基準によるまちづくりの対応ではなく、個々の地域が、地域の特性を生かしたまちづくりをすることが重要なことだろうというふうに考えております。本市におきましても、国際観光温泉文化都市にふさわしい都市景観を形成するための環境系の

まちづくり条例であります、別府市地域環境美化条例等を制定したところでございます。今後も多様化・高度化する市民ニーズを把握しながら、本市の実情に合った条例の整備が必要だろうというふうに考えております。

○十六番（富田公人君） 今、後段に、本市に合った実情に照らして具体的な条例化を進めていきたいという趣旨のものが述べられました。大いに賛成です。ただいまの答弁については、基本的に反対するものではありません。別府市にとって対応しなければならない当面する課題というものは山積しておると思うのです。後ほど、過去各種議会で言い続けてまいりました非常に重大な課題が山積しております。そのことにつきましては、一つ一つその条例化の問題について見解を明らかにしていただきたい、このように思いますが、先ほど二十四番議員が指摘をしましたが、別府市の地域環境美化条例、これを別府市としてはやっておるといふ、しかし、制定しただけで実が伴わなければ何にもならない。実績が上がるどころか、旧態依然としていろいろな指摘を受けている状態が先ほど来ありました。

そこで、私なりに地方分権の重要性、しかも過去数度にわたって申し述べてきましたが、本当の意味で自治体が主体性を持って取り組まなければならない課題であるにもかかわらず、何かしら消極的な対応に終始することが多かった。こういうことを含めまして、地方分権のやっぱり重要性といいますか、そのところをちょっと角度を変えまして、今日は申し述べていきたい。

全国で初めて談合を排除するための電子入札制度、これを導入したことで全国的に注目をされております横須賀市の沢田秀男市長は、東大法学部を卒業後、当時の大蔵省、自治省、国土庁などの要職を経まして、地方自治体では富山県の税務課長、三重県の財政課長、宮崎県の総務部長、広島市の助役、横須賀市の助役から、平成五年に横須賀市の市長に就任して、現在三期目を務めている人でございます。年齢は、ことし七月で満七十歳を迎えるようであります。地方分権の主体性を発揮いたしまして、電子入札制度導入に踏み切る過程では、いろいろな人から恫喝や脅迫の連続だったことが、テレビを通して明らかにされ、担当の部課長などの職員に対しても身辺擁護を喚起するなどしながら徹底して取り組んだ結果、談合を完全に排除することに成功した実績が、今全国的に注目をされております。このことに対しまして、別な角度で有名になっております長野県の田中知事は、直ちに横須賀市長に会見するなどしまして、具体的な対応について視察をしているようであります。

さて、その沢田横須賀市長の「ティータイム」三月号で、「分権という言葉」と題しまして、A4の一ページにわたって述べている一部分を紹介しますと、「逆説的な言い方だが、二十一世紀における地方の究極の目標は、『分権』という言葉にピリオドを打つことだ

と思う。分権が声高に叫ばれているようでは、真の地方自治が成立しているとは言えない。地方分権が、自由民権や婦人参政権と同様、歴史の教科書の中でのみ語られるようではなければならない。分権とは、従来権限を国から県へ、県から市町村へ分けてやるということだと考えられてきた。まちづくりの基本の都市計画制度でも、国や県が根幹部分の決定権を握り、市町村は残りの重要でない権限を与えられた。それを逆転してこそ地方自治は発展する。まちづくりの権限は、まず市町村が担い、それが不可能な場合には県が、最後に国が担うとすべきなのである。アメリカでは、都市計画の権限は市町村にあり、州も干渉できない。このような市町村優先主義が、地域での民主主義を進化させる。この国の国土や国民生活はどうあるべきか。そのために国と地方の役割をどうするかを国の目ではなく、国民や住民の目で考え、最も適切な分担を定めるべきだ。前途は多難だ。最大の障壁は、私の経験からすると、権限の縮小を嫌う省庁の抵抗である。地方のエネルギーを結集して立ち向かい乗り越えなければならない。恩着せがましい『分権』という言葉が地平線の彼方に姿を消すとき、地方自治に明るい未来が開けてくる」、このように述べております。

全く私もこのことについては同感なのですが、以上のことから教訓として受けとめることのできることは、日本国憲法で明らかなように、国民主権の位置づけをはっきりと再認識をいたしまして、地方自治体は地方分権の実施によりまして、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担い、常に市民の目線で考えて、市民主権の期待にこたえる条例整備などを積極的に展開していかなければならないということであろうかと思えます。こういう考えが、先ほど課長からも説明がありましたが、地方分権が施行されて三年になります。別府市は全体的に見た場合、横須賀市長が申し述べておることと比較した場合には、かなり遠いところに位置づけられているのではないかと、大変失礼な言い方ですが、そういう状況であれば、時代の趨勢に追いつき追い越すという言葉がどうしても当てはまらない。どんどんおくれをとって行くのではないかと、このように思っております。したがって、ぜひ地方分権の行政対応の根幹というものにつきましては、横須賀市長が述べられておるようなものをぜひ積極的に踏襲する姿勢をとっていくことが必要ではないでしょうか。

以上申し上げまして、別府市にとって当面する重要課題の中身について申し述べていきたいと思えます。

一つは、市税など百万円以上の高額滞納者の氏名公表など条例の制定の進捗状況について明らかにしていただきたい。

二つ目は、市議、市長候補者などに対する納税完納証明書提出を条件とする条例の制定について、今日までの検討の進捗状況について明らかにしていただきたいと思えます。

まず、以上二点から入ってまいりたいと思えます。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えいたします。

まず、一点目の高額滞納者の氏名公表条例の制定に向けての経緯ということでございます。この件につきましては、十六番議員さんから、この議会におきましてもたびたびの指摘を受けているところでございまして、本市におきましても、行政の内部に市税滞納整理対策検討委員会というものをつくりまして、そこで氏名公表にかかる条例案を二案つくっております。その一案が、小田原市の氏名公表条例に準ずる形での条例でございます。二案目が、税理士や弁護士等専門家で構成する市税滞納審査会を設置する条例ということでございます。これにつきましては、専門的な見地から弁護士あるいは大学教授に法制上の意見を承っているところでございます。その中で特に指摘されておりますのが、一点目が、地方公務員法あるいは地方税法に規定する守秘義務との関係でございます。それから二点目が、小田原市の条例の第一条に、納税について著しく誠実性を欠くものということの定義づけが非常に難しいということの指摘もありますし、三点目が、いわゆる滞納者につきましては、国税徴収法等によりましていろいろな規定がございしますが、いわゆる制裁的な規定がありますが、かなり制裁的な規定をつけ加えるような条例の制定については慎重に対応すべきだというようなことでございます。このことにつきましては、すでに条例を施行しています小田原市の方にも状況をお伺いしておりますが、小田原市におきましても、条例を制定はいたしたものの、やはり先ほど言いました地方公務員法、さらには地方税法の上位法の制限が厳しく、この公表については、まだそこまでは至っていないというような状況でございます。

したがって、私どもといたしましても、これらの状況を踏まえまして、氏名公表の条例化につきましては、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○十六番（富田公人君） 部長が、一般質問通告をしておるにもかかわらず、何ら相談がなかったというのは、そういうことだったのだなと。従来の答弁と全く変わってない。なぜ私が前段で横須賀市長の基本的な姿勢を述べたかということについて、申しわけないのですが、真摯な理解がされてないと受けとめざるを得ません。別府市の全体的な内容を見ますと、上位の法律に抵触するから、いわゆる国の法律に抵触するから、ここはこういうふうに、ここはこういうふうに、したがって、今できない、あるいは慎重を期さざるを得ない、こういう答弁の繰り返しでは、横須賀市長を初めとして、今、地方の自主性と主体性によって市民をとらえての条例がどんどん進んでおるときに、別府市のみがひとり残されていくような状態、いつまでもそのことにこだわって、何ら前進していこうという気概がない。こういうことでは、だめではないかと思えます。

言っている設問の内容、または掲げている設問の内容は、道理がかなわないとか、市民の目線に立ってそれは理解されないとか、そういうものであれば、おっしゃるとおり理解

をしようという気持ちにもなっていないと思うのです。しかし、市税など百万円以上の高額滞納者の氏名公表など条例で制定することは、市民の立場に立った場合に、どこに影響があるのでしょうか。最近の一、二年は件数の面あるいは金額の面で若干百万円以上の滞納の額が全体として下がってきておりますけれども、年々二十億を超えるような滞納が実態としてあるのにもかかわらず、この滞納の処理に向かって具体的なものは何も出してなくて、こちらから問題を提起した場合に、それに上回るような内容のものが出てくれば説得力があると評価します。しかし、おうむ返しのように同じことを何年も繰り返して答弁するということは、逆に考えてみた場合、やる気がないのだなと言うしかないのではないのでしょうか。

第一項との関連で納税滞納者、とりわけ百万円以上の高額滞納者が市議会議員や市長に立候補することに対しまして、規制の関係条例を制定しない方が、行政への不透明さによる不信と疑惑が増大をいたしまして、市民の平等と公平・公正の関係に大きく違背することは間違いなく、このように断言することができると思うのです。

市長以下、この問題についてはもう少し深刻にとらえまして、小田原方式の二段構えの検討を進めておるということは、もう随分前から答弁としてなされてまいりました。しかし、小田原市だけでとどまっていけないのですよ、氏名公表は。町とか村でこの条例に対して踏襲しているところがあるではないですか、現実には。別府市が年間、毎年毎年二十数億円の滞納金を出しておいて、処理の方向としては一切明確な対応がない。すぐ地方税法とか国家公務員法とか、いろんな法律に抵触するからという理由だけでは、先ほど申し述べました横須賀市長の市民主権の立場に立った場合は、決して理解が求められないというふうに思います。今後、この関係につきましては真剣にとらえて、もう少し市民主権の立場に立った地方分権を具体的にどう進めていくか。関係の条例は速やかに検討して、格調高い内容から検討を進めながら条例を制定することについて、ぜひ要望しておきたい、このように思います。

次に、住民の意見を直接反映させる常設型住民投票条例の制定への進捗状況、このことについてお尋ねをしたいと思います。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

平成十四年の第四回定例会、前回の定例会におきまして、十六番議員さんの御質問に対しまして、現行法上議会や長の本来の機能や責任を損なうことのないような配慮の問題、住民投票の制度化に関する地方制度調査会や地方分権推進委員会におきまして、数度の会議でもなかなか決着が着かなくて、慎重論、積極論が二分したということ、それと現行の法制度の検討も含め、今後慎重に検討してまいりたいと御答弁をさせていただきましたが、その後、他市の状況等も含め内部で検討しておりますけれども、結論には至っておりませ

ん。今後も引き続き内部で検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○十六番（富田公人君） 十二月議会では、常設型住民投票は一カ所だけ、愛知県の高浜市だけというふうな考え方があったようにありましたので、この趣旨に添った全国の各自治体の実例を八つほど披瀝をしました。その後、埼玉県の富士見市、これが行政課題について直接市民に賛否の判断を求める市民投票条例を二〇〇二年十二月議会で制定しているのです。これは十二月議会が済んだ後になるのですね。私が申し述べてない新たな部分です。それから福岡県糸島郡二丈町、これは福岡県内では初めてとのことなのですが、町の施策の立案や実行、評価の各過程に住民が参加する権利と、各事業の達成度を町みずから評価して公開することを柱とする住民参加まちづくり条例、これがまたできているのですね。これも去年の十二月議会。さらには群馬県の多野郡中里村、中里村住民投票条例が制定をされております。ここは人口一千六人です。群馬県の佐波郡境町、ここも去年の九月に境町住民投票条例が制定をされました。人口三万三百十六人。

問題は、市民をどのように行政として受けとめるかの違いが、この差になってどんどん出てきているのでしょうか。私は十二月議会で申し上げましたが、必ずや燎原の火のように広がっていくだろう。なぜか。市民が中心だからですよ。市民が主権者で、それを尊重するというその自治体の姿勢が市民に受けとめられるわけです。そこの違いが、別府市にあるのではないのでしょうか。

これから先のことを展望した場合に他市のこと、他の町のこと、他の村のこの実情がどうのこうのと言う前に、もう少し別府市自体が市民主権の気持ちをどれだけ尊重して生かしていくかということ、条例に生かしていくかということ、それぞれの対応する条例が必要になってくると思います。それをぜひ考えてほしい。

次に四番目ですが、別府市名誉市民条例及び別府市表彰規則などによる受章者に対する納税完納を条件とする条例などの一部改正の必要性についてお伺いをしたいと思います。

○秘書課長（藤原洋行君） お答えいたします。

今、別府市では別府市名誉市民条例、またこの部分につきましては、本市に居住しまたは本市に縁故の深い方で市勢の発展及び広く社会文化の交流に功績があった方に対し、その功績をたたえ、もって市民敬愛の対象として顕彰するものと定め、議会の同意を得て推挙するものであります。また、別府市表彰規則では、市勢の振興、文化の交流、公共福祉増進等の功労のあった方、または広く市民の模範となる方を表彰するもので、特別功労表彰、自治表彰、勤労表彰、職員表彰がございます。中でも自治表彰は、本市の特別職在職八年以上の方、自治委員を引き続き八年以上された方、また市長において委嘱した職に十年以上在職された方としており、勤労表彰、職員表彰では、基準に定める年数要件を満た

さなければならぬとされております。現在、別府市名誉市民条例第六条並びに別府市表彰規則第十一条の称号の取り消し、資格の取り消し条項において税の完納を条件とする条項は定めておりません。

○十六番（富田公人君） 今御答弁にもありましたように、時間の関係がございますから私の方からいろいろと申し述べさせていただきますが、中津市の表彰規則では、自治表彰、一般表彰及び職員表彰などに対しまして、第八条で資格の取り消し条項として、同条第一項の四で、「市に納付すべき税、分担金、使用料及び手数料などの滞納がある者は、表彰資格を取り消すことができる」、このように明記しておるのですね。別府市も平成十五年度より、別府市名誉市民条例第六条及び別府市表彰規則第十一条のそれぞれの称号あるいは資格の取り消し条項に、中津市同様の納税完納などを条件とする条項を追加挿入するなどして、関係の条例並びに表彰規則の一部改正を速やかに上程すべきである、このように考えます。とりわけ別府市名誉市民条例第五条第四号では、賞賜金として一時金二百万円の支給と、こうありますが、これも市民の税金で支給するわけでありますから、税金を滞納している人にこの条例の第五条を適用することは、絶対と言っていいほどできないというふうに思いますけれども、改めてこの部分について市長の見解を求めたいと思います。

○秘書課長（藤原洋行君） お答えいたします。

十六番議員さん御指摘のように、被表彰者の功績をたたえ、別府市民の模範となる表彰において、国民の義務である納税が適正にされているかどうかにつきましては、適当な条件ではなかろうかと思っております。本市といたしましては、中津市や他の実施団体の状況等を調査し、また地方公務員法、地方税法等を研究しながら、本市における従来からの表彰のやり方、また推薦団体等への周知等々も照らし合わせた上で早急に検討してまいりたいと思っております。

○市長（井上信幸君） 十六番議員さんの御質問、お聞かせいただきました。まず、今の中津市の例を引っ張り出した別府市民名誉市民条例の件でございますが、これは今、課長が答弁したように、これは当然なことだと思えます。名誉市民をいただく上においては、やはり名誉市民としての資格要件がそろわなければいけません。今御指摘のように分担金とか、または使用料とか税金を納入してないということ自体、これはまた名誉市民としての不適格を買うことになります。そういう面では条例に基づききちっとしたものをここに掲載すべき必要性がある、このように思います。

また、先ほどの常設住民投票制でございますが、これは市民の中にも賛否両論があるかと思っておりますので、この辺もよくしんしゃくしながら前向きに検討させていただきたい、このように思っております。

○議長（首藤 正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をい

たします。

○十六番（富田公人君） ありがとうございます。若干ではありますが、具体性が伴う御答弁をいただきました。しかし、全体的に見て消極的な御答弁ばかりをいただきましたけれども、次のことを指摘しておきたいというふうに思います。

何回も繰り返して申し上げてまいりましたが、神奈川県小田原市の悪質な高額滞納者の氏名公表条例、北海道虻田郡ニセコ町のまちづくり基本条例の制定、愛知県高浜市の常設型住民投票条例、神奈川県横須賀市の入札制度の大改革等々、各自治体の共通点は、首長が率先して責任を持って、さまざまな先駆的な施策に果敢に挑戦していることでありまして、IT化の推進や市民共同のまちづくりなど変革の勇氣、創造の知恵をもって諸課題に積極的に取り組んでいるということでもあります。別府市も私から提起をしております各関係条例の制定につきましては、市民が納得できる諸課題ばかりであるというふうに私自身確信をしております。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいことを強く要請をいたしまして次の質問に移ってまいりたい、このように思っております。

次に、国際観光温泉文化都市にふさわしい市立図書館など文化施設の具体的な建設計画についてお尋ねをしたいと思えます。

現在は、社会教育施設である別府市立図書館、それから文化施設としての既存の美術館などの実態というものは、国際観光温泉文化都市にふさわしいとは、とても言える状況ではありません。過去の議会においても指摘し続けてまいりましたが、どうも釈然としません。関係施設のスペースの確保を初めといたしまして、具体的な構想に基づく建設計画などについてお伺いしたいと思えます。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

別府市文化施設建設調査委員会で文化施設などの現状を調査しながら一定の方向性を探るため協議を重ねておるところでございます。平成十四年九月の委員会では、主要施設の現状、問題点の洗い出し、将来ビジョンについて協議をいたしました。また十二月の委員会では、別府市文化施設建設の組織、さらには施設の目的、施設の性格、併設する施設・規模などについて協議をしてまいりました。また、ことしの一月の委員会では、十二月での委員会の内容をさらに詰めるとともに、多機能を持った複合施設についても協議をしてまいりました。現時点では、調査する必要がある項目などを確認した段階で、結論を見出すには至っておりません。今後とも文化活動の振興や文化施設の整備充実のため、市民や観光客に満足していただける総合的な文化施設の建設を視野に入れながら協議を重ね、早期に建設構想を構築したいと考えております。

○十六番（富田公人君） 美術館の関係は、どなたが担当でしょうか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

美術館につきましても、並行して協議をやって、この委員会で協議をやっておる、検討している段階でございます。

○十六番（富田公人君） 平成七年に井上市長誕生後に、平成十一年度を初年度としてスタートしましたのが、現在の別府市総合計画です。最終年である平成十五年度から十七年度の実施計画を拝見いたしますと、「社会教育の基本的方向として、高度化・多様化する市民の学習ニーズに対応できるよう学習機会を拡充するとともに、図書館や公民館など社会教育施設の整備充実に努める」と明記されております。特に今回提起をいたしております市立図書館につきましても、整備事業として、「多様化する図書館情報に対処するため、施設の整備充実を図る」といたしまして、この実施予定年度としては十五、十六、十七年度にそれぞれ丸印がつけられております。参考のために、平成十一年度を初年度としてスタートした平成十一年度からの実施計画を調べてみますと、各年度と全く同様の整備事業内容で丸印が記載され続けて推移をしております。これでは国際観光温泉文化都市としての市立図書館建設に向けてのやる気というものが疑わしくなるのが道理というものではないでしょうか。

ちみなに、中村市長当時の第二次別府市総合基本計画の実施計画では、残念ながら市立図書館については極めて抽象的でした。井上市長就任直後の実施計画では、市民文化の主な実施計画事業の一環として、情報図書館建設事業の検討として次のようにこの実施計画の中に提起をしております。それは、「市民が新しい市民文化の形成を図るため最新のマルチメディアやパソコン通信などの電子メディアを利用し、さらに創造できる市民参加型の情報利用施設として、みずから積極的に情報をつくり出し発信する活動を支援する新しいタイプの情報図書館の建設を検討する」、こういう内容に変わったのですね。これは、市長就任当時の新鮮な気持ちと市民の期待にこたえたいという井上市長自身の初心でもあったのではないかと、このように勝手に推測しております。それがいつの間にか、「多様化する図書館情報に対処するため、施設の整備充実を図る」に変わっております。すなわち

「建設検討」から「整備充実」に変更しているということは、当分は既存の市立図書館で我慢してほしいということになるのではないのでしょうか。こういうことを、特に私は危惧をしておる一人なのです。美術館にしてもしかりですね。もう一度平成七年度当時の実施計画に目を通していただきまして、初心を具現化してほしい、このように思うところがございます。

時は一刻一刻を争いまして、あれをこういうふうにしようかなとか、のんきなことを考えておったのでは、なかなか事柄は成熟しません。先ほど生涯学習課長からも答弁がありました。ぜひ積極的な、言葉だけではなくて積極的な対応を教育長を初めとして、さらには市長が中心となって、これらの問題について解決を図っていただくようお願いを申

し上げておきたいと思います。

時間の関係がございますので、次に、福祉を標榜する別府市としての総合福祉センター施設などの具体的な建設計画について、お尋ねをしたいと思います。

一つは、総合福祉センター的施設の具体的な建設計画の有無について。するのかわからないのか、その有無について一つはお答えいただきたい。

「など」という関係に触れますが、二つ目は、JR別府駅前通りと国道十号線の交差点に身障者や車いす利用者及び高齢者などの地下道利用のためのエレベーターの施設の建設、これは随分前も指摘したことがあるのですが、一向に前に進めようとする姿が見えません。この二つについてお考えを明らかにしていただきたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

ただいま御質問をいただきました総合福祉センター建設の件につきましては、案件が大局的な案件になりますので、私から言及するのは、ちょっと控えさせていただきたいと思っておりますけれども、私どもの課としましては、類似する施設として社会福祉会館がございますので、社会福祉会館の現状を踏まえながら若干の御答弁をさせていただきたいと思っております。

社会福祉会館につきましては、高齢者対策の核的施設として平成六年七月に建設をされました。そして、施設の現状としましては、百五十人収容の大広間そして茶室、相談室等がございます。そして会議室もございましたけれども、現状としましては、基幹型支援センター、それから安心サポートの相談室ということで活用させていただきながら今日に至っております。しかし、昨年ですけれども平成十四年三月、それから平成十四年十二月に議員さん方から、「手狭ではないか」という御質問をいただきました。そういうこともございまして、加えて平成十四年二月には、たしか十一団体だったと思っておりますけれども、福祉団体からの、「手狭なこの会議室について改修を急いでくれ」という陳情がございました。ここには、私も直接陳情をお受けしたこともございます。市長さんのところにもかなりの陳情があったという話を聞いております。そういう現状を踏まえたときに、さらなる地域福祉の充実を図るにはこのまま推移するのはどうかということ考えたときには、もう非常に難しい現状がございます。

そこで、ただいま富田議員さんからそういう御質問をいただきましたので、私としましては、願わくばそういった御提言が生かせるような方向で実現ができればというふうに願っております。

○市長（井上信幸君） 十六番議員さんの御指摘の点、この三点につきましては、私も就任以来、大変気になっていた要素であります。また、美術館、図書館、それに福祉会館、この三点セットは何としてでも前向きに取り組まなければならないと思ひ、八年前に就任

させていただきましたが、いかんせん多種多岐にわたるいろんな要望事項、また財政的に非常に苦しい時代でありました。ですから、何とかしようと思ってもできない。そこで、行財政改革を推進しながら財政安定に向けてまいったわけでございます。その結果、現時点では財政的には一応安定まではいきませんが、安心できる体制ができてきた。

そこで、我が都市は観光温泉文化都市でございますので、やはり美術館、これは何としても体制を整えなければならない。そこで、何とか安上がりにならんかということでもって、そのこのピーコンの前の物理学研究所の交渉に当たったわけでございますが、時すでに遅く、京大の方で四億を投資してあそこを全面リニューアルいたしましたので、とうとうその後追いでありました。そのほか市役所の下のホテルがございました。ここをという話もありましたが、余りにも値段が折り合わない。ここで美術館としての経過も報告をしておきます。

また図書館でございますが、先ほどお話もありましたように、やはり学問の場、そしてあらゆる方々が教養を高める場としての図書館の体制も整えなければいけないということは、重々私も認識しておりますので、御説に従いまして、今後積極的に取り組んでまいりたい、このように思います。

もう一つ福社会館でございますが、福社会館は、忘れもしませんが、たしか六年半ぐらい前に富田議員が、温泉プールの跡地をひとつ目標にしたすばらしい福社会館の絵をかいて、そこで発表されたという思い出がございます。とりもなおさず、その前に平成六年には前市長が、現在の場所に福社会館を設置いたしました。福社会館六団体が大変私どもに申し入れになりまして、「あそこでは手狭で利用方法、利用価値がない、何とかしてくれ」というお話もありました。また、あの畳の部屋を、一々福祉の方々が車いすの方を背負って畳の部屋に運んでいる姿、また、お年寄りが一々履物を脱いであの座敷に行っているという姿を見たとき、これは福社会館としての体ではないかな、車いすで入れるようにということで臨時的に、応急的に今のような姿にしたわけです。そういうことで先ほど課長のお話がありましたが、十一団体から今の手狭な福社会館ではどうにもならない、本格的な福社会館、福祉団体を基準にした福社会館をつくってほしいという要望がありますし、また、現時点ではあらゆる団体から、「事務所もない。自分たちは、会長さんか事務局長さんの家を利用して事務所を運営しながら、その団体の運営をやっているから、そういう事務所的なものもつくってほしい」という要望が次々に今起きておりますので、そういうものも含めながら福社会館を、また、名前は「福祉」ではなくても、いわば福祉団体を中心とした交流会館的なもの、また交わりがあり、にぎわいが生まれるような、そういう会館を将来ともに視野に入れて考えるべきだと。こういうことで十六番議員さんの意を体して、今後もし再度私もこの行政の場に携わらせていただければ、その意を体して進め

ていきたい、このように思っております。

また、十六番議員におきましては、十二年前、この議場に登壇いたしてから後、私も当時議員でございましたが、あらゆる視察等に行って、いろんな思い出がございます。今回で御勇退をなさるということでございますが、どうぞ今後とも、私も十六番議員の意を体しながら、この十二年間の正義に燃えた、常に建設的な意見を肝に銘じながら今後とも携わらせていただきたいと思います。

終わりに当たりまして、どうぞ富田議員のますますの御活躍をこの場で私はお祈りいたしておきたいと思えます。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） 北浜の地下道の件につきまして、お答え申し上げます。

十六番議員さんからお問い合わせをいただきましたので、早速所管官庁でございます国土交通省の国土大分工事事務所の方に、どうしたらこの事業が取り上げられるのかと問い合わせましたところ、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律――通称交通バリアフリー法でございますが――に基づきまして、交通バリアフリー法を適用する範囲で公共交通や施設、道路等をネットワーク化する基本的な構想を別府市がまとめた段階で御相談いただければ協議しますという御指導を受けましたので、関係各課と協議してまいりたいと思っております。

○十六番（富田公人君） 市長の丁寧なる御答弁を聞いたら、もうこれで私は、言うのが言いづらくなったのですけれども（笑声）時間がちょっと残っていますので、考え方だけ申し述べて、ぜひ温かい気持ちでお受けとめ願いたいと思うのは、市立図書館にしても美術館にしても、机上面の作業だけを中心として論ずるということは、もう限界に来ているのではないのでしょうか。国際観光温泉文化都市に恥じない、その市立図書館としてはこういうものをつくらうではないかという具体的なものをお互いがもう検討するような状況ではいいのではないのでしょうか。確かに、御指摘のように金はかかります。金が今ないから具体的な構想、いわゆるビジョンは持ち合わせないのだからということにはならぬのではないかと。市立図書館として脚光を浴びるような具体的なものを提示できるような、そういうものをやっぱり検討を進めていくべきだと。美術館もしかりです。それから福祉センターも。どうも「福祉会館」という言葉にこだわっておるようですが、私の方のこだわりがあるのは「福祉センター」と。なぜ言いますかということ、福祉会館も含めてそういう意味です。だから、そのことも含めてとらえていただきたい。

最後に、私の方からこの問題について意見を申し上げておきたいのですが、今議会の市長の提案理由の中で、市政の重要施策の中から、必要となる新規事業の概要説明で、第一点目に観光ということを挙げました。その観光部門の中で「貴重な観光資源でもあります海につきましては、国や県の海岸整備事業に積極的に協力・参画し、将来に向けての基盤

整備を着実に行ってまいります」、こういうことを表明されました。結構なことだと思うのです。別府市のこの青い海の眺めを満喫できる海岸整備が実現をいたしますと、新たな別府の観光浮揚の名勝になることは必至です。この新名勝には別府市民を初めといたしまして観光客などにも等しく散策されなければならない、こういうふうに思っておりますが、福祉を標榜する別府市にとって身障者や車いす利用者及び体の御不自由な高齢者の方々に対するバリアフリー施策として、JR別府駅前通りと国道十号線の交差点に地下道利用のためのエレベーターの設置建設を喫緊の課題として取り組まれるように強く要請をしておきたいと思っております。これが実現をしますと、クリスマスHANA B Iファンタジアを初めといたしまして、車いすマラソンなどに参加するために別府市を訪れる世界各国の選手の方々に、「さすがに福祉のまちだ。別府はすばらしい」、改めて見直されることは間違いないのではないかと、このように思うのです。これはそう思われるからつくるのではなくて、あってしかるべき内容のものなのですけれども、ただそれが国道だということでは手が全然つけられないなどということは、これはとらえ方としてはおかしいのではないかと。以前にもこの問題で指摘をしました、宮島口駅前広場を通りまして宮島口港に行くまでに、そんなに広い国道ではないのですが、国道が通っております。そこに今申し述べたような、そういう方々のためにわざわざ新たにエレベーターをつけて、地下道を通して、向こうからまたエレベーターで上がるという。実際に行ってみたら一目瞭然ですが、そういうものがないことはないのではないかと。これは、県であれば該当の市が何も言ってこない、あるいは国にすれば、別府市が何も計画を提示しないのに国がやることはない、このような考えがあるのではないかとこのように思うのです。したがって、ぜひこれは積極的に対応すべき事柄だと、海岸整備と合わせて計画的に進めるべきだと。

それから、総合福祉センターの建設にしても、極めて重要な課題ではあるのですが、土地は、今市長も指摘されましたように、幸いにして旧温泉プール跡地利用などを判断材料に入れながら、国の最低限の規格にも合っていない別府市の管理してある扇山の老人ホーム、前から主張していますが、こういうものも含めた総合福祉センター的な施設を建設するために積極的な対応をされますように強く要請いたしまして、終わりたいと思っております。

○市長（井上信幸君） 身体障害者用のエレベーターも県・国との関係で前向きに検討させていただきます。

もう一つ、海岸整備も、これも喫緊の課題で十年構想で解決するようになっております。

先ほどお言葉にもありましたが、美術館それから図書館それから福祉会館。これを全部今、内部でたたき台をつくっております。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。（「十六番議員、お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）（拍手）

○九番（堀本博行君） 大変御苦労さまでございます。それでは、肅々と質問を進めてま

いりたいと思っております。

議長にお願いをいたしまして、質問の順番を若干変えさせていただきたいと思っております。初めに観光行政の方から質問に入ってまいりたいと思っておりますので、よろしくおんをいたしたいと思っております。

初めに、「ラクテンチの今後は」ということで質問項目を挙げさせていただきました。先般、新聞の記事で、某有名新聞の記事に「ラクテンチの売却が決まる」という見出しで記事が載っております。「株主総会で第三者機関への売却が承認をされた」という文字が踊っておりますけれども、さらに市・県にも支援を要請というふうなことでございました。この別府市のラクテンチ、私なんかも非常になれ親しんだ一企業とはいえども、非常に我々の時代、ひな壇に座っている方、また議場に座っている方々も同じだとは思っておりますけれども、特に親から子へ、そしてまた子から孫へとなれ親しんだこのラクテンチが、いわゆる存亡の危機に瀕しているという状態でございます。一九二九年、昭和四年にオープンをして以来、別府観光の顔として、そしてまた目玉として多くの方々に親しまれたいわゆる老舗の遊園地といいますが、そういう現状でございますけれども、その中で動物園それから遊技場、ジェットコースター、それから演芸場、新聞記事に載っております大浴場等々で構成されております。また、象の花子さん、またアヒルの競走等で非常に有名でありましたけれども、私どもは昔からこのラクテンチについては、これは可能かどうかわかりませんが、ラクテンチそのものが別府市の指定文化財の価値があるのではないかというふうな意見を持っております。そういった中で、いろんな別府市に対する支援要請もあろうかと思っておりますけれども、別府市として今どのようなラクテンチに対する支援というふうなものを考えておられるのか、お答え願いたいと思っております。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、ラクテンチは昭和四年に開業して以来、別府観光の一つの核として貢献してきましたことは事実でございます。また、先日、ラクテンチから市に対しても要望書が出ております。これにつきましては、固定資産税の免除、それから動物のえさ代の補助、休止中のリフトロープウエーの借地料の免除、ラクテンチの引き受け企業の紹介及びあっせん、市内の幼稚園児・小学校の児童の課外研修の場として利用促進の助言などについて要望がありました。ただいま議員おっしゃいましたように、県の方にも要望書が届いております。

それで、我々としましては、一企業に対しまして市が補助ということは、なかなか難しい面もございまして。ところが、市内の幼稚園や小学校の児童の利用促進については、教育委員会の方をお願いしているところでございます。

それから、また引き受け先企業の支援につきましても、商工会議所を初め関係団体とま

た協力をお願いしたいと考えております。県の方ともお話し合いをしました。その中でできる限りの支援をしていきたいということでございますので、今後とも県とまた市と協議しながら支援に向けて努力してまいりたいと考えております。

○九番（堀本博行君） 先般もうちの山の手中学校が、お別れ遠足でラクテンチを利用したというふうなこともあります。非常にできる限りバックアップをしてやっているなという気はいたしておるのですけれども、何せこういうふうな時代背景でもありますし、受け皿企業の云々というふうなことに対しても非常に厳しい部分があります。市が経営をしている動物園だとかいうふうなものというのは、かなり全国的にもありますし、別府市が受け皿になれというふうなことを言うつもりもありませんけれども、最終的にどのような形で決着をするのかというのが非常に心配になっておるわけでありましてけれども、そういった意味では全力を挙げて受け皿企業を探していただきたいというふうな思いもあるわけでありましてけれども、受け皿がないということで短絡的に見放すといいますが、というふうなことのないように、ぜひこれはお願いをしたいと思っておりますし、期間限定で別府市がちょっと一時の間支えるとか、そういうふうな形のものも視野に入れて、ぜひ全力を挙げてバックアップをしていただきたい、このことを強くまず要請をしておきたいと思っております。

次に、農業祭の今後ということでちょっと触れさせていただきたいと思っております。

これも、この農業祭については、二十年間別府市で開催をされた経緯がございますし、平成十二年の実施を最後に山香の農業文化公園に場所が移ったわけでありましてけれども、私は、当然この開催場所についての変更については、これは県の都合で変更になったというふうに認識をしておりました。本来、県の主催の農業祭でありますから仕方がないのかなというふうな軽い思いでおりました。すべからく毎年二日間、大変なにぎわいを見せたこの農業祭でありますけれども、先般の、これも新聞記事に、某有名新聞の新聞記事を読ませていただいたときに唖然としたといいますが、非常に驚きを隠せませんでしたけれども、市長がこれに対してのコメントをしていますけれども、ここがちょっと非常にわかりにくい言い回しといいますが、ちょっと読ませていただきたいと思うのですけれども、「別府公園で開催されていた農業祭までが山香の農業文化公園に移ったのはなぜですか」、これに対し浜田県議が、現在の県議が、「農業祭の会場変更には、私も猛反対した。別府市が真剣になってとめればとめることができたはず。別府の県議団はみんな頑張った。芝生が傷むとかの理由で断ったのは事実、別府市長です。これは明らかになったこと。私も許せなかった。県知事も県も担当部長も別府市でやりたいという気持ちだった。生産者も消費者もあれだけ喜んでくれていた。私が別府市長になれば」云々、これはどうでもいいのですけれども、その後井上さんも自称する飲料店主が発言を求め、「私も三十五年お店をやっているが、今のようにお客がないことはかつてなかった。毎晩閑古鳥が鳴いています。

先ほど、県農業祭のことを浜田さんに聞きました。長年別府で開催され、農家や畜産の方々が店に来てくれ潤った。それが、おととしからなくなった。やめさせたのはあなたですか。あなたがやめさせたと聞きました」というふうに市長に質問をしていますね。これに対し市長は、「農業祭関係者の車両乗り入れやテント設営で芝生や根上がりの松が被害を受けたことを説明し、松の色が変わった。二千万円かけて再生させた。松を枯らされてはたまりません。しかし、そのためにやめたわけではない。七年間の歴史がある。まだいろいろ言えないのです。そういうこと。井上市長が別府開催を断ったことと言っている人自体恥ずかしい。山香の農業文化公園で二年して、これはしまったと戻ってくると思う。詳しいことはなかなかわかりにくいでしょう」ーわかりにくいですね、この文章では全くわかりませんー「時間が解決する。本格的な農業祭を別府でやります、中間業者が入らないような。今まで農業祭は中間業者が入っていた。秋には農業祭にかわるものをつくります。にぎわいのあるものをと答えたものの、県の農業祭を呼び戻すのか、別府のものを立ち上げるのか、判然としなかった」というコメントがあるわけです。

よく私は意味がわからないのですけれども、実はこの文言の記事が誤りというふうには思いませんが、実際、県の農業祭を市長がやめさせたのかどうか、これが一つ。

農業祭を別途立ち上げるというふうな文言もあるようですし、また農業祭が戻ってくるだろうというふうな文言もあります。この辺、きっちり見解をお示しください。

○助役（安倍一郎君） それでは、ただいまの農業祭の会場について、お答えを申し上げます。

まず一点目の、農業祭の会場が、別府公園から農業文化公園、山香町に移った件であります。この件につきましては、当時農業文化公園、これは七十数億県費を使っていると思いますが、そういうことで山香町にこれができるので、このできたことを記念して農業祭の会場が山香町にこのときに移った、こういうふうに私どもは認識をいたしております。

それから、この農業祭の会場の決定の方法について、ちょっと御説明をさせていただきます。ことしも一月二十二日に大分県農業祭実行委員会の幹事会が大分市で開催をされております。この会議で、ことしが二十七回目になるわけでありましたが、この農業祭のあり方、あるいはこの持ち方などについてこういった基本的事項、それといわゆる本年度の会場について審議をされました。これは新聞でごらんになっているかと思いますが、会場についてはビッグアイのスポーツ公園がいわゆる第一候補と、こういうふうになっております。これもやはりビッグアイがワールドカップサッカーでできておりますし、そういうことの中で、この幹事会でいろいろと御検討いただいた結果がそういうことになっているのだらうと思います。それを受けまして、開催計画の原案がこれまで作成をされておりました。

て、今月、来週の十二日でございますが、この委員会がまた開催をされます。この中で本年度の会場としていわゆるスポーツ公園、これが決定をされるだろう、こういうことになっております。

さらに、別府公園の使用についてのいわゆる植栽との関係、松との関係のお話ございましたが、市といたしましては、この別府公園、これは別府市民の共有する財産でありまして、その管理をしております市として、公園の使用について守っていただく最小限のお願いを私どもは農業祭の実行委員会にしたつもりであります。このことは、芝や樹木を大切にお願ひしますよ、こういうことであります。これは農業祭の実行委員会だけに特別に言ったことではなくて、公園の利用者、これに守っていただきたい最低限のマナー、ルールと申しますか、そういうことをお願いしたわけでありまして、特別のものを要求したわけでもございません。したがって、これを理由として農業祭の会場が他に移ったとは、私どもは考えておりません。

○市長（井上信幸君） 九番議員さんから内容について、某新聞の内容を読まれていました。具体的に言いますと、これは商工会議所の婦人部の集会で、各候補者が三十分の持ち時間で呼ばれ、将来的ビジョンを唱えなさいという申し入れでございましたので、私が三番手で参ったわけでございます。私は、そのビジョンを唱えながら、その後で御質疑を受けたときに、唐突な質疑・質問でしたから、私は面食らっちゃったのですが、具体的にそのときに言えばよかったのですけれども、余り対立候補者を傷つけてはいけないという思いから、ちょっとあいまいな答弁になったと思います。

そこで、具体的に言いますと、今、安倍助役も申しましたけれども、私が就任させていただいたのが平成七年でございます。その秋に農業祭がございました。私も出席をさせていただきました。その出席をさせていただいたときに、搬入者、いわば物品・テント等の搬入者、トラックやら軽トラやらあらゆるものがあの芝生の上に乱雑に駐車していたわけです。それを見て私はびっくりいたしまして、当時担当者だった課長に、公園緑地課長、建設部長それから観光経済部、たしか部長と課長に厳しく言いました。また翌年、同じような状況だったものですから、早速、「取り払いなさい、全部駐車場にとめてもらいなさい」、こういう要望をいたしました。なかなかうまくいきません。そうこうするうちにビーコンのタワーの上から見ますと、緑の状況が少しよくない。よその松と比べたときに多少緑の青さが落ちている。これは大変だなということで、担当公園緑地課長に申し上げた。即業者に点検させてもらったら、エアレーションがない。いわば上に芝生を敷き詰めて車で抑えているから酸素が入らない。松というのは、皆さん御存じかと思いますが、もう釈迦に説法と思うのですけれども、松は、こう上がると同時に根も上がっていくわけです。そして枝が張れば根も張っていくわけです。根は下に行かないのです、松というのは。

そして松はどっしりと構えているのが根上がり松ということらしいのです。私も聞きました。ですから、やはり抑えに抑えているから、松が弱っているのですよという報告を受けました。それでは大変だから、早急に何とかしてほしいということで松の補修にかかったわけです。そしてエアレーションというか、根に空気が入るように。そしてまた、私はよくわかりませんが、そのときに、何か松を活性化する栄養剤といいますか、こういうのを散布していただきました。それで松が、現在のようにまたもとに戻った。あの松を枯らしたら大事ですよ。これが私は先に頭にきた、頭にきたとは、いい意味できたわけですが、頭をよぎって、早くこれは何とかしなければいかんというのが、その最初でございました。

それから、それは二年目から三年目にかけて私は十分に注意して、三年目からきちっと駐車場に入るようになり、また入り口にちゃんと交通整理係がついておりまして、搬入者が入ったらすぐ出すと、こういう指揮をとっていただくようになったわけです。これも市役所の方で当たらせてやったわけです。

そうこうするうちに四年目だったと思います、担当、当時の観光経済部長は首藤収入役だったと思います。売り場のブース、売り場ですね、各売り場、ブースと言いますが、ここに別府市の生産者が入ってないではないか。なぜ入ってないのだ。別府市近郊農家があるはずなのに、別府市の産品がこの中に一つも販売されてないではないか。こういうことから私は、厳しく担当部長、課長に、「どうしたのだ、調べてみなさい」ということで調べさせたわけでございます。そうしたら、やはり別府の近郊の農家は入ってなかったわけでございます。そこで、県の農政部長においでいただきまして、「これはどういうことですか」という嚴重な注意を申し上げたのです。こういう経過でありますので、どうぞひとつ誤解のないようにしていただきたい、これが本当の経過でございますから。ですから、こういう件で多少誤解された面もあるでしょうけれども、先ほど安倍助役が言ったように、県の施設に県が主催するイベントを、我々が「行け」とも「来るな」とも言う一つも資格はないわけでございます。こういう面のひとつ議員の皆様方、そしてまたいろんな方々に御理解をいただければ、そのことが重々おわかりいただけるものと、私は別府市をおもんぱかってそういう措置をとってきた、こういうことをはっきりと申し上げておきたいと思っております。

○九番（堀本博行君） 丁寧な長々と答弁をいただきましたけれども、この市長の発言の中に、答えていただけるのかなと思ってずっと待っていたのですけれども、「農業祭にかわるものをやります」という文言があるのですが、これはどうですか。

○市長（井上信幸君） 農業祭に対する待望論が、あちこちで出ております。やはりにぎわいのある場をつくってほしいという、この二年の間にいろんな声を聞きました。また議員さんの中からも、そういうお声が出ております。そこで、先般、品評会等に私も出席い

たしました、農産品評会。その中でまた農家の現状を見ますと、すばらしい品物がどんどん出ているのですね、農産品。またJAの会長とも同席いたしましたので、これは何か別府市の生産品をうまく活用して、もう一度本格的な農業祭にかわるものを作りたいかなという話し合いができております。まだまだ具体化していませんが、杵築でもよその都市でも「産業祭」とかいう名前で、そういう農産フェアにかわるものを作っております。そこには果樹、園芸それから農産品、それに花卉、それにまたいろんな物品、第二次加工品も参加させてにぎわいを保っているから、別府市も本格的にこれをやれば、県の農業祭にかわるにぎわいが出るのではないかと。そして近郊の農業製品をどんどん出していただく。そうしたら、その農業生産者においてもいわば所得にもつながるし、また地産地消でその生産者が直接別府市民に出品できる。またホテル・旅館の方々がそれを買って、これは別府市の地元でとれた野菜ですよ、地元でつくった漬物ですよ、こういうことで出せばお客様も喜んでいただける。そういう地産地消の農業祭をやるべきではないかなというふうなことで、今検討課題に入っています。

また、最近では御案内のように一つの国策ともなっておりますが、中国野菜の非常に農業の強い野菜が入ってきております。こういうことも含めて無農薬の野菜を安全な形で市民に提供していただくような、そういう農業祭にかわるものをつくり上げましょうよということで、JAの方々ともお話ししておりますし、もし産品が足らなければ別杵速見地区のそれぞれの産品を別府市に持ってきていただいて提供していただければ、ホテルも旅館も市民も皆喜んでいただけるもの、このように思います。今のところそういうことでの計画に入っている、いわば話し合いに入っているということでございます。

○九番（堀本博行君） よくわかります。その中で、今市長がおっしゃった、「わくわく農村品フェア」という、これを今十二月にやっています。これのいわゆる動員数を聞きますと、観光だったかな、聞いたときに、二千から三千人、一日。これを今までは平成十二年の農業祭が二日間で延べ人数主催者発表で二十二万二千人か、二十二万二千人という大変な人数が来ていただいておりますが、これを今までの農村品フェアというのを、別府の農業祭に匹敵するような、ここまで持っていくというのはこれは、先ほど助役がその大変な経費のお話をされていましたが、これは大変な事業だなと。別府公園で一年間に開催される行事を見ても、一つは市長の鳴り物入りのドリームバル、もう一つはいわばこの農業祭しかなかったわけですね、十万人、二十万人という。（発言する者あり）福祉まつり、福祉まつりもあります。これが大体三万人と言っていました。消防の集いね。だから十万、二十万という単位でいけば大変なドリームバル、「西のドリームバル、東の農業祭」というぐらいに数は、あくまでもどちらも主催者発表でありますけれども、そういうふうなところからいけば、この農村品フェアというものを農業祭までに持っていくという

のは、これは大変な力と金と時間がかかります。できるのかなという気もいたしますし、もう一つ。これはきょう、実は県議会でも浜田県議が、この別府の農業祭についての質問をしているそうです。聞きました。これは前から情報が入ったのですけれども、その中で、この一般質問の中で、例えば県として一助役がいらっしゃいますけれども一別府でやりましょうみたいな、こういう間口を広げていますよというふうになったときに、例えば別府でもいいですよと。例えばことはどこかビッグアイでやるにしても、来年から、再来年からというふうなことでは、そういう間口をあけていますというふうな県の姿勢があった場合、別府としてどういう対応をとるのが、これを教えてください。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

別府市としては、農業祭についての窓口をクローズしているわけではございませんので、いつでも幹事会なり、あるいは実行委員会で「別府市」というお話ができれば、別府市としては、これまでどおり受け込んでいく、こういう考え方でございます。

それから、この別府市が、地元で農業祭を受け込むについては、当然のことながら議員も御承知と思いますが、七百万程度のいわゆる負担金ですか、これが当然予算上は伴います。

それからもう一点。さっきちょっと私が答弁のときに足りなかったと思うのですが、文化公園に移りましたのは、これは確かに文化公園のオープン記念行事と申しますか、総合体育館ができて、そのオープン記念をどうやるかとか行事をやるかと、こういうことを考えますので、このときは文化公園ができたことに伴う記念行事として向こうに持っていったのではなからうか。あるいは、その有効活用をどう図るか、そういうことの中でいわゆる二十五回、二十六回の農業祭が山香町の文化公園で行われたのだらう、こういうふうに私どもは今考えております。

それからもう一つは、市長が先ほど申しました、別府市で「わくわく農産品フェア」、これを拡大したような形で農業祭を地域で展開ができないかなと。こういうことは今、私は県の農業祭の中でもここら辺が今考えられているのではなからうかというふうには思っております。と申しますのが、過去、別府市で農業祭が開催されたときも、これは県の農業祭であります、そうすると県下全域から、佐伯市の消費者がそれなら別府に来て農産物を買って佐伯に帰るのか、あるいは泊まって帰るのか、こういうことをちょっと考えてみますと、その可能性というのは余りないのではなからうかなということを考えてみますと、これからの農業祭のあり方は持ち回り方式になるのか固定方式になるのか、これはまた県の方でお考えになることだと思っております。そういったことの中で別府市としては、いわゆる地産地消といいますが、今、スローフード運動というのがはやっておりますが、そういうことの中で、より地方のいわゆる農産物を食べていると健康上問題はない。こういう

ことで今スローフード運動が始まっておりますが、それを考えるときには、地域でそういう農業祭を展開するののも一つの方法ではなかろうか、こういうふうには市では今考えております。

○九番（堀本博行君） よくわかりました。どういうふうな方向性になるのかということについては、もうしっかりと万々怠りのないように進めていただきたい、このように思うところでございます。

次にまいりたいと思います。次は温泉行政ということでちょっと触れたいと思っております。

この温泉行政については、先ほど「ひるどき日本列島」の話がありましたけれども、別府温泉が一週間にわたって全国に発信をしたという、非常に温まるお話が一週間続きました。きょうで終わりましたけれども、本当に別府の市民のテレビに出ている方々の話し方、語り口、大分弁丸出しの語り口の、画面を通すと非常に温かみを感じてくるなというふうな感じもいたしておりましたが、これも市営温泉とか区有区営温泉、さまざまな温泉がたくさん別府市にはあるわけでありましてけれども、特に市営温泉については、これは前々からいろんな方から御指摘もされておりますが、先般、御婦人の方々何人かとお話をする中で、福岡から親戚が来て市営温泉に行った。余り熱くて、裸になったのはいいけれども、湯船に入り切らんまま戻ってきたと、帰って風邪引いたという、そういう話もちよろっとしておりました。いずれにしても、ふだん内湯に入っている人というのは、別府温泉は熱過ぎる。これは本当、市長は笑っておるけれども、本当熱い。私なんかはふだん家の、温泉ではないから沸かし湯に入っておるものだから、たまに温泉に来たら、もう熱いのだ、ものすごく。とにかく温泉に行ったら体が真っ赤になるぐらい、十分鬼みみたいな体になっておりますけれども、これは何とかならんのかという気がします。特に若い人。私なんかは子供のころ、今は少子化で子供がいないといえればそれまでなのですが、浜脇、私なんかは浜脇温泉に入っていました、旧浜脇温泉ね、レンガづくりの。高等温泉に入っていました。この高等温泉は御存じのとおり、覚えている方がいらっしゃると思うのですが、湯船があって二つに割れてあって、熱いお湯とぬるいお湯と分かれていたのだ。ぬるいお湯の方には子供とか、我々子供はぬるいお湯に入っていました。熱い方にはおじいちゃんたちが「えへん」と、こう何か怖い顔して熱いお湯に入っていましたけれども、やっぱりああいうふうな形にさせていただけると助かるなという感じがします。特に牢名主みたいな人があって、水を入れるときっとにらまれるという、これはどこの温泉でもこういう傾向があります。だから、ぜひこういうふうなことはなくさなければいけないと思うのですけれども、いかがでございましょうか。簡単に。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

市営温泉は、源泉のかけ流し式でございます。源泉の温度が高いと、温度の調整は水を加えて行う方法をとっております。したがって、温度を下げるには、温泉課としましては、委託しております受付の方がおりますので、早朝と午後に水を出して温度の調整を図っていますが、入浴する方によってやっぱり御存じだと思いますけれども、熱好きな方、ぬるめの方とか、個人個人によって違いがあります。温泉課として温度が高いということは把握しております。先般、温泉フォーラムでも由佐教授ですか、別府の源泉は四十度以上が八七%と全国的に高いということをおっしゃってありますが、今年度、マナー表として浴槽の付近に、「みんなで仲よく適温で入浴しましょう」というお知らせを各市営温泉施設に設置したところでございます。また、各温泉の受付に、早朝と午後に温泉の温度をはかって、大体浴槽の温度を四十二度ぐらいになっているか、また四十二度ではなくても、できるだけそういった付近にあるかどうか、温度の監視調整をいたしているところでございます。

○九番（堀本博行君） ぜひ、そのような方向でお願いをしたい思います。一朝一夕には解決する問題ではないのでありますけれども、非常にネックになっているなという気がいたします。その点よろしくお願いをしたいと思います。

次に、消防行政にちょっと触れたいと思います。

時間がないのでたんたんたんと言いたいのと思いますが、消防の先般の一一・一八のマンション火災をいろんな方と私もお話をする中で、特にあれ以後、いろんな形で調査会等が立ち上がっておりますけれども、現実的に調査委員会に隊員が一人も入っていないというのが、非常にこう……、現場の隊員の意見というのはどうなっておるのかなという気もするのでありますけれども、この調査会の人選、これはだれが、どのような基準で選んだのか、まず教えてください。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

この事故調査委員会につきましては、火災当日の消防活動の検証、それから事故要因の調査をやっていただきまして、今後の安全対策を図っていくということが目的で設置をしたところでございます。

御質問のこの構成メンバーということでございますけれども、いろんな角度から検討をさせていただいたわけでございますけれども、当時の職場の状況、あるいはいろんな御質問・御意見等をいただいた中で、やはり外部の方を主体に構成をしてやっていく方がベターだろうということで、私の方が人選をさせていただいたところでございます。その人選の基準ということが適切かどうかわかりませんが、要は消防業務というのですか、それに対して経験豊富な実務クラスの方が、大所高所から冷静に御意見をいただける方ということでお願いをしたというのが現状でございます。

○九番（堀本博行君） 大所高所からということでありましてけれども、現場の隊員の方々が一番やっぱり不安になっているわけですね。事故に対するいわゆる現場の隊員の方々の意見聴取をやられたのかどうかというようなことと、意見集約をしたのであれば、どのような形でまとまっているのかを、ちょっとお聞かせをいただきたい。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

現場の職員との全体会議は、二回ほど持たせていただいております。その間、火災を担当いたしました隊員あるいは幹部会、課長会議等々で問題の抽出を行ってきております。その中で即できるもの、あるいは予算的な問題、あるいは長期・中期的いろんな問題が出てきておまして、それらについては即できるものとして、例えば消防吏員としての基本に戻る内容だとか、防火着等支給された装備品を着用して身の安全を守る必要があることとか、平常時から有事を想定した訓練を実施しなさいとか、実践的に臨機応変に対処できる訓練を実施しなさいとか、職員間の意思疎通を図るため分隊間あるいは隊間でのグループ討議だとか討論を行っていきなさいとか、あるいは健康に留意して消防業務に支障がないように努めてほしいというような点を即お願いをしております。

それから、先ほどもちょっと申しましたが、いろんな問題が出ていますけれども、これについてはちょっと中期あるいは長期的に解決しなければならない問題としてお預かりをいたしております。

○九番（堀本博行君） 体制の見直しということで、これは十二月のときもかなり出ましたけれども、体制の見直し、具体的にどういうふうな形で進めるのかをわかればお聞かせいただきたいということと、それと先ほども答弁の中にありましたけれども、職員間の意思の疎通を図りというお話がございましたけれども、非常に心温まる話の中で、隊員の方々が、どなたの発声かも知れませんが、今入院されているお二人の方々に百四十三名の隊員の全員が寄せ書きを書いて、入院されている方のところに持って行って、本人は言うに及ばず家族の方が非常に喜んだというふうなお話も聞きました。やっぱり発想が、火の中をくぐっている仲間というのはやっぱり違うなというふうな感じもした、非常に心温まるお話を聞きました。また、消防長も消防署長も書いたのでしょうか、と思っておりますけれども、非常に隊員の方々というのは、がちっとやっぱりまとまっていますよ。そんな気がします、お話を聞いていても。友達と同じ隊員同士を思いやる気持ちなんというのは、何人が知っている人たちと話しておっても、びんびん伝わってきます。何かこう、消防署の執行部の皆さん方と隊員の心は通じておるのかなという感じが、これは一つしております、実際。そういう意味では、本当に体制の見直しというのをどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

まず、職員の意見の集約とか、あるいは職員との意思の疎通はどうなっておるのかというようにございますけれども、これにつきましては、課長会を毎週一回やっておりますし、幹部会、これは補佐以上の集まりでございますけれども、幹部会を月に一回やっております。そういう中でいろんな御意見を出していただき、協議を重ねておるとというのが現状でございます。

私ども、この消防活動というのは、組織活動と思っております。したがって、やはり個々の活動ではなく集団活動、九番議員御指摘のようにやはり職員が一丸になることがまず基本であるというふうに思っております。その点、若干御指摘をいただいたところがあるならば、私ども、また職員が一体となるように今後努力していく必要があるかなというふうに思っております。

それから、二つ目の消防体制の見直しでございます。私ども、今回の教訓を生かしていくということが、私どもの重大な責務だというふうに考えております。端的に言えば消防行政全般について今洗い直しをしておるところでございますが、その個々につきましては、今、課長にそれぞれ分担をいたしまして、たたき台というのですか、そういうものを作成をしておるとというのが現状でございます。

また、幹部会等でいろんな御意見もいただいております。建設的な意見もいただいております。そういうものを含めながら、体制の見直しをしていきたいと思っております。

また、国の段階では消防審議会の方で消防力の基準の見直しというのも行われておるようでございますし、私ども、事故調査委員会の結果から建設的な意見・御提言も出ようかと思っております。そういうものを踏まえながら、今後の体制の見直しを進めていければというふうに思っております。

○九番（堀本博行君） その調査委員会の答申といいますか、出てくるのを待ちたいと思っておりますけれども、今回のような事故があって、体制の本当に見直しをやらなければ、この機会がやっぱり最後のチャンスだと思うのですね。これをまた来年、ずるずると行ってしまえば通り一遍のどんな答申書が出てくるか、じっくり見させていただきたいと思うのですけれども、この機会を、犠牲になった草牧さんもいらっしゃいますし、彼のためにもぜひ実のある調査委員会がきっちりとした答申書を出されて、それが本当に今後の別府の消防体制の土台となったというぐらいに大きく、あのときいわゆる歴史が動いた、ではないのですけれども、あのときに大きく消防の体制が変わったと言われるぐらいの体制の確立を目指して頑張っていたらいい、このことを強くお願いをして、次に行きたいと思っております。

次に、小・中学校の選択肢制度についてちょっと触れさせていただきたいと思っております。

これは前々から私、何度も何度も提案をさせていただきながら門前払いを食らっている

項目の一つでありますけれども、先日も豊後高田市の方が、先駆けて選択肢制度の導入ということで新聞に出ておりました。特に特色のある学校づくり等々、いろんな角度から選択肢制度の導入については何度も何度もお話をさせていただいておりますが、豊後高田にも何か調査に行ったというふうに聞いておりますが、別府のために、別府の参考になりましたでしょうか、課長。答弁ください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

豊後高田市の方に担当の方が調査をいたしました。豊後高田市の通学区域の弾力化につきましては、別府市と同じように、市の教育委員会が通学区域を指定しています。担当者の調査では、豊後高田市の場合は従来の通学区域にとらわれずに希望する学校に入学できるように、通学区域制度を運用していき、学校間の競争意識を高めることをねらいにしているということでございます。

ただ、実施するまでには時間をかけまして十分調査・研究し、審議会からの答申、実施に至るまで随分賛否両論があったとお聞きしています。

○九番（堀本博行君） この選択肢制度については、何度も何度も私は提案をさせていただいておりますが、もう細かくは申しませんが、特に学校現場の学校同士それから教員同士というふうなところでのいわゆる競い合いというふうな形のもので、これは提案させていただいておりますが、教育長、私が申し上げたこの選択肢制度に対する教育長の見解を何か聞いたようなことが余りないので、ちょっと聞かせていただけますか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

選択肢の問題については、いろいろと地域によってその事情がありまして、必ずしもある地域の事情が別府市に当てはまるといわけにはまいりません。私も昨年度、そのことで視察に行きましたけれども、その地域は、中学校を四校完全に自由にしたらしいのですが、ふたを開けてみると、ほとんど子供たちの人数が変わらなかったと。やっぱり前からの流れの中で大体その地域に子供たちが通学しておるということを聞きました。そういう地域もあるのかなと。

ただ別府市として、今、九番議員さんがおっしゃっていたことで、私は、この十四年度に新しく教育課程が変わりまして、やっぱり先生方の意識を相当変えなければならないという気持ちが非常に強かったので、ホームページをとにかくどこの学校もつくれと。そしてホームページをつくってみんなに、今自分たちの学校はどのような取り組みをしているかということをごひ知らせるということ、それだけは相当力を入れてきました。各学校ともにホームページはそれぞれ工夫して開いて、今自分の学校はこういうことをしているのだということで公開しておるといのが実情でございます。それがだんだんさらにいろんな方向に進んでいって、九番議員さんが言っているような方向に行くかもわかりま

せん。そうなると、またそれはそれで別府市独自の方法を考えないと、ただよそがやっているからどうだというわけにはいかないというふうには考えております。

○九番（堀本博行君） 何か後戻りしてしまったという感じもするのですけれども、またこの件についてはしっかりと勉強させていただいて、改めて何度も何度も質問して、実現に至るまで頑張りたいと思っております。

八分残して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後五時 三分 休憩

午後五時 十五分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○十五番（井田逸朗君） （拍手）質問がしにくくなってまいりました。（笑声）早くやめろというような感じで。（笑声）実は、御承知のとおりと思っておりますけれども、私もこの質問が最後の一般質問となります。最後まできちっと務め上げてまいりたい、こう願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一番の南立石マンション火災のその後についてということで、（一）検証の進捗状況と今後の見通しについてということでございますが、検証は今どの程度まで進んでおるか。また、入院しておられる首藤司令補、河野消防士の経過はどうであるかについてお尋ねをいたします。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

検証につきましては、外部で活動した職員だとか軽傷の職員の証言をもとに室内の状況等をまとめてまいりましたが、当時、入院している職員からの事情聴取ができなかったために詳細な部分が解明されておりませんでした。しかし、入院しております首藤司令補それから河野消防士につきましては、過去三回の事情聴取を終えております。この結果ある程度の内容が解明されてまいりましたが、両人の記憶が定かでない部分もあり、決定的なものとはなっておりません。その中で本年一月二十七日に南立石マンション事故調査委員会を設置し、消防活動等についての検証をいただいているところであり、いましてお時間をいただきたい、このように考えております。

それから、入院しております両名の経過でございますが、火災で受傷した後、両名は鶴見病院に入院いたしました。十一月二十一日に首藤司令補は大分医科大学附属病院の方に転院いたしております。

当時の状況は、首藤司令補は熱傷、気道熱傷ということで重症でございます。それから河野消防士は、熱傷により同じく重症という形になっております。その後、両名は四回にわたる皮膚移植を受けまして、現在は、首藤司令補は歩行補助器具、U字型にこうなった

ものがあるのですが、これを使って歩行ができるような状態まで回復し、現在あわせてリハビリを受けております。それから河野消防士は、自力で歩けるように現在回復いたしております。

退院につきましては、主治医のお話によりますと、首藤司令補は状況によっては国立病院の方に転院して、引き続きリハビリと治療を要するというので、現在病院間で調整が行われているようにあります。それから河野消防士については、三月を目途に治療を行っており、その後も引き続きリハビリが必要であるとの医師のお話であります。

○十五番（井田逸朗君） 火災というのはまことに恐ろしいもので、一人が殉職、残る二人は大変な重症ということでございます。そこで、御本人たちの病状が、けがの状況が回復するということが検証の大きなめどと思うのですが、別府警察署の方から入院中のお二人に対して事情聴取があった、このように聞いておりますが、どのような内容の事情聴取か、そこら近所がわかればお教えいただきたいと思います。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

別府警察署の方からは、室内における活動状況を聴取させていただきたいという申し入れがありました。首藤、河野両氏とも、仕事の内容だとか消防署の勤務状況、出勤状況、現場での活動状況について聴取がされたような報告を受けております。

○十五番（井田逸朗君） 十四年の十一月十八日十一時四十八分以来、間もなく四カ月に及ぼうとしているわけでありまして。それほどの大きな火災ではなかったのではないかとと思うのですが、一步間違うとこのような事故が起こるということで、この取り組みの適正さといえますか、肝に銘ずべきである、このように思うわけですね。人一人が殉職してあるわけですね。消防にとっては身を切るような思いだとは思いますが、正確な検証を行い、事故責任あるいは責任の所在、これはきちっとはっきりさせなければならない。我々は、今議会で一回終わってしまうわけですが、その後もこれは引き続ききちっとやっていかなければならん問題ではなからうかと思うのです。市民や外部の方から、よもや身内をかばっているのではなからうかといったような批判は受けてはならないと思うのですね。そういう意味からも、この事故を契機に今後の消防活動の見直しをきちっとして生かしていくべきではないか。市民の生命・財産を守るべき使命を持つ消防職員、これは現場では生と死の背中合わせで活動しているという認識ですね。今回の事故で負傷部位が全員下半身。熱傷を受けておるのですけれども、その原因が装備の装着が十分でなかったといったようなことがもしあったとすれば、生と死の背中合わせの活動ということに対する自覚の緩みがあったのでは、このように危惧するわけでありまして。尊い殉職のこの犠牲を無にしないためにも、基本活動マニュアルの作成、消防業務の見直しが必要であると思っておりますけれども、どのような取り組みを今後されるのか、お答えください。

○消防長（木村善行君） お答え申し上げます。

議員御指摘のように、消防活動は大変危険な業務ということでございます。そういうことで私ども、二度とこういうような事故を起こしてはならないということで、現在、内部でできることはやらせていただいたところでございますし、中期・長期的なことにつきましては、先ほども九番議員さんに申し上げましたけれども、事故調査委員会の結果等、あるいは御提言等を踏まえながら改めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○十五番（井田逸朗君） 委員会でもいろいろと私はお尋ねしましたけれども、しっかりと検証し、原因の究明に全力を挙げ、消防活動にこれを生かして取り組んでいただきたい、このように思うわけであります。

それでは、次の質問にまいります。環境行政についての一番、別府市地域環境美化条例とごみ不法投棄についてをお尋ねしてまいります。

環境美化条例が施行されまして、その後、指定地域の現状はどのようになっているか、その対策は現在どうしておるか、そのことについて総括的にお答えください。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

別府市環境美化条例を制定いたしまして、空き缶、吸い殻等の散乱防止区域を、玄関口に相当します六カ所を指定して、本課の職員がパトロールしたり、業務委託によります散乱ごみの除去作業を行ったりしてまいったところでございますが、いまだ美化意識の徹底がなされていないのが現状で、散乱ごみもいまだ後を絶たないのが現状となっております。

地域ごとに御説明いたしますと、別府駅周辺それから東別府駅周辺につきましては、地元の皆様方の御協力も得られるようになりまして、散乱ごみが比較的少なくなってきつつあるところでございます。国際観光港周辺につきましては、駐車場の有料化に伴いまして、大分県の管理が徹底したこともありまして、良好な状態に保たれている状況でございます。それから関の江周辺の地域につきましては、国土交通省の大分工事事務所の御協力を得まして、あそこに放置されておりました車両すべてが撤去され、立ち入り制限もありまして、現在のところ良好に保たれている状況でございます。九州横断高速道の別府インター周辺につきましては、大分県の御協力によりまして、ごみ箱の撤去がなされ、ごみ箱周辺に散乱しておりましたごみにつきましては改善が見られるところでございますが、自衛隊下の駐車場スペースに放置車両がまだ残っている状況でございます。これにつきましては、管理者であります別府土木事務所に対しまして撤去方のお願いをしているところでございます。最後に別府公園周辺につきましては、適正に管理され、現在のところ良好な状況であると認識しております。

○十五番（井田逸朗君） おおむねそのようであると思いますが、別府インター周辺地域

は、相変わらず放置車両はそのままになっているのですね。二年前から私は言っておるのだけれども、まだそのままになっているのですね。タイヤがなかったりナンバーがなかったり、それがまだ置いてある。ぼい捨てても相変わらずありますし、不法投棄、タバコ、くると回った裏側の生活道路のところですけども、冷蔵庫それからテレビそれから缶、それから雑誌・新聞の不法投棄がありました。もう見ると情けないのですが、二年間にわたって未解決のままです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがありまして、第四条国及び地方公共団体の責務がうたわれております。その一項、二項、それから第五条、きちんと清潔に管理しなさいということで公園だとか道路だとか広場だとか、そこに一項、三項、四項に管理者責任がきちとうたわれております。条例の当事者である別府市、法律による管理者である県と協議して早急に解決をしていただきたい。

ゴルフ場入り口の市道については、ちょっと問題があったのですが、つい数日前、市の管財係の職員の方と自衛隊の方々が協議して、不法投棄のごみを全部処理していただいたようで、それでくいを打って番線で不法投棄ができないようにさくを設置して看板を立てていただいているようですが、やはり一応のこれは応急措置ということで、杉の丸太をくいを立てて番線で引っ張ったさくというのは、あの場所はいわば一番きれいな顔、別府の、人に見せる場所ですね。ゴルフをなさるお客様、観光客あるいはウォーキングをする方、山歩きをする方、いろんな方々、自然と親しむようなそういうための道路でありまして、やはり見せる場所ですから、さらにゴルフ場に向かって左側の方は、見事な木が植栽されてフェンスが設置されています。きれいです。ごみも捨ててない。やっぱりきれいになると美しい。ぼい捨てがない。ところが、こっち側の右側のところは相変わらず。しかし、今度そういう応急措置がなされたので期待をしております。できればきちとしたフェンスの設置、こういったものをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

今御指摘のゴルフ場の入り口の地点につきましては、国有地と市有地との両方存在する地点でございますが、自衛隊の方に対しまして、片づけ方のお願いにお伺いしたところ、早速作業をしていただきまして、きれいになった状況でございます。この議会が終わりましたら、またお礼を兼ねてお伺いしたいと思っておりますので、その折には、今お申し入れのフェンスについてもまた御検討していただくようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○十五番（井田逸朗君） よろしくお願ひいたします。

それでは、環境行政の二番、ごみの分別収集の現状と将来展望、ここに移ってまいりたいと思います。

この問題は、私が一期、初めての一般質問で取り組んだ思い出がありまして、人々が二

十世紀を通して求めてきた物質的量の多さを豊かさとして追い求めてきた大量生産・大量消費、そして大量投棄は、資源の有限化、地球環境の危機といったところから、二十一世紀は物の命を大切に、限られた資源の循環型経済社会体制の構築、これが不可能になった。このような見地から一期目のときに取り組んで、いわゆるごみの中に私が、ごみ問題に深入りしたわけですね。このごみ問題、資源リサイクル問題というのは、やり始めると際限なくのめり込むといったような不思議な魅力のようなものがありまして、ごみを通してその後ろに地球が見えてくるのですね。人間の生き方やライフスタイルが問い直されて、自分自身の心が洗われるような思いがするわけですね、この問題は。

そこで、おさらいといえますか、再確認の意味から、今、別府市のごみの分別収集の現状はどうなっているか、お尋ねをいたします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

本市では、大きく分類いたしまして燃えるごみ、燃えないごみ、その他資源回収として缶・瓶・ペットボトル、古紙、古布の分別回収を実施しております。古布につきましては、昨年十月から新しいルートが確保できましたため、以前は綿製品のみでありましたけれども、古布収集はすべて行っております。収集回数については、燃えるごみ週二回、燃えないごみ、缶・瓶・ペットボトル、古紙、古布については月二回の収集を行っております。一トン当たり収集運搬を含めたごみ処理経費は、およそ三万三千円ほどになりますが、資源の回収にかかる処理経費はそれよりも安く済みますので、今以上に引き続き分別の徹底、資源回収団体の育成等を図ってまいりたいと考えております。

○十五番（井田逸朗君） そうですね、概略そのとおりです。家庭から出される一般廃棄物、これを大きく言うと燃えるごみと燃えないごみに分ける。及び資源回収として瓶・缶・ペットボトル、古紙あるいは古布、これを収集し、そのほかに資源回収としての古紙類、瓶・缶、布、金属類を対象有価物として登録した有価物回収団体、これは営利を目的としない団体ですね。及び回収業者、具体的には別府再生資源事業協同組合が収集している。そのほかとしてテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の家電リサイクル、それから一時多量ごみが出ますね、そういった物。それから粗大ごみ、廃油、牛乳パックのリサイクル、大体こういったものがありますけれども、おおむねこういうことですね。

古布、このルートをつくったということは、大変私は評価できるのではないかと思います。綿製品だけしか受け取らないという自治体もあって、リサイクルがなかなか進んでない、布類の実際は。そういう中でいわゆるポリエステルが混じったような化繊の布もリサイクルできるそのルートを確認したということは、大変すばらしい。私は、それは評価するのですが、それでは、有価物回収団体についてですが、有価物回収奨励金の制度、それから回収団体の数、その回収の中身についてお尋ねします。どのようになっているので

しょうか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

現在登録している団体は、八十七団体であります。内訳は、自治会が八団体、子供会が三十二団体、老人会が十団体、婦人会が九団体、学校関係が十一団体、その他が十七団体となっております。回収については任意であり、古紙、古布類、瓶類、缶類、金属類の有価物を回収いたしております。平成十三年度の回収実績は、古紙、古布類は百二十三・五トン、瓶類が二十万六千四百三十五本、アルミ缶が三十三トン、金属類が〇・六トンであります。奨励金の額は、一升瓶が十円、その他の再生可能な瓶は五円、アルミ缶キロ当たり十円、その他の有価物はキロ当たり五円として、回収量に応じて奨励金を交付しております。平成十三年度は二百四十万六千九百二十六円を交付いたしております。

○十五番（井田逸朗君） わかりました。それでは、家庭から出される以外の事業所系の廃棄物、これはどのようになっていますか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

事業所から出されるごみについては、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されますが、市では、平成十三年四月に事業系一般廃棄物の収集運搬許可制度を導入いたしております。平成十四年四月より行政収集を行っておりません。事業系一般廃棄物は、事業者が直接藤ヶ谷清掃センターに持ち込むか、許可業者に収集運搬を依頼する方法で、事業者の責任において適切に処理をしていただくようになっております。その結果、二月末現在で昨年同期と比較いたしまして三千九百六十三・一二トン、率にして一二・八%のごみの収集量が減少いたしております。

○十五番（井田逸朗君） それでは、不法投棄の現状ですね、どのようになっていますでしょうか。

○清掃課長（松田 磨君） 平成十三年の実績は、通報件数は百三十四件、処理した重量は十五・八トンになっております。前年度と比較いたしますと、通報件数で七十四件の増加、処理重量で三・三トンの減少をいたしております。要因として考えられるものですが、家電リサイクル法が平成十三年四月一日に施行されましたことを考えております。対象となる家電四品目の平成十三年度の不法投棄回収実績は、テレビが六十二台、冷蔵庫が十八台、エアコンは三台、洗濯機は九台、計九十二台を回収いたしております。この分のリサイクル料金は三十万九千七百八十二円を市で負担いたしております。今年度につきましては、現在までテレビ五十九台、冷蔵庫七台、エアコン七台、洗濯機十三台、計八十六台を回収いたしております。このまま推移すれば前年度並みか前年より若干多くなるのではないかと予測いたしております。

○十五番（井田逸朗君） わかりました。それでは、役所内の古紙回収容器、これのリサ

イクルですね、これはどのようになっていますか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

回収したものは、業者を通じて自主ルートでリサイクルされていると聞いております。

○十五番（井田逸朗君） これは、分別を始める前にまず役所から始めるべきだと、「隗より始めよ」ということで意見提言をして設置していただいたわけですが、終末まできちっと聞いておるということではなくて、せっかく分けた分け方が、三段階に分かれていますけれども、きちんとこれはリサイクルされておるように最終、終末までチェックしていただきたい、このように思うわけです。

それでは、ごみの組成分析についてお尋ねをいたします。

藤ヶ谷清掃センターにおけるごみ質ね、私の調べたところでは、大体六〇%が、ごみの六〇%が紙と布と繊維ででき上がっておるのですね。現状はどういうふうになっていますか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

平成十三年度の古紙、古布収集実績は四千六百十五・二五トンで、本年度は横ばいか微増するのではないかと推測いたしております。御指摘のように、昨年、古紙輸出量、過去最高を記録して、国内の景気後退による古布の発生源でメーカーの在庫が減少し、昨年末より相場が上がっております。蘇生に占める古紙等がすべてリサイクルに回せるものとは考えづらいものがありますが、可燃物の中にリサイクルできる古紙が混入されていることも否定できません。市民の方に粘り強く分別の徹底を呼びかけるとともに、好調な相場を背景に有価物の回収団体の古紙回収も回復するのではないかと考えております。大変大事なことです、私ども、真剣に努力してまいりたいと考えております。

○十五番（井田逸朗君） それでは、リサイクル情報センター、これの活動状況はどのようになっていますか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

平成十三年度のリサイクル情報センターの運営状況ですが、来館者数は四十二団体、五千七十六人です。昨年度よりリサイクル抽選会を年三回にふやすとともに、利用数の拡大を目指し、不用品情報登録を推進するため、「もったいないネット」を立ち上げるため、現在担当課と協議中です。

○十五番（井田逸朗君） 以上、いろいろとおさらいをしてきたわけですね。内容は大体承知しておりますけれども、確認の意味でお尋ねしたわけですが、この中でいろいろと諸所の問題点について今から申し上げ、御提言などを次の最後の三番の「資源リサイクル先進都市を目指して」という中でお尋ねをしてまいります。

まず一点目。先ほどのごみの組成分析ですが、燃えるごみの六〇・八%、これが紙、布、

繊維類で占められておるわけですね。これがリサイクルできれば、ごみの量は一挙に減量できるわけですね。もちろんすべてリサイクルというわけにはいかないと思います、資源として使える紙もあれば使えない紙類も中に混じっていますから。しかしながら、本来なら有価物として有価物回収すべき古紙、布類が、相当燃えるごみとして捨てられているというのが現実ですね。

古紙について言えば、ひところは、私が前、何度か質問したのですが、その当時、紙が余ってストックヤードに積み上げられてリサイクルされることもなく、むなしく繊維が劣化して焼却するしかないという状況が続いておったのですよ。回収量は、そのとき年間一千三百万トンで、回収率が四八%ぐらい。ほぼ半分は燃やしておった。木の量に、立木にすると二億四千万本の木である、こういうふうなことでありました。それで、「五五作戦」といって古紙の混入率を五五%に何とか持っていきこうということが、その当時目標だったのです。なかなか実施できなかった。

ところが、現在どういうことかということ、ストックがないのですね。もうほとんど切れかかっている。どういうことかということ、平成十二年、二〇〇〇年で回収量がふえて一千八百三十三万トン、そして回収率が五八%、一〇%ふえたのです。恐らくあと五年もすれば六〇%を超えるのではなからうかということまで非常に進んできておるわけですね。混入率、いわゆる古紙の混入率も非常に上がってきております。五八・八%。したがって、まさに隔世の感という思いがあるのです。この原因は、主に中国への輸出がふえた。国内で消費するよりも値段が高いのですよ、キログラム当たりが。値段がいいのですね。だから中国へ中国へ流れていくものだから、本来いうと循環型社会で国内で消費されるようになると非常にいいのですけれども、今のところは中国へ中国へと品物が流れていっておるわけです。

それで、古紙は需要が今非常に好調なのです。したがって、この古紙の回収をもっと効率的に行う必要がある。燃えるごみの中からも分別して古紙を回収するほか、有価物回収団体の数が八十七ということですから、これがもっとふえて、新聞・雑誌、段ボールなどの古紙の集団回収量が増加しなければならないと私は思うのです。有価物回収団体の数が、平成八年には百三十五団体あったのが、現在八十七団体、減少してきているのが何か気になるのです。自治会で回収しているところは、当初八団体あったのですけれども、今でも八団体のままなのです。これをどういうふうにふやしていくかということが問題になってくると思うのですけれども、それには発想の転換が必要になると思うのです。燃えるごみ、燃えないごみという分け方は、これはごみは捨てるという考え方が根底にあるわけですね。ごみを燃やすか砕いて埋めるという考え方であって、本来の分別ではない。第一になすべきことは、徹底した分別である。そうすると、多くの物が資源としてよみが

えってくる。まさに「捨てればごみ、分別すれば資源」という言葉が重みを持つてくるわけです。

ごみ収集にはお金がかかります、税金もかかります。しかも有料ですね、有料。ごみはお金がかかる。しかしながら、同時にしっかり分別して資源として出すならば、回収するならば、それはお金にかわるというシステムがはっきり、わかりやすい形で市民にそれを提供して定着する必要があると思う。具体的に言うならば、液瓶は十円と五円と今計算して還付していますけれども、それはいいでしょう。古紙、缶、布、金属類、これは一律五円とかいろいろ、まちまちなのですが、もう一律十円、こういうふうにわかりやすくして計算する。今の回収団体が八十七ありますけれども、それに加えて自治会を主体として回収を行う。

私はかつて質問で言いました。今は川口市の方は、まだもっと先に進んでいますけれども、当時言ったときには町会、自治会ですね、向こうは「町会」と言うのですけれども、自治会システムを取り入れて成功をおさめておるのです。どういうことかということ、具体的に言うと、当時七百世帯の町内で古紙を月に十二トン集めて出しておったのです。そうすると幾らになるかということ、キロ十円ですから、十二トンというと十二万円なのですね。一年で百四十四万になる。古紙だけでこれだけなのですよ。あと古い布とか金属類が加わればすごい金額になる。百五十万を恐らく超すのではないかと思う。これよりもっと大きい、ここはナンバー四番目ぐらいの、ベスト・フォーぐらいの町内なのですよ。まだ大きいところはあるのですけれどもね。

ですから、こうなれば自治会としては重要な財源になって真剣に取り組んでいくことになるのですね。ボランティアとか人の善意とか良識のみに頼るやり方というのは、非常に尊いのですけれども、やっぱり限界があるのですね。生活事情の変化とか他所に移転したとか、健康上の理由・問題で熱心な人が活動できなくなったら、もうその団体の運動というのは急速に衰える。ですから、非常に安定的な形でやっていくにはどうしたらいいか。そうすると、これはお金に換金できる。ごみを出すときには有料だけれども、分別して資源として出したらお金になるのだと。ごみは宝、資源であるという意識を徹底する。そして、安定した組織と行政がうまくかみ合う。安定した組織というのは、やっぱり私は自治会ではなかろうか、こう思うのです。このシステムをぜひ構築する必要があると思うのですね。

これは古紙だけではなくて古い布についても同じですね、ウェスというのですね。あるいは金属類についても同じだと思ふのです。他市に先んじてこのルートが確保できているということは非常に心強い。一トン当たりのー私が発想の転換が必要だというのはーごみの処理費が運搬費を含めて三万三千六百九十円ぐらいかかるのですね、大体そのぐら

いかかる。ところが、それをもし資源として出すならば、仮にキロ十円としたら一トン一
万円かかります。しかし、その分ごみが減ればどうなるかという、三万三千円から一万
円市民に還付をするから二万三千円経費が節約になる。つまり出すお金が確かにかかると
いう考え方から一步転換して、その分だけごみの減量化、資源のリサイクルができていく
ということになる。これが発想の転換である。これが一点目ですね、このシステム。

二点目ですけれども、このことを実施するとなると、大変これはいろいろな障害が出て
くる。理解が十分いかないと、どこの自治体でもリサイクル先進都市は、最初は清掃業務
課、環境部の方というのは大変苦労している。いろいろな行政で持っていくのは当たり前
ではないかとかいうようなことで苦労する。しかし、それを乗り越え乗り越えやっていく
ときに、人々の意識が変わってくるのです。リサイクルを通して非常に意識が高くなる。
私は、ごみの問題はその国、あるいはその自治体の精神文化の成熟度のバロメーターであ
る、このように思うのです。ですから、周知徹底するためには、自治会が今八団体しか
登録してないことを見ても、資源リサイクルの意識の浸透がまだ不十分であると私は推測
するのです。ですから、自治会に対する啓発、それとリサイクル情報センターの活用をフ
ルに使っていただきたい。これが二点目ですね。

最後に三点目。これは不法投棄についても先ほど私がちょっと言いましたが、ほとんど
が通報に基づく活動であります。別府のまちから不法投棄、ぼい捨てがなくなったら、ど
れだけ美しいまちになるでしょう。別府というまちは、そもそも、もともとから美しいま
ちなのです。本当にそう思います。やはりぜひ清掃課でも巡回ごみパトロールをやって
もらいたいと思うのです。もちろん常時専従はできないかもしれませんが、定期的
に行政としてパトロールカーの巡回をして不法投棄のチェックをしてもらいたい。例えば
今、パンで清掃課が動いていますけれども、その車が例えば車体が緑色のグリーンカー。
名前は、適当な名前を公募してもいいし、つけても。例えば「そよかぜ号」とかですね。
それは仮の話ですけれども、そういうふうな名前の車が常にリサイクル、資源回収の広報
や自治会の連絡、ごみの不法投棄のパトロールなどで先頭に立って縦横無尽に活躍してい
く、そのような体制をつくっていただきたい、このように思うわけですけれども、まとめ
て三点言いましたけれども、よろしく御答弁ください。

○生活環境部長（井上泰行君） お答えします。

今、十五番井田議員の方から、任期中におきまして、ごみのいろんな提言といいますが、
お話をいただいたところでありまして。そうした中で清掃課といたしましても、一般廃棄物
の処理につきましては、その時期その時期で対応してきたわけですけれども、今提言のあ
りました分別リサイクルを徹底するお話、また発想の転換が必要ではないか、それからご
み処理は人々の心に訴える形の中で意識していただいて不法投棄、そういう防止、啓発と

いいですか、そういうことの必要性についての御提言、それから不法投棄に対します巡回パトロールカーといいですか、その車の件についての御提言があったわけですが、観光立市であります別府市にとりましては、環境問題の取り組みの中で、観光の取り組みの中では「ホスピタリティー」という言葉を言っています。そうした心の部分につきまして、一般市民の方々がごみに対するホスピタリティーといいですか、環境に対するホスピタリティー、環境に負荷を与えないその取り組みといいですか、そういうことを試験的に取り組んでいただくといえますか、啓発していく、そのことが清掃課に与えられたそういう仕事ではないかなというふうに感じています。

今御提言がありましたことにつきましては、今後参考にしまして、巡回パトロール車も含めまして対応をその時点、買いかえといえますか、そういう時期が来ましたら、その車のことにつきましても対応して検討してまいりたいと思います。

○十五番（井田逸朗君） ぜひ「地球にやさしい別府」、リサイクル先進都市を目指して皆さん方、奮闘をお願いして、私の質問を終わります。

○市長（井上信幸君） 環境問題に大変御造詣の深い井田議員さんの最後の御質問を聞きまして、本当に心温まる思いでございます。私も三年前にドイツに行きまして、ごみ事情視察をさせていただきました。ごみの集積基地にも入りまして、また、ごみ環境問題で非常に熱心なまちの取り組みにも勉強させていただきました。その中で私が大変興味深かったのが、通訳をしていただいた方が、このごみについて、私どもはもう狭いマンションの一室ですけれども、七つに分別して出しているのですと。これはもう私たちの義務としてやっているのです。これを母親がやれば、子供が生まれてきても自然にリサイクルの習慣形成ができるのです。だからドイツでは、学校でもそういうことをきちっとやっているのですと。この言葉を聞いて私は帰ってまいりましたが、日本は本当にそういう面では、経済的な先進都市でありながら、こういうごみ問題については非常に発展途上国でございます。こういう面ではこれからも別府市のごみ問題については、もっともっと取り組みをきちっとしていかなければならない、このように思います。

また、本当に捨てればごみ、回収すれば資源、いわば金に変わっていく。そしてまた、今まで最初に取り組んだのが、ごみ収集の家庭におけるごみ指定袋制でございましたけれども、この問題についても賛否両論がございましたが、今になってみると非常にそれはよかったな。まだまだこれだけはいけないという御指摘もありましたので、今後完全に七つに分別して出せるというような、こういう体制づくりがこれから本質だと思います。

最後に御指摘いただきましたが、本当に私はありがたく拝聴させていただきました。きょうをひとつ、この議会を最後に御勇退をなさるということをお聞きしました。どうぞ勇退後も今までに増します倍旧の御支援と御協力を市にいただければありがたいと思います

し、また健康には十分御留意をいただきまして、ますます御活躍賜らんことを御祈念申し上げます。私のお礼と答弁にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）
○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日八日及び九日は休日のため本会議を休会とし、次の本会議は十日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日八日及び九日は休日のため本会議を休会とし、次の本会議は十日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、十日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時 零分 散会